

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 6 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成29年6月13日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第29号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第6	議案第30号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
日程第7	議案第31号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例の一部改正)
日程第8	議案第32号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第9	議案第33号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第10	議案第34号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
日程第11	議案第35号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)
日程第12	議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
日程第13	議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
日程第14	議案第38号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第39号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第40号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第41号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第42号 市道路線の認定について
日程第19	議案第43号 動産の取得について

日程第20 議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら
に準ずる者とするに関する同意について

開会

(9 時 30 分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成29年第2岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第29号から議案第44号までの議案16件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○吉本議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、田畑昭二議員及び福岡進二議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○吉本議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○吉本議長 日程第3 諸般の報告を行います。

5月12日に開催された平成29年度和歌山県市議会議長会第1回総会において、永年在職議員表彰が行われ、本市議会においては、山本重信議員が10年在職一般表彰を受けました。

また、5月24日に開催された全国市議会議長会第93回定期総会において、永年在職議員表彰が行われ、本市議会においては、松下 元議員が15年在職一般表彰を受けましたので、ご報告いたします。

両議員、まことにめでとうございます。これまでの議員活動に対し敬意を表し

ますとともに、今後も市政発展のため、ご活躍を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案16件と報告3件であります。

次に、平成29年第1回定例会から平成29年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成29年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成29年4月19日水曜日、大阪市のシティプラザ大阪で、第82回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、平成28年度近畿市議会議長会会務報告、平成27年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算、平成28年度近畿市議会議長会会計の出納検査結果報告、支部提出議案3件の審議、会長提出議案の平成29年度近畿市議会議長会会計予算の審議、役員の選任が行われ、当市は近畿市議会議長会理事及び全国市議会議長会評議員並びに建設運輸委員に選任されました。

その後、新旧役員代表挨拶が行われ、最後に、次期近畿市議会議長会定期総会の開催市である京都府城陽市議会議長の挨拶が行われ、第82回近畿市議会議長会定期総会が終了されました。

定期総会終了後、読売テレビ放送報道局解説委員の高岡達之氏を講師に招き、「ニュースの裏側からキーワードで日本の今後を読む」と題して、研修会が開催されました。

次に、平成29年5月12日金曜日、御坊市の花ご坊で平成29年度和歌山県市議会議長会第1回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、議員表彰式に引き続き、平成29年2月6日から平成29年5月11日までの会務報告、平成28年度和歌山県市議会議長会会計決算及び平成29年度和歌山県市議会議長会会計予算の審議を行いました。

その後、協議事項では、次期総会開催市と日程について協議を行い、和歌山市で10月30日月曜日に開催することを決定し、平成29年度和歌山県市議会議長会第1回総会が閉会されました。

次に、平成29年5月24日水曜日、東京都千代田区の東京国際フォーラムで全国市議会議長会第93回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、会長選任、表彰式に引き続きまして、平成28年5月1日から平成29年4月30日までの全国市議会議長会の会務報告、平成27年度全国市議会議長会各会計決算及び平成29年度全国市議会議長会各会計予算の審議、各委員会委員長報告、部会提出議案27件及び会長提出議案4件の審議、部会等推薦役員の選任、顧問・相談役員の委嘱、閉会式にて感謝状の贈呈が行われ、全国市議会議長会第93回定期総会が閉会されました

総会終了後、各委員会合同会議が開催され、当市は建設運輸委員会に出席し、正副委員長が選出され、その後、事業の概要説明がありました。

以上です。

○吉本議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○吉本議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

汗ばむ陽気に、早くも夏を感じる季節となりました。議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、平成29年第2回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに深く感謝申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告申し上げます。

まず初めに、市政懇談会についてであります。今年度も区・自治会長会との共催により、7月1日から7月29日までの間、市内18会場で実施をいたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、「クリーン缶トリー運動イン岩出」についてであります。この運動は、市民の方々に美化意識の向上と生活環境の保全に対する認識を深めていただくことを目的に、毎年開催しており、第26回目となる本年度も、河川愛護月間中の7月9日、日曜日に開催することとし、現在準備を進めているところであります。

当日は、市内5カ所で一斉開催するとともに、他の地域においても自主的に美化運動に取り組んでいただくことにより、市民が一体となって、「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」を目指して、活動する機会として実施した

いと考えております。多くの方々にご参加いただけるよう、周知啓発に努めてまいりますので、議員各位におかれましてもご参加のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、浸水対策についてであります。山崎地区の対策について、国土交通省が実施している紀の川狭窄部対策事業とあわせて、浸水被害の解消・軽減を図るため、平成28年10月から工事着手していましたが排水ポンプ設置工事が6月10日に完了いたしました。今後も、市内の浸水対策については、国や県と連携し、重点的に取り組んでまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。ねごろ歴史の丘を道の駅として登録を受けるべく協議を進めてきたところ、去る4月21日に、道の駅として認定されました。現状においても、道の駅として最低限必要な施設は備えていることから、既に道の駅の形態をとって、トイレ及び駐車場は24時間開放しておりますが、さらなる道の駅機能の強化のため、新たに団体客向けトイレ、案内休憩施設、物産販売所などを備えた施設の建設を行い、年内に改めてグランドオープンしたいと考えています。

次に、いわで夏まつりについてであります。去る5月30日に開催された実行委員会におきまして、今年度も8月最終土曜日の26日に開催することが決定されました。いわで夏まつりは、夏休み最後の花火大会として、市民のみならず近隣市町からの来場者が多くっており、「活力あふれるまち ふれあいのまち 岩出」をPRできる絶好の機会と捉えていますが、一方で、雑踏事故や駐車場不足による交通渋滞が懸念されることから、今後、より一層の安全確保、円滑な開催に留意してまいります。

次に、教育関係についてであります。教育委員会では、今年度の重点目標として、「確かな学力の育成と文化・スポーツの振興」の達成に向け、関係機関との連携をより密にしながら取り組んでいるところです。

学校教育では、4月18日に全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストが実施されました。各学校においては、学力調査から見えてきた課題や成果等を分析・検証し、さらなる授業改善や補充学習に取り組むなど、児童生徒に基礎学力を身につけさせるためのPDCAサイクルを確立させてまいります。

生涯学習分野では、生涯スポーツの推進の一環として、市民プールの新設計画に取り組んでいます。4月から簡易設計を行い、平成30年7月のオープンに向け、本定例会に設計監理委託料の補正予算を上程していますので、慎重審議の上、ご承認

くださいますようお願いいたします。

また、岩出図書館では、平成29年5月14日に入館者200万人を達成し、同日、記念セレモニーを開催いたしました。今後も、市民のニーズを的確に把握し、多くの皆様に親しんでいただける図書館運営を進めてまいります。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○吉本議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）～

日程第20 議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

○吉本議長 日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件から日程第20 議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についての件までの議案16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が9件、平成29年度補正予算案件が4件、市道路線の認定案件が1件、動産の取得案件が1件、農業委員会委員関係の同意についての案件が1件の計16件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第29号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、改正を要したものであります。

次に、議案第30号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正を要したものであります。

次に、議案第31号 岩出市税条例の一部改正及び議案第32号 岩出市都市計画税



条例の一部改正につきましては、いずれも地方税法等の一部改正に伴い、改正を要したものであります。

次に、議案第33号 平成28年度岩出市一般会計補正予算第6号についてであります。既決の予算の総額に1億4,095万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を168億3,257万2,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、歳入実績による地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び地方交付税の補正のほか、各事務事業費の精算及び交付決定等による事業財源等について、また、歳出では、各事務事業費の精算のほか、入札等による請負及び購入差額、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金及び決算収支見込みによる基金積立金等について補正するものであります。

なお、繰越明許費補正については、繰り越すべき事業経費の変更によるものであります。

次に、議案第34号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額に7,391万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を67億8,659万1,000円としたものです。

主な内容は、歳入では、療養給付費等国庫負担金の確定のほか、国・県普通調整交付金、国・県特別調整交付金、前期高齢者交付金、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金並びに一般被保険者に係る延滞金及び第三者返納金の増額について、また、歳出では、一般被保険者に係る療養給付費、療養費及び高額療養費の確定のほか、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第35号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額から4,078万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を28億8,054万9,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費、地域支援事業費に係る国・県支出金及び支払基金交付金並びに市繰入金のほか、雑入について、また、歳出では、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費及び特定入所者介護サービス費の減額について、また、地域支援事業費では、介護予防ケアマネジメント事業費及び任意事業費の減額について補正するものであります。

次に、議案第36号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号につい

てであります。既決の予算の総額から1億1,678万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を26億1,669万1,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、受益者分担金、受益者負担金、消費税還付金、下水道事業債の確定及びそれらに伴う一般会計繰入金について、また、歳出では、修繕料、委託料、工事請負費、用地購入費、水洗化助成金、補償費及び紀の川中流流域下水道（那賀処理区）建設負担金のほか、借入額、利子の確定による下水道事業債の元金償還金及び償還金利子について補正するものであります。地方債については、下水道事業債の決定に伴う起債金額の変更により補正するものであります。

次に、議案第37号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号についてであります。既決の予算の総額から283万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を3,434万2,000円としたものであります。

その内容は、墓地使用申込件数が当初見込み数を下回ったため、補正するものであります。

続いて、平成29年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第38号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に6,755万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を152億8,255万6,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、事業費に伴う国庫支出金の事業財源のほか、事業採択及び人事異動等による諸収入について、また、歳出では、人事異動等による人件費のほか、コミュニティ助成事業補助金、短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険適用拡大による社会保険料、財務書類作成支援業務委託料、子ども医療扶助事業に係る事務費、介護保険特別会計繰出金、高等職業訓練促進給付金、下水道事業特別会計繰出金及び市民プール建設事業に係る設計監理委託料等について補正するものであります。

次に、議案第39号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に19万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億6,559万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国・県支出金、市繰入金及び介護給付費準備基金繰入金について、また、歳出では、生活支援コーディネーター社会保険料、共済組合負担金及び共済組合事務費負担金について補正するものであります。

次に、議案第40号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に

ついてであります。既決の予算の総額に721万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を27億9,476万2,000円とするものです。

主な内容は、歳入では、歳出の補正に伴う一般会計繰入金について、また、歳出では、人事異動等に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第41号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出予算の総額から244万5,000円を減額し、補正後の予算の総額を19億5,970万3,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第42号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等13路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号 動産の取得についてであります。消防団の防火・防災能力向上を目的とした消防団貸与車両購入について、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに同意についてであります。認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により認定農業者に準ずる者の割合を過半数としたいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○吉本議長 これ、市長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月19日月曜日、午前9時30分から開くことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月19日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時00分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 6 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第２号）

平成29年 6 月 19 日

| | | |
|--------|-------------|---|
| 開 議 | 午前 9 時 30 分 | |
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 平成28年度予算の繰越使用報告について |
| 日程第 3 | 議案第 29 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第 4 | 議案第 30 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正) |
| 日程第 5 | 議案第 31 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正) |
| 日程第 6 | 議案第 32 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第 7 | 議案第 33 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市一般会計補正予算第 6 号) |
| 日程第 8 | 議案第 34 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号) |
| 日程第 9 | 議案第 35 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算第 5 号) |
| 日程第 10 | 議案第 36 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第 4 号) |
| 日程第 11 | 議案第 37 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第 1 号) |
| 日程第 12 | 議案第 38 号 | 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 13 | 議案第 39 号 | 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 40 号 | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 議案第 41 号 | 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 | 議案第 42 号 | 市道路線の認定について |
| 日程第 17 | 議案第 43 号 | 動産の取得について |
| 日程第 18 | 議案第 44 号 | 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら
に準ずる者とするに関する同意について |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第 3 号につきましては、質疑、議案第 29 号から議案第 44 号までの議案 16 件につきましては、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○吉本議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりです。

次に、受理した請願第 2 号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり厚生文教常任委員会へ付託します。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 報告第 3 号 平成 28 年度予算の繰越使用報告について

○吉本議長 日程第 2 報告第 3 号 平成 28 年度予算の繰越使用報告の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようにお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

1 番目、尾和弘一議員、報告第 3 号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

まず、報告第 3 号について質疑を行います。

今回、繰越明許費として、庁舎新築事業に関して及び駐車場造成事業に関してということで報告がありました。まず、第 1 点の庁舎新築事業に関してですが、これに関しての全体的な進捗状況及び青写真、どういう構造になっているのか、構想になっているのか、まず第 1 点、お聞きをしたいと思います。

さらに、駐車場の問題であります。造成工事に関しても同様に、現在の岩出市役所内の駐車場については狭隘な、非常に狭い実態にあります。市民の皆さんが市

役所に申請なり用事で来られた場合、車を置く場所がないということで苦情が多く来ております。こういう点からいって、駐車場の造成に関しては、これは早急に解決すべき事項であろうと考えておりますが、この造成によって何台駐車場の置くスペースがふえるのか。それから、完成時期、いつぐらいを目途に計画をされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 おはようございます。

通告に従い、答弁をいたします。今回の予算の繰越使用報告については、繰越計算書のとおり、科目、事業名、繰越額、財源内訳を報告するものです。事業の詳細につきましては、予算計上時、いわゆる当初予算、それと6月議会のときに本会議及び委員会でご審議をいただいておりますので、まず、その分を説明させていただきます。

ご質疑の庁舎新築事業と駐車場造成事業につきましては、平成29年第1回市議会定例会、前回の3月議会でご審議をいただき、既に可決をいただいた繰越明許費でございます。内容としましては、平成28年度事業として計画していましたが、市役所庁舎南側の用地が取得できたことから、庁舎建設位置の見直しによる事業内容変更を行い、繰越事業として、現在、事業に取り組んでいるところです。

ただいまご質疑にありましたけれども、進捗状況でございます。既に皆さんご存じのとおり、今、駐車場の造成事業をしておるところでございます。建物につきましては、ただいま設計中でございます。

それから、駐車場ですけれども、現在のところ40台強の駐車場の確保が見込まれております。それから、完成時期につきましては、今年度の早い時期に完成を目指してございます。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 庁舎についてですが、今設計をしている段階だということですが、もう既に青写真ができているのか。実態の把握について、議会のほうに提出をしていたきたいと思いますが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、駐車場についてですが、40台余り、この駐車場造成によって使用ができるということであります。1年間の流れでいきますと、確定申告時、これは非常

に込み合います。車の置く場所がない。さらに、きょうも実態としては、私も車を入れようと思ったんですが、入れる場所がなくて、法務局のほうに置いてきたという実態があります。

こういう実態の中で、市民の皆さんが、この実態をどのように見ているのか。

それから、あわせて職員の車については、現在、何台置いておられるのか、あそこのスペースに。

さらに、駐車場に関してですが、他の地方自治体では、出入り口のところに、自動であれして、窓口で印鑑を求め、出入りができるようなシステムになっておるところが多くあります。こういう考えも、一考で考えるべきだと思いますが、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 ただいま再質疑でございます。

庁舎の新築事業につきましては、ただいま設計段階でございます。構造といたしましては、一応鉄骨2階建てを考えておると、それでございます。

それから、青写真、いわゆる図面の提出を議会にということでございますけれども、議会から資料の請求がありましたならば、こちらで対応させていただきます。

それから、確定申告時に駐車場が不足している。それは十分、私どもも認識してございます。ということで、今、造成しているところで、40台程度の駐車場の確保ができるということで、若干解消するのかなと思っております。

あと、それから職員の駐車台数、それから駐車場のゲートをつくって、印鑑を求める、この件につきましては、今回の議題とは外れておりますので、答弁は控えさせていただきます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 庁舎の関係でご質疑をさせていただきたいと思います。

2階建てということで、どういう部署がこの2階建ての新庁舎に入るのか、これについて決まっておりましたら、ご答弁をいただきたい。

それから、駐車場に関してですが、構想として、私が他の地方自治体の関係で述べたわけでありまして。それについて議題に外れるとか、外れないとかという問題やないわけです。現在、そういう構想があるのか、持っているのか、持っていないのかということでお聞きしているわけですから、それについて誠実に答弁すべきであ

るというふうに思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 ただいま再々質疑についてお答えをいたします。

どの部署が入るかというのは、現在はまだ決まっておりません。今後、検討して決めてまいります。

それから、印鑑を求める件ですけれども、そういう構想は、今のところございません。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第3号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）～

日程第18 議案44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

○吉本議長 日程第3 議案29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件から日程第18 議案44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意の件までの議案16件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのしないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質疑を行いたいと思います。

まず、議案第29号、国保税条例関係から行きたいと思います。この29号では、2点お聞きしたいと思います。

1つは、条例改定における対象世帯数というものが何世帯あるのかということと、この条例に該当する、関係する額ですね、この額だけお聞かせをいただきたいと思っています。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 おはようございます。

増田議員の質疑にお答えいたします。

条例改正による5割軽減の対象世帯数は、医療分で23世帯、後期高齢者支援金分で23世帯、介護納付金分で12世帯の増加を見込んでおります。また、2割軽減の対象世帯数は、医療分で28世帯、後期高齢者支援金分で28世帯、介護納付金分で12世帯の増加を見込んでおります。

2点目の軽減される影響見込み額につきましては、5割軽減世帯は、改正によるもので124万8,440円を見込んでおります。また、2割軽減世帯は、改正によるもので47万2,750円を見込んでおります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、国保関係においては、うちの家にも納付書、これが送られてきたんですが、今回のこの条例に該当する方については、納付書との関係でいうと、軽減されたという、そういう部分の中での計算されたという部分の中で、納付書が送られてきたというふうに見ていいのでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回、平成29年度の当初の国保税納税通知書が発送されましたが、それにつきましては、今回の軽減についても反映された形となっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第30号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 30号の質疑を行います。

この議案については、説明のときには、段階的に改定するというふうな説明もあ

りましたが、今回のこの改定によって改善されるのかどうかという点が１点と、条例の中では、第１号に該当する扶養親族という部分において、補償の基礎額というのが100円、433円から333円でしたかね、下がるというふうなことも書かれていますが、実際には、全国的なこの条例を制定していく上で、全国的基準というふうなもので、全国的な自治体としても改定がされるものなのか、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の１点目、段階的改定による改善についてですが、補償額につきましては、扶養親族の構成により増減が発生する場合がございます。

２点目についてですが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の扶養親族加算額が改正されたものであり、同政令の改正に準じ改正するものでございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明では、補償については、実際には上がる、段階的ということもあったんですが、上がる人もあるし、下がる人もあるというような、そういう認識でいいんでしょうか。

それと、もう１点は、市として、今回の消防団員の方のこういう補償が下がるという部分については、改定された国の事由ですね、それについては、市としてはどのような理解というんですか、されているんでしょうか。今回、こういうような改定しなければいけないという、そういうのは何か国から説明みたいなんはあるんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

補償については、上がる、下がると、今、議員のおっしゃったとおり、扶養親族の構成によりまして、上がる方もいらっしゃる、変わらない方もいらっしゃいますし、また、下がる方もいらっしゃいます。

次に、市としての処遇内容は下がるのか、改定ですけれども、今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律、この扶養手当の支給額が段階的に変更されたことに伴いまして、その基礎としている非常勤消防団員等に係る損害補償

の算定の基礎、その額が旧法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められている省令になってございますので、その改正がされたもので、岩出市として、特にそういう何かというものはございませんけども、政令が改正されたことに伴う条例の改正となってございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第33号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 33号、28年度の一般会計の補正予算で、2点お聞きをしたいと思います。

今回の補正の中においては、これが交付金関係、この部分においては、非常に金額的には乖離というものが出ているというふうに私は感じていますし、実際にそうだと思うんです。この点について市としてどう見ているのかと。配当割の交付金、また、株式譲渡割の交付金とか地方交付税関係、こういう部分なんかにおいても、なぜ、今回このような形になっているのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、あともう1点は、市としても各種基金への積立金というものをされているんですが、実際には、現在の市として、都市計画事業資金基金と、また、教育施設建設事業基金と、減債基金を初めとして、公共施設整備基金、また、財政調整基金と、各積み立てがされてきているんですが、基本的には、市として、今後の事業というんですか、そういうのがどういうふうな形を市として捉えて、それに対してどのような考え方を持っているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の1点目の質疑について、お答えいたします。

配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成27年度交付見込み額に、国が示す地方財政計画の伸び率を乗じて当初予算を算出しております。

結果的には、地方財政計画の伸び率どおりには伸びなかったということが、乖離が生じたということでございます。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 ご質疑の地方交付税の関係ですけれども、地方交付税は国から配分される財源であることから、地方財政計画を踏まえ予算計上しています。普通交付

税につきましては、平成27年度の交付実績をもとに、国が示す地方財政計画の増減率を踏まえ、当初予算を計上していましたが、交付額が確定したため補正するものです。また、特別交付税につきましては、平成26年度の交付実績を踏まえ、当初予算を計上していましたが、交付額が確定したため補正するものでございます。

それから、2点目の基金の関係でございます。教育施設建設事業基金と財政調整基金につきましては、当初予算及び年度内の補正予算において、取り崩ししていたものを積み戻しするものでございます。

それから、都市計画事業資金基金につきましては、都市計画税収納見込み額のおおむね2分の1を次年度以降の都市計画事業の財源とするため積み立てをするものです。

それから、減債基金につきましては、臨時財政対策債の償還に備えて、現在、積み立てをしているものでございます。

それから、公共施設整備基金につきましては、今後の公共施設の整備及び改修等に備え、積み立てを行うものでございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 配当割の交付金、また、株式譲渡関係ですね、これについては伸びがなかったということについては、今、経済情勢なんかも非常にかかわってくると思うんですが、こういう点においては、市として、これだけ伸びなかったというような要因という部分については、どのように、本来はもっと伸び率があってもいいんじゃないかというふうに思っていたと思うんですが、伸びなかった要因というのは、どういうふうなものを考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 伸びなかった要因ということでございますが、配当割交付金につきましては、株価の影響及び企業の内部留保による配当の減少などが考えられると思われます。

株式等譲渡所得割交付金におきましては、株式市場が低迷したことによるものと考えます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長　続きまして、議案第34号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　議案第34号、28年度国保会計について、2点お聞きをしたいと思います。

1点目は、この予算書を見ますと、財政調整交付金、こういう部分において非常に大きな乖離が出ているんじゃないかというふうに思います。当初予算ではどのような見立てをしていたのかという点をお聞きをしたいと思うんです。

国庫支出金についても、財政調整交付金において、普通調整交付金と特別調整交付金と合わせて1億円が今回されます。そして、県の支出金の面においては、財政調整交付金の面では、普通調整交付金で7,800万円の、逆に減額というふうになっていますし、特別調整交付金では6,500万円増額になっていると。こういうような現状が、なぜ生まれたのか、そういう見込み違いという部分の要因というのは、どういふものがそういうふうになってきたのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、実際には、歳出の面で見ると、一般会計への繰出金というのが1億円を超える額がされてきているんですが、収入の面から見て、国からの交付金というものが主なものであって、なぜ基金に積み立てるという方向ではなしに、一般会計に繰り出すのかというこの理由についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長　増田議員ご質疑の1点目、財政調整交付金において、当初予算でどのような見立てをしていたのかについては、当初予算における県の調整交付金は、過去の交付実績をもとに計上しております。今回、平成27年度まで普通調整交付金6%とあわせて交付されていた調整額の部分が、平成29年2月に県の交付要綱が改正されたことにより、平成28年度については、特別調整交付金の国民健康保険事業運営調整分として交付されました。当初予算では、この調整分を普通調整交付金の歳入として見込んでいたため、今回のような増減が生じたものでございます。

2点目の歳入は、国からの交付金関係が主なものであり、一般会計へ繰り出す性格のものではなく、基金に積み立てる対応が求められるが、その理由はについてですが、今回の専決処分で一般会計繰出金として1億976万4,000円を繰り出ししておりますが、近年、医療費の急激な伸びにより、毎年、その他一般会計繰入金を繰り入れている状況で、その累積残高は、平成28年度末で3億9,383万9,000円となっております。このような状況から、一般会計への繰り出しを優先すべきであり、基金に積み立てる性格のものではないと考えます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 特に、この財政調整交付金においては、28年度の予算のときに、実際には県で制度が変わったという形で、このときにも、たしかこの場所で、市の考えは増額になっている形やったかな、金額の違いというのがあると。県からいただいた資料の点で、少し見解の違いがあるんだということなんかも指摘をしたと思うんです。

そういう点では、実際には、今言われた県のそういう部分の中での状況が違いがあるんだという点、この点については、やっぱりしっかりと、そういう制度、予算のときにはしっかりとそういうような形で対応していくのが非常に大事かなというふうに私は思うんですが、そういう点では、今回、制度が変わったときに示されたそういう点においての市としての見込み違いという部分が生まれた、そういう部分についての考え方ですね、それについて、少しどうだったのかという点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをいたします。

県の調整交付金において、市が見込み違いをしておったのではないかとというご指摘であります。28年度予算を組んで、それを執行しておるその途中の29年2月に県の交付要綱が改正され、その年の28年度分の調整交付金が仕組みが変わってきたということでもありますので、見込み違いには当たらないということでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 38号について、質疑を行いたいと思います。

この一般会計の中には財務書類作成支援業務委託料というものが載っていますが、これの財務書類という書類内容、それはどういうものなのかと。そしてまた、委託する中身については、どういった内容を委託をされるのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思います。

それと、子ども医療費関係なんかも12ページのところに載っているんですが、説明では、8月から制度が変わるんだというような説明もいただきましたが、制度そ



のものについてはどのように変わるのか、また、市としては、どのように変えていくというふうに考えているのかという点をお聞きをしたいと思います。また、その場合に、医療関係、市民への周知という点においては、どのように行っていくのかという点、お聞きをしたいと思います。

3点目は、市民プールに関係する部分です。市民プールの測量設計の委託料というものが減額になって、一方では、今度できる市民プールの建設に対しての部分も載っていますし、そういう点では、今後の新しくできる市民プール、これについての市の構想というんですか、どのようなものをつくろうと考えているのかという点、現時点で、今の市の考えなんかをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員ご質疑の1点目、財務書類の関係です。財務書類の中身につきましては、地方公会計制度における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書の4種の財務書類です。

委託の中身は、国の要請に基づく統一的な基準による財務書類作成・整備のための支援となっております。

以上でございます。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の2点目、子ども医療について、8月から制度内容が変わる説明もされたが、どのように変わるのかについては、小中学生の通院において、8月から現物給付を開始いたします。具体的には、岩出市内の取扱医療機関で、小中学生が外来受診した場合、受給資格証を提示すれば、窓口負担が1割になります。今回、補正予算に計上しているシステム改修は、その現物給付化に対応するために行うものでございます。

また、医療機関、市民への周知については、岩出市内の医療関係には、医師会等の関係団体の会合に出向き、直接説明または文書にて事前に周知を図ってきたところであります。7月には、対象となる市民に直接通知いたしますとともに、市広報や取扱医療機関にポスターを掲示するなどして周知を行ってまいります。

○吉本議長 生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 増田議員のご質疑3点目、市民プール測量設計委託料の減額理由は、についてお答えいたします。

プール建設に係る予算を明確にするため、新たに6目市民プール建設事業費に設

計監理委託料を計上させていただいたことにより、5目のプール建設に係る測量設計委託料を減額させていただいております。

続きまして、4点目、市民プール建設に対する市の今後の構想はどのように捉えているのかについて、お答えいたします。

市民プールについては、老朽化した市民プールを統合し、新たに浄水設備を有する屋外型プールを建設することにより、市民のスポーツニーズに応えてまいりたいと、そのように考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の財務書類関係ですね。今るる貸借関係なんかの書類なんかも含めて、いろんなものを委託するんだというんですが、これについては実際には、こういう業者の方に委託しなければならないような、そういう難しい書類なんですか。その辺、なぜ、職員の方なんかが、そういうことは扱えないような、そういう難しい専門的な部分がどうしても必要だというような形で、その作業を委託するというふうに捉えていいんでしょうか。この点が、まず1点です。

もう1点は、市民プールなんですが、今、市民プール、市民の方なんかもいろんな要望とかもあると思うんです。そういう点においては、市民の要望という部分については、市としては、どのように市民の声に応じていく対応をとられていこうとしているのか、既に市民の皆さん、やっぱり声を聞いてつくっていくというのが非常に大事だと思うんですが、今後、市政懇談会なんかもある中で、そういう声なんかも出てくるんじゃないかなというふうにも思いますし、その辺について、市民の声という部分については、どのように反映していくような考えを持っておられるのかという点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再質疑でございます。

職員でできないのかと、そういうようなことでございます。先ほど申しましたように、統一的な基準による整備をしろということ、総務大臣のほうから通知来た内容でございます。この業務につきましては、財務書類等の作成・公表するために、会計の専門的知識を有する者からの支援を得ることによりまして、円滑な公会計事務の推進、それと正確な会計処理による財務書類を作成するというところでございます。当然、職員のできるのであれば、今回、補正予算は計上していないわけでご

いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○吉本議長 生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 増田議員の再質疑、市民プールに対する市民の要望にどう応えていくのかについて、お答えいたします。

市民プールにつきましては、スポーツ推進員や周辺市民の方々のご意見を参考にさせていただいて、建設等をしていきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第44号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第44号については、通告、かなりちょっとあるんで申しわけないなと思うんですが、順次聞いていきたいと思います。全部で9点ありますので、よろしくお聞きしたいと思います。

今回のこの議案第44号、説明の中では農業委員会委員については、認定農業者等と。また、これらに準ずる者とするというふうに変更するというものなんですが、そもそも、これらに準ずる者という者を変更される理由ですね、この点について、まずお聞きをしたいと思います。

そして、2点目には、現在の認定農業者数の人数、これについては、個人と法人別でお聞きをしたいと思います。

そして、3番目に、そもそも認定農業者に準ずる者という者は、農業に従事している関係において、どのような方を指すのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

そして、新たに追加されるに該当する認定農業者に準ずる者という方の該当する人数ですね、市としては何人ぐらいあるのかということを見ているのかという点、お聞きをしたいと思います。

5点目として、第2条の第1号の規定で、当該の農業委員会の区域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれるもの、また、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する組織の役員、農業の経営、または技術について、すぐれた知識及び経験を有して、地域において指導的立場にある者として、地方公共団体に認められた農業者との規定というものも、こういう規定なんかも、今の規定の中で、これあるわけなんですね。その中で、今度、新しく農業委員会の構成というものについて、こういう規定に、さらに、これらに

準ずる者という者を追加して、農業委員さんの割合というものを過半数にするというふうにしているわけなんです、その理由についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、農業委員会のあの規定の中では、国の承認との関係という項目なんかもあるわけなんです。その中では、委員さんが、少なくとも4分の1を認定農業者というようなことを初めとして、いろんな規定をかけていく中で、特に、岩出市のように認定農業者が少ない場合という形においては、国の承認という関係規定があるわけなんです、今回の農業委員会の委員さんについて、国の承認という点においてはどうなっているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、今回、農業委員会については制度が大きく変わってくるという中で、任命に当たっては、議会の同意を得る前に、候補者となる方の農業委員の推薦というものをいろんな団体なんかへ求めたり、また、公募ということなんかも行うことだっていると思うんです。この点においては、市としてはどうなっているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、8点目においては、利害関係という部分についての規定なんかも新たに変わってきているわけなんです、この利害関係との関係、これは規定との関係では、どのように捉えているのでしょうか。

そして、女性や青年の登用というもののなんかの部分についても、農業委員会の任命に当たっては、著しい偏りというもののんかが生じないように配慮するというようなことも求められているわけなんです、年齢とか性別という、こういう点についての部分については、どのように捉えているのでしょうか。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1番目、認定農業者等が農業委員会委員の占める割合の過半数にならないため、認定農業者に準ずる者を含めることを議会に同意を求めるものです。これらに準ずる者とは、元認定農業者、農業士が該当いたします。

続きまして、2番、認定農業者人数は、応募の個人が1人、応募の法人はございません。

3点目、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に該当する者で、当市では、元認定農業者、県から認められた農業士です。

続きまして、4番目、市内の認定農業者に準ずる者は、元認定農業者と農業士を考え、41名になっております。

続きまして、5番目、認定農業者に準ずる者とは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号のイからヌに該当する者であり、今回、その同意を求めるもので、認定農業者が少ないためです。

6番目、認定農業者等及び認定農業に準ずる者で過半数を占めることができるため、農林水産大臣の承認は必要ございません。

続きまして、7番目、農業委員会等に関する法律第9条に基づき、委員を任命しようとするときは、農林水産省で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体、その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をすることになっており、紀の里農業協同組合に候補者の団体推薦及び個人の募集を行いました。募集の方法は、個人・団体推薦等を含め、岩出市広報2月号、ウェブサイトにより、平成29年2月1日から平成29年3月2日間、募集を行っております。

続きまして、8番目、農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見の具申等を行っており、その公平・公正な判断を強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映されることが適当です。このため、市町村は農業委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係の有しない者のを含めるようにしなければならないことになっており、当委員についても1名を含めております。

続きまして、9番目、農業分野において、女性の役割が重要となっていることから、女性委員を積極的に登用いたします。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 2点ほどお聞きしたいと思うんです。

これらに準ずる者というような書き方になって、実際には、今回、認定農業者という方についての関係で、今お話しいただいたんですが、そもそも、この認定農業に準ずる者という、この規定の部分に該当する人数というのは、今は、何か市内で41名というような、若干説明もあったと思うんですが、41名の方が、要するに、今回、この条例に関して準ずる者という、そういう方に該当する方の人数が41名でいいのかどうかという点をちょっと確認したいのと、あと、8点目に書いている利害

関係を有しない者という者を含まなければいけないというふうになるわけなんです  
が、この場合、利害関係を有しない者という点においては、直接、全く農業に携わ  
っていないという方ではないと思うんですが、その辺の農業委員会の構成をかけて  
いく中で、実際には、認定農業者というのと、また、これに準ずるという分につい  
ては、農業にどうしてもかかわりがあるというふうにならざるを得ないという部分  
の中で、利害関係を有しない者という部分については、どのような形で先行してい  
く基準というんですか、どういう方が利害関係を有しないという方になるのか、こ  
の点をちょっと説明していただきたいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

認定農業者に準ずる者を構成に入れるということにつきましては、農地法改正に  
より、農地事業に対して熱心に行うということに該当することから、元認定農業者、  
農業士を含めよという農林水産省の通達が来ております。

そして、中立委員の構成につきましてはですけども、先ほども言わせていただいた  
とおり、公平・公正な判断を強く求められる組織であるという面から、当市におい  
ては、そういう中立な立場の法令遵守をする立場の方に推薦いただいております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけ、今、中立的な立場ということをおっしゃられたんですけども、  
それは農業なんかで、田畑というんですか、田畑なんかも持っておられて、当然、  
そういう方も持っておられるという方だというふうに理解していいのかどうか、そ  
の辺だけちょっと再度確認したいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

非農家限定という考えはございません。法令遵守する立場の方を任命することに  
なっているようになっております。

以上です。

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩

(10時25分)

再開

(10時40分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第29号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 それでは、今回の議案について質疑をさせていただきます。

なお、増田議員の質疑と重複する関係があるかも知れませんが、私として質疑を行いますので、具体的、詳細にご説明をいただきたいと思います。

まず第1点、議案第29号について質疑をさせていただきます。

今回の専決処分に関して、この改正により影響する対象者数はどうなっているのか、及びその金額は幾らとなるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

条例改正による5割軽減の対象者は、医療分で50人、後期高齢者支援金分で50人、介護納付金分で17人の増加を見込んでおります。また、2割軽減の対象者は、医療分で43人、後期高齢者支援金分で43人、介護納付金分で14人の増加を見込んでおります。

2点目の軽減による影響金額は幾らとなるのかにつきましては、5割軽減対象者は、改正によるもので124万8,440円を見込んでおります。また、2割軽減対象者は、改正によるもので47万2,750円を見込んでおります。前段、第1番目の回答につきましては、先ほどと異なりまして、人数ベースでお答えをいたしております。先ほどは世帯でお答えいたしました。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。人数ベースと世帯数ベースと、対象者というのは選定基準が変わるのでしょうか。1世帯の中に2名おられるとか、3名おられるとかという解釈をしていいのか、それとも別個に、世帯数と一くくりにして、人数は人数でいくと、軽減額を算定するということなんでしょうか、ちょっと再度

答弁を求めます。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

国民健康保険税の課税につきましては、世帯単位ということでご存じかと思いますが、すけれども、各家族、世帯に対して課税をいたします。それに対して、その世帯の構成する人数が被保険者ということになるのでございますが、ただいまの回答につきましては、人数に焦点を当てて回答したものでございます。

例えば、対象となる世帯が1世帯で2人、次の2世帯目で3人ということであれば、対象世帯としては2世帯、対象人数としては5人、こういう考え方で、対象となる世帯、また対象となる人数を立て分けて、先ほどから答弁をさせていただいております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、全体的には、金額については差異はないと。世帯数と人員との計算の算出のやり方で、今報告あったんですけども、総額としては、今ご答弁のいただいた内容と同じだという理解でよろしいのでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 今、尾和議員ご指摘のとおりでございます。人数から見た場合、世帯から見た場合の区別のみで、金額に差異はございません。

○吉本議長 続きまして、議案第30号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第30号について、お聞きをしたいと思います。

この条例案の中で、各業務従事者内容が出ておりますが、その人員についてお聞きをまずしたいと思います。

それから、損害補償の改定により、現行と改定後の比較についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目、介護補償の、現在、対象者というのはおられるのかどうか。

現在、この年金受給をされている方がおられた場合に、どういう影響が出てくるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。



総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目についてですが、消防法の規定による消火もしくは延焼の防止もしくは人命の救助、その他の消防作業、または市町村が行う救急業務に協力した者、水防法の規定による水防団員の公務、災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者が対象であり、人員につきましては、現在の消防団員数が326名でございます。また、協力した民間人も対象となります。

2点目についてですが、補償額については、扶養親族の構成により、現行と比較して増減が発生する場合がございます。

3点目についてですが、介護補償の対象者はいません。

4点目についてですが、現在、傷病補償年金の支給を受けている者は、施行日以後の期日に係る補償額については、改正後の規定に基づいて補償額が決定されます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

○尾和議員 年金受給者というのは、おられないということよろしいですか。介護補償はゼロやけども。

○吉本議長 再質疑ですか。

○尾和議員 いやいや、答弁がなかったんで。

○吉本議長 改正後ということですよ。

総務課長。

○木村総務課長 済みません。失礼いたしました。介護補償の対象者はおりません。

また、障害補償年金の受給者もございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。消防団員326名、その他の協力者について、これは該当しますよということなんですが、そうしますと、事故があって、どの段階で協力者として認定をするのか、その基準は決まっているのか。要するに、消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者、応急従事、措置従事者ですね、これらの段階については、消防団については適用はあるんですけども、それ以外については、どの段階でこれ認定するのか、後からするのか、前の段階で、これは協力者だという認定をした上で処理をするのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、2点目なんですが、現在、配偶者については現行から100円下がると。

子供の加算額については50円のアップになると。それから、配偶者がいない場合の加算額については30円下がるということで、それぞれなんです、孫とか父母、祖父母、弟、姉妹、重度心身障害者については、配偶者がいない場合、1の場合ですね、配偶者がいない場合については367円の加算額が削除され、さらに、新設として300円改定後につけられるということなんです、そうしますと、非常勤消防団員の改定後の常時介護者を要する場合、現行と改定後の金額について、臨時介護士、介護を要する場合の現行と改定後について、どのように変わるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目、民間の人が協力した場合、どこの時点で基準というか、対象になるのかということですが、まずは救護等に協力した者、救急業務に協力した者ということで、そこでしていただいたか、いただいてないかというのがございます。ただ、その方がけがをした、もしくは亡くなられた、あとは障がいが残った、そういうときには、うちのほうから基金のほうに報告書を出します。基金で認められるかどうか、そこが基準となつてございます。

次に、2点目ですが、介護ですが、これにつきましては、3号から6号につきましては300円ということになってございます。介護補償につきましては、傷病等が2級以上の者について、介護を受けたために費用を支出したとき、その費用を限度額まで支給するものでございまして、この支給額については、今回の条例の改正により変わるものではございません。支給額の限度額となりますと、支給額が決定されてございます。今回の扶養親族等の加算額、これには関係ございません。額は決まったもので、その限度額ということで補償がされるということになってございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、協力従事者、消防団員以外の方のそれについては、例えば、事が発生したと。その段階で、ボランティアで自主的にそれにかかわった。かかわったことによって障がいをこうむった、死亡したという場合の、これは非常にシビアな問題やと思うんですね。

そうかといって、前の段階で協力してくれと言いながら、誰かの指示によって協力した場合と自主的に協力した場合と、ここの判断が非常に難しいんじゃないかな。

いわゆる指揮命令系統の中で、その判断をすべきだと思うんですが、そこら辺についてのマニュアルというんですか、指針というんか、基準というのはあるんでしょうか。

それから、非常勤消防団員に対する損害補償の限度額についてですが、これは私が調査をしたところ、改定がされているんですよ。ご存じやと思うんですが、最高限度額が10万4,950円から10万5,130円、その他、改定の部分があるんですけども、これは岩出市では、この改定額については、今回の条例には含まれていないという解釈でよろしいんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員、再々質疑についてですが、民間協力者ということで、民間人が消防作業等に協力したときということで、事故現場付近で救急隊員から要請を受けて、救急業務に協力した者、または事故現場等で119番通報により口頭指導員の指示のもとで、要救助者の応急手当てに従事した者、そういう者が対象となっております。

次に、2点目ですけれども、介護補償につきましては、今回の条例改正には含まれてございません。

○吉本議長 続きまして、議案第31号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第31号について、質疑をさせていただきます。

まず、第33条の解釈について、お聞きをしたいと思います

それから、第61条の2、対象事業者について、岩出市内で何件あるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、第10条の2で、企業主導の保育事業について、現在、岩出市内で、このような保育事業をしている企業はあるのかどうか。

それから、2番目に、市民緑地のために使っている土地、これについては、岩出市内で何筆あるのか、その何筆と平米数について、わかれば答弁をいただきたいと思います。

それから、今回のわがまち特例に関して、ほかに導入すべきわがまち特例として検討されてきたのか、案件はないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、最後に、この実施した場合の影響と効果、それから、コスト計算を含んで、岩出市におけるその算定について、実態はどうなっているのか、お聞きをし

たいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑の1点目、第33条の解釈についてですが、第33条の主な改正内容は、特定配当等、すなわち上場株式等の配当等に係る所得について、所得税の確定申告が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、その申告書に記載された事項、その他事情を勘案して、課税できることを明確にするものでございます。

具体的に申しますと、上場株式等の配当等に係る申告については、所得税、個人住民税、ともに総合課税、源泉徴収のみの申告不要、申告分離課税のいずれかを選択することができます。

例えば、所得税の確定申告書で、総合課税を選択した場合であっても、個人住民税において申告不要を選択した場合には、個人住民税の申告内容をもとに課税できることを明確化するものでございます。

続きまして、2点目、第61条の2の対象事業所についてですが、市内に対象となる事業所は、現在のところございません。

3点目の10条の2の企業主導型保育事業及び市民緑地の用に供している土地についても、ただいまのところ、市内には該当はございません。

また、わがまち特例に関して、他に導入すべき案件はないのかについてでございますが、わがまち特例は、地方税法に定める範囲内で、個々の地方公共団体、市町村が特例割合を条例で定めることができる仕組みでございます。特例割合を定めることはできますが、わがまち特例自体を市独自で導入することはできません。したがって、実施した場合の影響と効果については、市独自で実施できませんので、回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最初の33条の解釈の点なんです、そうしますと、2月15日から確定申告を一応したと。した後、譲渡所得なり株式の、それが所得が発生したよという場合には、これはみずから市役所に届け出をして、届け出をした後、課税対象にするという解釈でいいのか。それとも、その年度、ことしで言えば、昨年度、今年度については、いわゆる翌年の2月15日に確定申告をした段階で処理をすればいいのか、

それはどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、61条の2、10条の2に関しては、岩出ではないということなのですが、わがまち特例の中で、目新しいものとしては、例えば、償却資産の問題で、私は特に注目している点があるんですが、例えば、再生可能エネルギーの発電装置については、償却資産については、特例割合として課税標準額を3分の2に軽減しますよという取り組みをしている地方自治体があります。

岩出においても、再生可能エネルギーである太陽光発電が、田んぼとか、いろんなところで今設置をされておりますが、これについて、岩出市ではその償却資産について導入する考えはないのか、現行のままでいくということなのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、実施した効果と影響については、現在のところないということですが、本来は、これ、実施したコスト計算によっては、国のほうから、その償却資産、減額した分については補填をするということで制度になっておりますので、基本的には、もっと積極的にここら辺については、市の持ち出しにならないわけですから、もっとわがまち特例を導入して、市民の皆さんの声に応えるということが必要ではないかなと思うんですが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑について、お答えいたします。

まず第1点目でございますが、申告を2月15日、3月15日まで、確定申告をしていただきまして、それから、その後、その年度の納税通知書が送達される日までに、また、市の申告書を出していただくことにより、また違った形、所得税とは異なる課税方式で課税することができるよということでございます。

2点目、太陽光発電についてでございますが、太陽光発電につきましては、第10条の2の第10項で、既にわがまち特例として導入しております。

それから、今後もわがまち特例を導入していくべきではないのかということですが、岩出市では、地方税法に定められているわがまち特例については、全て導入しておりますので、今後とも地方税法に従って導入してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 わがまち特例に関して、再度お聞きをしたいと思うんですが、全て導入をしているということなんですが、確認ですが、水質汚濁防止法による汚水または廃液処理施設、大気汚染防止法の指定物質排出特例、それから土壤汚染対策における特定有害物抑制施設、それから、今、私が質問した再生可能エネルギー、ノンフロン製品、それから、サービス付高齢者賃貸住宅、これら等については、全て岩出市については導入をしているという解釈でよろしいかどうか、確認だけしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑について、お答えいたします。

今、尾和議員が言われた分について、全て導入しているということでございますが、ノンフロンにつきましては、今回の改正で廃止となっております。

○吉本議長 続きまして、議案第33号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第33号、28年度補正予算についてお聞きをしたいと思います。

第1点は、臨時福祉給付金に関してであります。現在、取り組みをされておると思います。現時点で、直近で結構ですので、給付金の未給付金額は幾らとなっているのか、それについて何%がまだ給付されていないのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、養護老人ホームの入所措置についてであります。現在、岩出市において、こういう措置をしている老人の皆さんは何名おられているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、予防接種委託料のマイナス1,800万余り計上されておりますが、これはどういう理由で委託料が減額となっているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑の1点目、臨時福祉給付金に関して、給付金の未給付金額は幾らか、何%になるのか、お答えします。

申請書は、支給対象者となる可能性のある方の世帯に発送してございます。申請された方の申請書を審査し、支給要件に合致する方全てに支給していますので、未給付金額はございません。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 養護老人ホーム入所処置者数につきましては、平成29年3月末の措置者は7人であります。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員ご質疑の3点目、予防接種委託料、マイナス1,878万円の理由についてですが、これは予防接種委託料の平成28年度実績による減額で、主に肺炎球菌やポリオ、日本脳炎ワクチン等の接種実績が、当初見込みより少なかったことより減額するものです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 一番最初の臨時福祉給付金に関してですが、ちょっと私の質疑とちょっとかみ合わない点があったんで、対象者は総数何人あって、現在、申請者が、された方は全額給付されておると思うんですが、そのもとの数字は幾らであって、現在、未申請者、これは何人あるのか、金額は幾らなのか、その割合を聞いたんで、ちょっともう一遍お願いしたいと思います。

それから、予防接種の減額についてですが、肺炎ワクチン等の接種者数が少なかったということですが、やはり、これは65歳以上の方の肺炎については、非常に死亡原因になるということで、国もワクチン接種に積極的に取り組むべきだという趣旨でされているんですが、それについての啓発、それから接種されようとしている方、ここら辺について、この制度をもっと広報して、市民の皆さんに勧奨していくというような取り組みが必要ではないかなと思うんですが、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

発送者数が何件で、支給したのは何件という、まずご質疑ですが、あくまでも発送者数は支給対象となる可能性のある方の世帯に発送してございますので、発送件数で申しますと、低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時給付金に関しましては、発送者数が3,196世帯、それに対して、支給世帯は2,817世帯となっておりまして、

この分母のほう、あくまでも可能性のある方の世帯となっておりまして、支給された世帯の割合で言いますと88.1%、支給金額は1億668万円となります。それから、臨時福祉給付金の簡素な給付措置に関しましては、これ、障害・遺族基礎年

金受給者向けの年金生活者等支援臨時給付金とセットになっているところでございますけども、これに関しては、これもあくまでも支給対象となる可能性のある方の世帯といたしまして、6,757世帯です。

それから、支給件数でございますけども、4,417世帯で、割合としては65.4%、支給金額が臨時福祉給付金、簡素な給付措置で申し上げますと、これは人になりますが、2,162万1,000円、7,207人分でございます。

それから、障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時給付金につきましては、この7,207人のうちの294人で、882万円となっております。

以上です。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

高齢者の肺炎球菌について、もう少し啓発・周知すべきではないかというご質疑だったと思うんですが、高齢者肺炎球菌につきましては、ご承知のとおり、65歳から5歳刻みで100歳までの方が毎年対象になるんですけども、この方々につきましては、直接、個人に個別で通知書を送付して、勧奨しておる次第でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 臨時福祉給付金の問題であります。申込期限がことしの9月22日で締め切られると思うんですが、もし、9月22日締め切りまでに申請がない場合、されていない方、これらについてはそこで打ち切りで、そのまま支給しないのか、それとも猶予期間を設けて、再度求めて申請をしていただくというような手だてをしていくのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

申請期限を過ぎた方に関しましては、そこで打ち切りといたします。

それにつきまして、広報、それからウェブ、それからdチャンネル、それから機会を捉えまして、介護保険の納付通知書、それから国民健康保険の納付通知書、それから期限が9月22日までになってございますので、敬老会の案内通知の中で、申請されていない方に申請していただくように周知をしてみたいと思います。

既に、国民健康保険税と介護保険の納付書については、その案内文を同封しているところでございます。



以上です。

○吉本議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第38号、29年度補正予算についてお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、子ども医療費扶助利用に関してであります。先ほどもご答弁をいただきました。その中で確認をしたいと思うんですが、この医療関係の地域指定のところで、岩出市内の医療機関でかかった場合は、資格証を提出すれば現物給付ですと。岩出市以外の、例えば、紀の川市とか和歌山市で、その他の医療機関でかかった場合は、今までどおり3割自己負担分を払って、領収書を岩出市内に申請をすると、市役所に提出をするという制度でよろしいでしょうか。その点について確認をさせてください。

それから、高等職業訓練給付金についてですが、これについては、母子家庭とか、いろんな生活困窮者のために制度としてつくられたものでありますが、現在までに何人が給付されて、現在、何名の方が給付対象者として、その訓練事業に参画されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、市民プールに関してですが、これ、ちょっと私、先ほどの答弁で聞き漏らしたんですが、屋外、屋内なのか、それとも老朽化した今までの東と西にあるプール、これについては、このプールができた場合に閉鎖をするのか、継続してつくっていくのか、こちら辺について統一したものがあれば、お聞きをしたいと思います。並びに、設置場所について、現在、どこを考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、超過勤務手当に関してであります。超過勤務手当については、マイナスの各原課のところが多くありました。集計しますと459万余りが超過勤務手当の減額として、今回、予算提案をされておりました。しかし、一方、増加をしているところをチェックをしますと、これまた、大体450万ぐらい符合するんですね、大体。突き合わせたんじゃないかなと思うぐらい、プラスマイナスで現行になっております。

その中でお聞きしたいのは、老人医療扶助費、それから商工総務費、これが極端にぼんと増加をしております。これについて、その理由をご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員のご質疑にお答えをいたします。

子ども医療扶助事業に関して、全般的なお話は、先ほど増田議員にご説明させていただいたとおりであります。そのうち、ただいまの地域指定は岩出市内だけかということでもありますけれども、岩出市内だけでスタートをさせていただきます。

岩出市内の取扱医療機関で小中学生が外来受診した場合に、受給資格証を提示すれば窓口負担が1割になるということでもあります。一方で、岩出市外、紀の川市や和歌山市等で受診された場合は、一旦3割をお支払いいただいて、後日、岩出市保険年金課で手続の上でお返しをさせていただき、申請の上でお返しさせていただきます。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 高等職業訓練促進給付金について、お答えいたします。

過去5年間の促進給付金の延べ支給件数につきまして、28件ございます。また、その後、資格を取得され、修了支援金交付されたり、何らかの形で就職・進学された方につきましては、11人いらっしゃいます。

以上です。

○吉本議長 生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 尾和議員の質疑、3点目、市民プール建設について、ご答弁させていただきます。

市民プールにつきましては、現在の老朽化した市民プールを統合し、屋外プールを総合体育館敷地内に建設してまいりたいと考えております。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の超過勤務手当についてですが、今回の補正予算につきましては、4月の人事異動に伴った補正となっております。その中でも、老人医療のほうにつきましては、超勤の非対象者から対象者になったことによる、異動によったことによる増になってございます。

また、商工観光につきましては、産業振興課まちづくり推進室ができたことによる増となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 子ども医療費の事業のことで、ちょっと再度お聞きをしたいんですが、申請件数、過去、年度別で結構ですので、どれだけあったのか。それと、やはりこ

の制度そのものが矛盾をしていると思うんですね。岩出市内のみで、また複雑になると。市民の皆さんは、こういう制度はどうかという意見が多く出てくると思うんですね。現在でもあると思うんですが、かえって、市職員の業務をふやすことにならざるを得ないのではないかと思うんですが、そういう点、危惧をしているんですけども、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、市民プールの建設のところで、私、第1回目で、老朽した東西のプールについては、副課長のほうから老朽化したのは統合するという表現を使われました。ということは、東西のプールについては閉鎖をして、総合体育館に一本化をするのか、これについてお聞きを再度したいと思います。

それから、市民の要望としては、やっぱりオールシーズンで室内の屋内プールを常設する声が強いですよね。だから、そういう声に応えるためにも、屋内プール形式の対応が求められるのではないかなと思うんですけども、これらについて検討される意思があるのか、今後どうしていこうと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員のただいまの再質疑におきまして、子ども医療の申請の実績はどうかということですが、平成28年度実績で、申請件数は6,152件となっております。

続いて、子ども医療の現物給付化を進めるに当たって、これは業務をふやす結果につながりはしないかという心配でございますけれども、市の方針としましては、1割負担の考えが、事故やけがや疾病予防に対する意識を高めていただくこと、また、将来にわたって、この制度を安定的に進めていくこと、そういうことを総合的に勘案した上での措置でございますので、業務をふやすという点については、そちらについては原則を優先させていただきたいと考えております。

○吉本議長 生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

まず、現在ある2プールにつきましては、閉鎖を考えております。また、オールシーズンの屋内プールの検討の意思についてですが、教育委員会としましては、屋外型の浄水機能を有したプールを考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 子ども医療に関してですけども、今、ご答弁をされました。今回のシステムの変更については、将来、岩出市が完全無料化をするための1ステップやと私は考えておるんですけども、それにも備えるというシステムの変更も含めた内容なのか、そこら辺について、再度、またオール無料になったとき、また変えなあかんと、予算組まなあかんというようなことのないように、そこら辺も含めたシステムを考えておられるのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員、ただいまの再々質疑において、子ども医療費の今回のシステム改修については、将来の無料化を見据えてのものかということですが、今回のシステム改修については、あくまで現物給付の1割負担ということでの改正でございまして、将来の無料化までを見据えたものではございません。

○吉本議長 続きまして、議案第43号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第43号、動産の取得について、質疑をさせていただきます。

今回、新たに車両の購入を2件されるということであります。旧の車両と比較して、どのような向上点、どういう点で効率がよくなるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

どの分団に、この購入される車両を配置されるのかをお聞きしたいと思います。

さらに、今まで貸与していた車両についてはどうするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目についてですが、旧車両の性能を基本としておりますが、ポンプの真空性能等の向上はいたします。

2点目についてですが、どの分団ということで、第1機動隊と第4機動隊に貸与いたします。

3点目についてですが、契約の金額は、下取り金額を含めた金額となっております。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

○尾和議員 3番目の答弁がないので。

○吉本議長 下取りに出す。

○尾和議員 下取りするということやな。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 こういう高級な車両ですから、もちろん今までも整備とか点検とか、各分団でされておられると思うんですが、そこら辺の分団配置後のチェックをどのようにされようとしているのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、下取りということなんですけども、これ、入札で済むのか、それとも買い取り業者のほうでそれを処分をしてもらうのか、そこら辺について、どのようにされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、点検等につきましては、日常の点検は、それぞれの消防団で行っていただいております。また、法定に沿った整備点検も法どおりに行っております。

続きまして、今まで貸与していた車両につきましては、入札に含めてございますので、業者での買い取りとなってございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 処分の件なんですけども、いわゆる購入した業者に、そこへ渡すということなんでしょうかね、今の話では。その点、再度確認をさせてください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑ですけども、購入業者にお渡しいたします。

○吉本議長 続きまして、議案第44号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第44号、農業委員会に関する改正の条例案について、質疑をさせていただきます。

まず第1点、条例定数に関してですが、14名ということで、現在決まっておりますが、今回の選出については、14名であるということで理解よろしいのか。

それから、2番目に、応募者と推薦者、ここらについて、どのような形で選定を

されてきているのか、お聞きをしたいと思います。

3 番目、農業委員の任命については、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないとか、委員会の所管に関する事項については、利害関係を有しない者ということで、1 名それを入れられるということでもありますけども、この 1 名でいいかどうか。農水省の方針では、弁護士なり、司法書士なり、行政書士、専門の士業に割り当てをしている地方自治体もあります。ここら辺について、どのような形でされようとしてきているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、認定農業者の認定等市内における人員については、先ほど答弁をいただきましたが、この問題についてもご答弁をいただきたいと思います。

それから、農地利用適正化推進委員の新設が、農業委員会で任命された後設けられますが、これについての時期はいつごろになるのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

定数条例に関してなんですけども、先ほど、尾和議員がおっしゃられた 14 名としております。

続きまして、2 番目、応募者と推薦者についてなんですけども、農業委員個人の応募者は 13 名、団体推薦者の応募者は 4 名、合計 17 名の応募をいただいております。

3 番目、任命に関してなんですけども、この件に関しては、農業委員会委員は認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合、認定農業者に準ずる者とするについて、議会の同意を得て、市長が農業委員を任命することになっております。

4 番目、認定農業者の認定と市内における人数についてなんですけども、市内における認定農業者の人数は 2 名です。元認定農業者は 24 名になっております。

続きまして、5 番目、農地利用適正化推進委員の新設についてなんですけども、現在、農業委員会の委員の機能が、委員会として決定行為、各農業委員の地域での活動が 2 つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするため、主に許認可の意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農地利用適正化推進委員を新設いたします。新設については、農業委員会の総会にて委嘱することになっております。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後の点から行きますと、農業委員会で委嘱をするということになりますが、第1回の農業委員会で、それは委嘱の手続をするということになるのか、それとも、その他募集とかやっていくのか、ここら辺について、推進委員については、定数は政令で定める基準に従い、条例で定めるというようにうたわれておりますが、ここら辺について、農業委員と兼ねることができないとか、こういう委嘱手続上の制約があるんですけども、ここら辺についてどのようにされていくのか、ご答弁をいただきたいと思います。

並びに、その任期ですね、それについてもご答弁をいただきたいと思います。

それから、公平・中立の立場で、今回、あす、議会のほうに人事案件が提出されようとしているんですけども、公平・中立の立場の者が1名でいいのかと。ここら辺については、再検討すべきではないかというふうに思っておりますが、ここら辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 第1点目、農業委員会での委嘱の予定なんですけども、第1回農業委員会の会議において委嘱する予定としております。

続きまして、農業委員の任期の件なんですけども、任期は3年です。

そして、利害関係者を有しない者を入れることを1名でいいのかの件につきましてなんですけども、その件については、農水省で確認しましたところ、1名による任命でいいと回答をいただいております。

推進委員の定員なんですけども、岩出市農業委員及び推進委員の定数により6名と定めております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の農業委員会の改正については、基本は、農地をいかにして優良な農地を守り、農業の第1次産業を推進していくかというのが主な目的であります。それに沿うよう農業委員会の運営を要望しておきたいと思います。これは答弁は要りません。

以上で、私の質疑を終わります。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第29号から議案第44号までの議案16件に対する質疑を終結いたします。

す。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第44号までの議案16件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月27日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月27日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時45分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 6 月 2 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成29年6月27日

| | | |
|-------|---------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 議案第29号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第3 | 議案第30号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第31号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第32号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第33号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市一般会計補正予算第6号) |
| 日程第7 | 議案第34号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第8 | 議案第35号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第9 | 議案第36号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号) |
| 日程第10 | 議案第37号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第11 | 議案第38号 | 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第39号 | 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第40号 | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第41号 | 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第42号 | 市道路線の認定について |
| 日程第16 | 議案第43号 | 動産の取得について |
| 日程第17 | 議案第44号 | 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら
に準ずる者とするに関する同意について |
| 日程第18 | 請願第2号 | 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書 |

| | | |
|-------|--------------------|-------------------|
| 日程第19 | 議案第45号 | 岩出市公平委員会委員の選任について |
| 日程第20 | 議案第46号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 議案第47号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第22 | 議案第48号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 議案第49号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 議案第50号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第25 | 議案第51号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第26 | 議案第52号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第27 | 議案第53号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第28 | 議案第54号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第29 | 議案第55号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第30 | 議案第56号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第31 | 議案第57号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第32 | 議案第58号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第33 | 議案第59号 | 岩出市農業委員会委員の任命について |
| 日程第34 | 委員会の閉会中の継続調査申出について | |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第29号から議案第44号までの議案16件につきましては、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第2号につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第45号から議案第59号までの議案15件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案第45号から議案第59号までの議案15件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）～

日程第17 議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

○吉本議長 日程第2 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件から日程第17 議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意の件までの議案16件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案16件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月19日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）の外議案11件です。

当委員会は、6月21日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第6号）所管部分、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第38号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第40号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第42号 市道路線の認定について、議案第43号 動産の取得について、議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに關する同意について、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号の所管部分、議案第36号及び議案第37号は承認、議案第38号の所管部分、議案第40号、議案第41号及び議案第43号は可決、議案第42号は認定、議案第44号は同意しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）については、消防団員等の公務災害の認定基準は。公務災害の認定は誰が行うのか。また、災害発生後、判定する際の仕組みは。について。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正について）では、肉用牛の売却による事業取得に係る市民税の課税の特例について、該当者はいるのか。について。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正について）、質疑はありませんでした。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第6号）所管部分については、職員採用試験委託及び評価替に伴う鑑定

評価業務委託の詳細について。警備委託料、自治会等振興助成金、巡回バス補助金及び滞納処分費の減額理由は。土地改良事業費地元分担金の減額理由は。また、地元分担金の割合について。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）についてでは、紀の川中流流域下水道建設負担金の詳細について。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）についてでは、墓園手数料が減額となっているが、市内、市外の販売実績は。また、PR方法について。

議案第38号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分については、財務書類作成支援業務委託料について、システム代を含んでいるのか。また、来年度以降の予定は。について。

議案第40号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第42号 市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

議案第43号 動産の取得についてでは、入札金額は下取りの額も含んでいるのか。について。

議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についてでは、準ずる者となっているが、利害関係を有しない者とはどのような人を想定しているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月19日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の外議案5件です。

当委員会は、6月22日木曜日、午前9時30分から開催し、審査について、厚生部門終了後、文教部門を実施しました。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩

出市一般会計補正予算第6号)所管部分、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)、議案第38号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第1号)所管部分、議案第39号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第29号、議案第33号の所管部分及び議案第35号は承認、議案第38号の所管部分及び議案第39号は可決しました。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)については、討論の後、賛成者多数で承認しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市国民健康保険税条例の一部改正について)、質疑はありませんでした。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度岩出市一般会計補正予算第6号)所管部分については、臨時福祉給付金の詳細について。また、申請していない方の分析をしているのか。予防接種委託料及び学校給食運営費委託料の減額理由は。について。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)について、質疑はありませんでした。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)では、食の自立支援事業が減額となっているが、利用実績はどのようになっているのか。について。

議案第38号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第1号)所管部分については、家庭相談員社会保険料が増額されているが、児童虐待の件数はふえているのか。また、被虐待児童の年齢構成は。子ども医療費の医療機関の窓口での現物給付について、一斉に市内の医療機関でスタートできるのか。また、那賀病院の対応はどうなるのか。市民プール建設の詳細は。また、旧プール廃止後の利用はどのようになるのか。について。

議案第39号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんでした。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）の件、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第6号）の件、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）の件、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）の件、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）の件、議案第38号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の件、議案第39号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第40号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、議案第41号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第42号 市道路線の認定の件、議案第43号 動産の取得の件、議案第44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意の件、以上議案15件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案15件に対する討論を終結いたします。

議案第29号から議案第33号、議案第35号から議案第44号までの議案15件を一括して採決いたします。

この議案15件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第33号及び議案第35号から議案第37号までの議案8件は、原案のとおり承認、議案第38号から議案第41号及び議案第43号の議案5件は、原案のとおり可決、議案第42号は、原案のとおり認定、議案第44号は、原案のとおり

り同意されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度国民健康保険特別会計補正予算に反対の討論を行います。

今、国民の生活は、社会保障制度の改革の名のもとに、年金や医療制度が次々に切り下げられています。大企業のもうけ優先の政治が行われる中、年金や医療制度が次々に切り下げられてきています。大企業のもうけ優先の政治が行われる中、大企業によるリストラ、中小零細企業への下請いじめなどが続く中で、経済不況と重なり貧困と格差が広がっています。

国民健康保険に加入しているのは、その多くが社会的弱者と呼ばれる人たちで構成され、今、高齢者、労働者、障がい者、農業従事者、中小業者などあらゆる階層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見出せない大きな不安や危機に見舞われている状況です。

この議案を見ますと、歳入面は、療養給付費負担面の確定、法定減免の繰り入れ確定、財政調整交付金における交付金、延滞金収入となっています。

歳出では、保険給付費以外分として、一般会計に約1億1,000万円繰り出すものです。その財源内訳は、国・県からの支出分で6,600万円、その他で4,400万円です。特徴面では、延滞金の回収分として、約3,500万円計上されています。平成29年度において、国保税の値上げがされている中、回収対応面で、国保利用者の生活により沿ったものなのも含め、当初の3.5倍もの延滞金回収面は、よい面、悪い面など検証に価する点があると考えます。

今回の補正は、国からの財政調整交付金と滞納回収分が主なものです。岩出市の国保会計の状況は、不納欠損の増加や医療給付費の増加対策、国保加入者の健康増進や予防体制の充実こそ求められており、その対策や国保税の引き下げのために活用されるべきです。

また、現在、国保における基金状況は、わずか90万円という状況となっています。突発的な対応の必要性が生じた場合の対応すらとれない状況なのです。このような状況のもと、一般会計へ繰り戻すという対応は、国保利用者にとって理解されない

と考えます。国保税そのものを引き下げるために、市として負担軽減対応策こそ求められていることを申し述べ、反対討論といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第34号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号について、私は賛成討論をいたします。

歳入につきましては、国県等からの支出金や交付金、一般会計からの繰入金などの実績により、今回補正したものであります。本来、国保会計は、保険料等で事業運営を行うことが原則であります。被保険者の高齢化や医療の高度化により、医療費が増加の一途をたどる中、国民健康保険特別会計においては、毎年、収支の均衡を図るため、一般会計からの法定外の繰り入れに頼らざるを得ない状態となっていることから、歳入歳出収支において、余剰金が見込まれる場合、先に一般会計から財源補填された一部を一般会計に繰り出す措置は当然のことであり、適切な措置だと考えます。

また、歳出につきましては、一般被保険者の保険給付費の実績による減額及び一般会計繰出金の確定に伴う補正であり、必要な補正と認められます。

以上の理由により、私は本議案に賛成をいたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第34号に対する討論を終結いたします。

議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり承認されました。

日程第18 請願第2号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

6月19日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第2号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書です。

当委員会は、6月22日木曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、討論の後、賛成者少数により、請願第2号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第2号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 請願第2号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

医療費助成制度については、前回の定例会においても申し上げましたが、自治体の個々の事情に左右されることなく、国の責任において、社会保障施策の一環として公平な制度の構築が図られるものでありますので、当市議会としては、平成25年12月、平成27年6月に子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書を国へ提出し、また、全国市議会議長会においても再三にわたり要望し、本年5月にも国の制度として整備し、財源の確保に努め、早期に実施されるよう強く要望しております。

当市における子どもの医療費については、順次助成拡大が図られるとともに、平成27年8月からは所得制限が撤廃されるなど、保護者の負担軽減と子どもの健康の保持・増進に努められてきております。

また、平成29年8月からは、市内医療機関での現物給付が実施されると聞いております。今後も子どもの医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として、適正に推進していくため、応分の負担をしていただくことも必要であるかと考えま

す。また、市においては、さまざまな施策として、社会保障制度の充実、地域医療体制の充実、総合的な子育て支援、高齢者福祉及び障がい者福祉サービスの充実などあらゆる事業に積極的な取り組みを行うなど、限られた財源の中でバランスを考慮しつつ、事業が進められてきています。

なお、前回の定例会において、賛成討論の中で、市民の願いを実現するために働く、それが議員として第一義的な役割であるはずだと発言がありましたが、議員は住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指すこととされており、部分から全体を連想する、すなわちほかの施策とのバランスを考慮しながら、市の施策全体の底上げを図っていく必要があると私は考えております。

以上のことから、今回提出されている子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、現時点において、私はこの請願書を採択すべきではないと申し上げ、反対討論といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 子ども医療費を中学校卒業まで無料にしてほしいと願う請願について、賛成の討論を行います。

この請願の趣旨は、子どもの医療費を中学校卒業まで無料にしてください。また、所得制限はしてくださいという請願項目です。岩出市でも、窓口負担のない制度に一日も早く制度を改善してほしいと願うものです。

子供の成長において、親が子供にけがなどが起きないように注意を払うのは当然のことです。保護者に負担をしなければ子供に注意や気配りをしない、だから負担をしてもらっているという考えは見直すべきです。

少子高齢化社会となる中で、将来の日本の行く末を考えた場合、若い世代に子育てしやすい環境をつくる。子供を産み育てやすい状況や支援を行う面からも、子供の医療費制度の改善を行う自治体もたくさん出てきているのです。

現在の窓口3割負担、後日、市に請求して2割分を返してもらう制度から、窓口1割負担とする制度に変わるといっても、岩出市では子育てするのに、他の自治体と比べてお金がかかるのです。財政面では決算ベースで2,500万円あればできるとされており、無料化となる波及分を含めても4,000万円あればできると試算されています。一般会計の決算においての毎年の黒字状況を初め財政調整基金の活用など請願の趣旨である子ども医療費の拡充については、十分実施できる状況と考えます。

二元代表制のもと、市の施策を追従するのが議員の仕事ではありません。議員は

住民の代表であり、住民の生活や福祉向上のためにすべきことは何かを判断し、市民の願いを実現するために働く、それが議員としての役割です。

今、あたかも今回の請願の部分については、住民全体のものではないんだと。バランスをとる、そういうことこそ必要だというようなことを言われましたけども、この制度においては、まさに一部の市民のそういう願いではありません。

実際には、この岩出市としての自治体としての子供に対するいろんな施策として実施していく、そういうための制度が、この子育てにおける支援の制度だと考えます。

実際には、この間、実施している自治体なんかにおいても、そういった市民の願いに応えていく。だからこそ、この和歌山県内の自治体においても、今、実施されている、改善されてきている、そういう状況だと考えます。

委員会では、市当局は、今の窓口3割の体制から1割負担に向けて取り組んでいる状況もあることから反対だというようなことなども言われましたが、住民の福祉の向上に向けて、執行部に対して、実現を目指して、改善を求めていくことこそ、我々議員としての職責を果たすということになります。

県内自治体で、市として、岩出市が一番おくらしている制度を改善するのが、岩出市議会に求められていると考えます。岩出市でも子育てしやすい環境をと願う住民の切実な思いを実現するために、本請願については採択する必要があると考えます。

このことを理由として、賛成討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○吉本議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第45号 岩出市公平委員会委員の選任について

○吉本議長 日程第19 議案第45号 岩出市公平委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

- 佐伯副市長　ただいま議題となりました議案第45号　岩出市公平委員会委員の選任についてありますが、現公平委員会委員の辞職申し出に伴い、後任の公平委員会委員として水田朗善氏を任命いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

水田朗善氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 吉本議長　これより質疑に入ります。

議案第45号に対する質疑の通告はありません。

これをもって議案第45号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第45号に対する討論はありませんか。

（な　　し）

- 吉本議長　これをもって、議案第45号に対する討論を終結いたします。

議案第45号　岩出市公平委員会委員の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

- 吉本議長　起立全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20　議案第46号　岩出市農業委員会委員の任命について～

日程第33　議案第59号　岩出市農業委員会委員の任命について

- 吉本議長　日程第20　議案第46号　岩出市農業委員会委員の任命の件から日程第33、議案第59号　岩出市農業岩出市委員会の任命の件までの議案14件を一括議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　ただいま議題となりました議案第46号　岩出市農業委員会委員の任命についてから議案第59号　岩出市農業委員会委員の任命についての14件の提案理由の説明を一括して申し上げます。

現農業委員会委員の任期満了に伴い、後任の農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第46号、住所　和歌山県岩出市曾屋457番地、氏名　池田恆雄。

池田恆雄氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第47号、住所　和歌山県岩出市大町71番地、氏名　榎本治行。

榎本治行氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第48号、住所　和歌山県岩出市南大池126番地、氏名　亀井裕司。

亀井裕司氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第49号、住所　和歌山県岩出市安上179番地の1、氏名　勢田幸治。

勢田幸治氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第50号、住所　和歌山県岩出市岡田559番地、氏名　林　光彦。

林　光彦氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第51号、住所　和歌山県岩出市畑毛159番地の1、氏名　藤井雅司。

藤井雅司氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第52号、住所　和歌山県岩出市西野176番地の8、氏名　村山嘉伸。

村山嘉伸氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第53号、住所　和歌山県岩出市畑毛156番地、氏名　吉村　学。

吉村　学氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第54号、住所　和歌山県岩出市中迫498番地、氏名　東　由美子。

東　由美子氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第55号、住所　和歌山県岩出市水栖659番地、氏名　辻　清子。

辻　清子氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第56号、住所　和歌山県岩出市曾屋242番地、氏名　上野源一。

上野源一氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第57号、住所　和歌山県岩出市根来1287番地の1、氏名　岸谷忠彦。

岸谷忠彦氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第58号、住所 和歌山県岩出市根来1348番地の1、氏名 鳥羽孝幸。
鳥羽孝幸氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第59号、住所 和歌山県岩出市高塚89番地の8、氏名 奥田喜内。
奥田善内氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、ご審議の上、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○吉本議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席から通告した議案の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第56号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第56号の今回提案されました人事案件について、質疑を行います。

まず第1に、今回の農業委員の任命については、組長が任命をして、議会の同意を得るという手順になっております。今までも、この件については、人事案件については、私どもも申し述べてきましたが、人事案件の提案が本日ということであり、本日初めて提案されて、質疑、討論というような日程では、非常に日程上、窮屈な議事の進め方になると言わざるを得ません。なぜ、このようなことになるのか。議案については、人事案件といえども、当初開催時期に提案をすべきであるというように考えておりますが、これについてご答弁をいただきたい。

2番目に、任命に当たり、委員の年齢の問題であります。過去、我々としては、各委員の年齢については、岩出市議会でも、この本会議でも議論がされてきた点があるんですけども、一応の目安を75歳を区切って勇退をするというのが不文律であろうと、私は理解をしておりました。

今回の56号の委員については、長年、委員として責任を果たしておられますが、勇退をして、後世の育成に当たるといえるのがいいのではないかというように考えております。委員の年齢について、どのような認識を持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、公平・中立な立場で、士業の配分についてであります。今回、税理士の1名の方が任命、提案されております。私としては、士業の配分については、3名程度が求められるのではないだろうか、そのように感じておりますが、これに

ついてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 尾和議員の1番目のご質疑にお答えいたします。

農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、認定農業者が委員の過半数を占めることは要しない場合は、議会の同意を得る必要があることから、さきの議案第44号の同意を得た上で追加議案として上程しているものでございます。

2番目について、議案第56号の方ですが、年齢は80歳です。今回の任命に当たっては、農業従事者の高齢化に伴い、若年層が少ない中で、年齢制限を設けず選任することが適当であると考えました。また、農業委員会等に関する法律の改正後、最初の農業委員会として体制を整えたいと考えております。

続きまして、3番、当市の農業の実情を考えると、現農業委員23人の定数より少なくなり、農業委員の構成が半減することになることから、14人全員を農業関係者にしたいところですが、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定により、利害関係者を有しない者が含まれるようにしなければならないとなっており、1名の候補者としております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案提案の日時の件で、今、ご答弁をいただきました。私としては、議案提案が窮屈であると、日程上ですね。これは議会運営委員会の皆さんにも、これは検討していただく課題になろうと思うんですが、なぜ、同意案件とあわせて人事案件、任命権者の提案ができないのかということについて、どういう理由でそれが不可能なのか。本来、任命権者の中で任命する人事案件については、いつの時点で適当であるとして判断をされてきたのか、これについて再度ご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 先ほどの尾和議員のご質疑にお答えいたします。

当初議案で認定農業者に準ずる者と委員の任命を同時に上程することは、認定農業者に準ずる者を含める同意の見込みとなることから追加議案として上程するものです。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 年齢の問題であります。今、答弁の中で、56号議案の任命者については、年齢は80歳ということでご答弁をいただきました。ご勇退をしていただく、そういう姿勢が、新しい農業委員会として活性化をする要因であろうと思うんですね。今、答弁の中では体制づくりということで、あたかも次期会長を含んだ答弁でありますけども、私はこういうところに農業委員会の活性化はできないんじゃないだろうかというように考えております。再度、ご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

市内の農業従事者が高齢者が多く、高齢者の農業に対する労働のあり方など意見が貴重であり、任命するものです。

また、今回の農業委員の方々のメンバーは14人中9名が新しく農業委員になれる方になっており、後任者の育成にも十分だと考えております。

○吉本議長 これで尾和議員の質疑を終わります。

以上で、議案第46号から議案第59号までの議案14件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第59号までの議案14件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第59号までの議案14件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第46号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第46号に対する討論を終結いたします。

議案第46号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第47号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第47号に対する討論を終結いたします。

議案第47号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第48号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第48号に対する討論を終結いたします。

議案第48号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第49号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第50号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第51号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第51号に対する討論を終結いたします。

議案第51号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第52号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第52号に対する討論を終結いたします。

議案第52号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第53号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第53号に対する討論を終結いたします。

議案第53号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第54号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第54号に対する討論を終結いたします。

議案第54号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第55号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第55号に対する討論を終結いたします。

議案第55号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第56号に対する討論はありませんか。

討論がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第56号について、反対討論を行います。

今回の農業委員の任命の件については、過去からの慣行を破壊して、あたかも適任者であるかのような形で提案をされております。私としては、年齢制限を設けて、ご勇退をしていただいて、活性化に向けて、農業委員会の運営に当たるべきだと、そのように考えております。

よって、反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第56号 岩出市農業委員会委員の任命について、私は賛成の立場で討論いたします。

農業委員会等に関する法律の改正において、農業委員会委員の年齢制限はなく、また、この議案の委員につきましては、長年にわたり農業委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、団体から農業委員として適任者であると推薦されています。

よって、私は本議案に賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第56号に対する討論を終結いたします。

議案第56号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第57号に対する討論はありますか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第57号に対する討論を終結いたします。

議案第57号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第58号に対する討論はありますか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第58号に対する討論を終結いたします。

議案第58号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第59号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第59号に対する討論を終結いたします。

議案第59号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第34 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月29日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月29日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時24分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成29年6月29日

| | |
|-------|----------|
| 開　　議 | 9 時 30 分 |
| 日程第 1 | 一般質問 |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○吉本議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、4 番、福山晴美議員、13 番、奥田富代子議員、6 番、田畑昭二議員、16 番、尾和弘一議員、14 番、市來利恵議員、15 番、増田浩二議員、以上 6 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、4 番、福山晴美議員、一問一答方式で質問願います。

福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。

4 番、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問します。

今回は広域行政の推進についてと、健康寿命についての 2 点であります。よろしくをお願いします。

まず 1 点目、広域行政の推進について質問します。

岩出市を取り巻く環境、特に、京奈和自動車道や泉佐野岩出線などの広域幹線道路が整備され、関空や大阪都市圏、奈良、京都などとの時間も短縮されるとともに、和歌山県内においても紀伊半島を周回する高速道路の整備も進んでまいりました。和歌山県の最北部に位置する岩出市は、玄関都市として、ますますその役割は大きくなってきているものと思います。

旧和歌山県議会議事堂の修復保存事業をきっかけとして、ねごろ歴史資料館の建設、また、ねごろ歴史の丘が道の駅に認定され、先日、国交省による認定授与式が行われたところでありますが、物産販売を目的とした新しい施設整備を考えられているとお聞きしました。

また、先日、旧和歌山県会議事堂が国の重要文化財に指定という答申があったと聞いております。岩出市の玄関口にある根来寺周辺地域は、和歌山県全体の玄関口として、そこにある風吹き峠という本当のその名前のように、大いに今追い風が吹

いているように思います。私たちは、この追い風の効果を最大限に享受しなければなりません。

そのためには、岩出市という行政区域内だけで行う事業だけでなく、大阪府、和歌山県、和歌山市や紀の川市などとの周辺自治体と広く連携したさまざまな取り組みが必要であると考えます。

例えば、岩出図書館の図書の貸し出しですが、これまで岩出市在住、または岩出市に在勤、在学等の条件がありましたが、本年４月から貸し出し要件が、和歌山県内在住、近畿大学生物理工学部の学生及び在勤者に拡大され、逆に、岩出市民も県内の図書館で図書の貸し出しを受けられるようになりました。

このように、行政側において、広域的に連携することで住民サービスが大変向上することが、図書館サービスだけでなく、ほかにもさまざまな分野があるのではと思います。

そこで、１点目の質問として、こういった分野で、どのような広域的な連携をされているのか、広域行政に対する岩出市の取り組みと現状についてお答えください。

２点目は、広域行政の必要性和今後の取り組みについて、お聞きします。

先ほど、図書の貸し出しを例に出させていただいたんですけど、和歌山県全体の図書館で連携して事業を行うことによって、各図書館による事業対象者数は大幅にふえると思います。そのことにより図書が汚れたりとか、破かれたりというリスクもあると思うんですけども、一方では、県民・市民へのサービスという面においては大きく拡大したのではないかと思います。

例えば、文化施設やスポーツ施設等の公共施設の広域連携による貸し出しは難しいのか、立派な公共施設があるのに、利用頻度も低く、遊ばせている場合もあると思うんです。行政区域を超えて、岩出市民が和歌山市や紀の川市の公共施設を使用できるようになったら、岩出市のみならず、県内全体の活性化と交流が図られると思います。もちろん各施設には管理条例があり、使用頻度も違うので、一体的に広域連携ということは困難なことと思いますが、広域連携をすることで住民サービスが向上して活性化につながる施策、事業を考えていくべきだと思います。

広域連携に対する必要性をどうお考えなのか、また、今後の取り組み方針についてお聞きします。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　皆さん、おはようございます。

福山議員の広域行政の推進についてのご質問に、一括してお答えをいたします。

まず、広域行政の必要性についてですが、近年の交通網の整備や情報通信技術の発達などにより、住民活動範囲は行政区域を超えて広域化しております。広域化する行政課題への的確な対応が求められていることから、その必要性については十分認識しているところであります。

広域行政とは、住民サービスの向上を目指す上において、一自治体で実施するよりも複数の自治体で実施することにより、効率性や経済的な効果などが認められる業務、例えば、消防、医療、環境衛生などの分野において、紀の川市と一部事務組合を設置しておりますが、一部事務組合という制度は、地方自治法において、法人を要するものという仕組みに基づくものであり、広域連合等も同様の仕組みに基づくものであります。

また、法人を要しないものとして、協議会なども規定されており、岩出市では道路整備、防災、保健医療などさまざまな行政分野において、関係自治体と連携しているところであります。

また、地方自治法改正による連携協約という仕組みに基づき連携中枢都市圏構想が提唱されております。この構想は、政令指定都市や中核市のように、相当の規模と中核性を備えた中心都市が近隣市町村と連携して、経済成長のけん引、都市機能の集積などに取り組み、活力ある地域経済を維持していくことを目的としたもので、現在、和歌山市、海南市、紀の川市、紀美野町と岩出市の4市1町で連携中枢都市圏の形成を目指して、事務担当者レベルでの協議を続けているところでありますが、首長級の会議には至っていないのが現状であります。

岩出市としましては、議員のご提言のとおり、住民サービスの向上と地域活性化、効率化、効果的な行政運営を目指して、今後もさまざまな分野において広域連携に積極的に取り組んでまいります。

なお、詳細は市長公室長から答えます。

○吉本議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 おはようございます。

広域行政の推進の詳細について、一括してお答えいたします。

広域行政の必要性につきましては、ただいま市長がお答えしたとおり、住民の活動範囲は行政区域を超えて広域化している中、行政課題も広域化する傾向にあり、的確な対応が求められていることは言うまでもございません。

広域連携、いわゆる事務の共同処理については、地方自治法に定められているも

の、地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携もあり、共同処理のあり方についてはさまざまな形がございます。

地方自治法に基づくものにつきましては、法人の設立を要する仕組みとして、広域連合や一部事務組合、法人の設立を要しない仕組みとしては、協議会、機関等の共同設置、事務の委託等がございます。岩出市におきましては、それぞれの目的に合わせて事務の共同処理を行っております。

法人を要するものについては、市長がお答えしたとおりですが、法人を要しないものについては、さまざまな分野で連携をしておりますので、代表的なものをお答えいたしますと、道路整備の分野では、府県間道路泉佐野岩出線の4車線化等の整備を促進する組織として、府県道泉佐野岩出線等整備促進期成同盟会、また、関西国際空港に災害時等の対応策として、もう1本の連絡橋の整備を促進する組織として、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会などこういった組織は、大阪府南部から和歌山県北部の関係する市町で連携しております。また、紀淡連絡道路実現期成同盟会では、大阪湾を囲む兵庫県、大阪府、和歌山県の23市町で連携しております。

公共交通の分野では、和歌山線活性化検討委員会は、和歌山線沿線の市町、紀の川コミュニティバスでは、紀の川市と連携しております。

環境の分野では、吉野川・紀の川流域協議会というのがございます。吉野川・紀の川の水源地にあります奈良県川上村から和歌山市までの吉野川・紀の川流域の市町村で連携しております。

防災分野では、災害時における相互応援協定など、その他行政事務におきましては、職員研修、物品購入や電算システムの整備などさまざまな分野において業務の効率化や住民サービスの向上を目指した広域的な連携を進めているところでございます。

また、広域連携の1つのあり方としまして、地方自治法が改正され、連携協約という仕組みが追加されており、この仕組みに基づきまして、現在、取り組んでいるのが連携中枢都市圏の形成でございます。この仕組みは、ほかの自治体と連携して事務を処理するための方針や役割分担を協約で定めるもので、事務分担にとどまらず、まちづくりの方針など政策合意についても、その内容とすることができるものとなっております。

本市では、過去に和歌山市が中心になって、海南市、紀の川市、紀美野町と岩出市で、和歌山周辺広域市町村圏協議会を設置して、連絡調整や計画の策定を行って

きた経緯がございますが、まち・ひと・しごと創生法が施行された中で、連携中枢都市圏の形成は、メリットがあるという判断から、この４市１町で協議を進めているところでございます。

岩出市としましては、議員ご提言のとおり、住民サービスの向上、地域活性化、効率的・効果的な行政運営を目指して、今後もさまざまな分野において広域連携に積極的に取り組んでまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 今の答弁を聞いて、私も過去に那賀広域事務組合の議員をさせていただいたことがあるんですけども、広域連携と一言に言っても、いろんな形があること、また、行政においては、市内だけの課題もあれば、行政区域を超えた広域的なさまざまな問題があり、いろんな形で取り組んでおられることがわかりました。

今回、私は、たまたま図書館の広域的な貸し出しは、市民にとってすごくありがたいことで、大変サービスの向上につながっていると思い、こういった住民サービスの向上につながるような広域連携をもっと進めていってほしいという気持ちで質問させていただきました。

今後も住民サービスの向上、地域活性化、効率化・効果的な行政運営を目的として広域連携に積極的に取り組んでいかれるということですので、特に、住民サービスの向上という視点で取り組んでいただきたいと思います。

答弁で、連携中枢都市圏の形成に取り組んでいるというお話がありました。地方自治法が改正され、現在、和歌山市、海南市、紀の川市、紀美野町、岩出市で連携中枢都市圏の形成についての協議を進めているということですけども、連携中枢都市圏とはどういう目的で制定された制度、また、メリットがあると判断したとありましたが、どのような具体的なメリットがあるのかをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 福山議員の再質問にお答えいたします。

連携中枢都市圏の目的、制度、メリットということでございますが、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携して、コンパクト化とネットワーク化により経済成長の原因、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を行い、人口減少社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としたものでござい

ます。

また、連携中枢都市圏を形成するためには要件がございまして、中枢都市となるのは政令指定都市または中核市で、人口20万人以上、昨年4月からは隣接する2つの自治体をあわせて中核都市とする特例も追加されておりますが、和歌山市が中核都市として、周辺の自治体で都市圏を形成して、その目的を達成していこうとするものでございます。

メリットとしましては、地方創生関連交付金の採択要件の1つとして、地域間連携というのが設定されております。この要件を満たしやすくなること、また、圏域で取り組む事業によって中核都市と連携市町村に特別交付金が措置されることということでございますので、引き続き関係市町と圏域の実現に向け、協議を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福山晴美議員。

○福山議員 2点目、健康寿命について質問します。

2000年にWHOが健康寿命を提唱して以来、寿命を延ばすだけではなく、いかに健康に生活する期間を延ばすかが、我が国においても重要とされています。健康寿命は心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のことをいい、平均寿命と健康寿命との差は、日常に制限のある健康でない期間を意味します。

日本の平均寿命は、2017年3月現在で、男性は80.75歳、女性は86.99歳と延びております。健康寿命に関しましては、2013年度なんですけど、男性は71.19歳、女性は74.21歳で、平均寿命が延びるにつれて健康寿命との開きが大きくなってきていると言われております。

今後、平均寿命が延びるにつれて、この差が拡大すれば、健康上の問題だけでなく、医療費や介護費の増大につながるものが懸念されます。2025年、団塊の世代が75歳を迎え、岩出市においても、今後、高齢化は急速に進んでいくことが考えられます。高齢になっても、健康で過ごす期間を長く保つことは大切であり、健康寿命の延伸は大きな課題であると考えます。住みなれた地域で、生き生きと自分らしく生活するためには、できるだけ早くに、要支援・要介護状態になることを予防する介護予防への取り組みが重要であると思います。



そこで、健康寿命を延ばすための市の取り組みについてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 おはようございます。

福山議員ご質問の２番目についてお答えします。

健康寿命とは、ＷＨＯ、世界保健機関が提唱した指標で、健康上の問題で日常生活が制限されることがない期間とされており、厚生労働科学研究費補助金による健康寿命の指標化に関する研究によれば、平成25年の和歌山県の健康寿命は、男性で71.43歳、女性で74.33歳となっております。

この健康寿命を延ばす上で妨げとなるのが、自立度の低下あるいは寝たきりになることなどで、その主な要因としては、運動機能の障がいが増えます。市では、運動を続けていきたい、運動をする仲間づくりをしたいと希望される方などを対象に、げんきアップ教室や各種の介護予防教室等を開催し、加齢とともに衰えていく運動機能を維持するとともに、日々の継続的な活動の促進を図っています。

げんきアップ教室は、健康運動指導士の指導のもと、個々の心身の状態に応じた安全で効果的な健康づくりを行うとともに、健康に関する正しい知識の普及を図り、健康の増進や生活の質の向上につなげていただく事業です。

また、介護予防教室は、運動機能向上を目指したシニアエクササイズを初め認知症予防、栄養改善等の教室を開催し、介護予防を進めることにより健康長寿を目指すものです。

さらに、平成28年度から介護予防の取り組みを通じた住民主体のつどいの場づくりを支援する事業として、岩出げんき体操応援講座も実施しております。

いずれの事業におきましても、教室終了後も引き続き活動できるよう、フォローアップ等必要な支援を行っております。これらの事業を通じて、今後も住民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 岩出市でもいろいろとそういうふうに取り組んでいただいていると思うんです。そんな中で、さっきも各教室が終わった後で、フォローしながら行かれているというんですけども、現実、どれぐらいの方っておかしいんですけども、その後も同じ目的で集まった方たちがそういう教室で学んだことをその次の健康につなげていけるのかというのが、ちょっと気になりますので、その点、お聞きした

いと思います。

それと、私たちは、5月にですけども、静岡県富士市に視察に行かせていただきました。全国でも、本当に高齢者に対しての取り組みはいろいろとされているんですけども、ここでは、ふじさん青春マイレージという、市民一人一人の健康づくりを応援するために、青春度、健康度の向上を目的に作成した指数で、生活習慣を見直すためのふじさん青春度指数というチェックツールがありました。そこには、食生活、運動、社会参加、体、心と5項目に分かれて、それを自分でチェックしていくわけです。

日々の生活の中、自分の健康度というのをそんなに考えたこともなかった自分にとってはすごく新鮮だったんですが、こうして記入することによって、自分を知ることがよいことで、生活習慣を見直し、健康づくりにもっともっと関心を持つことが大事だと思いました。

市でも簡単なチェックシートをつくり、皆さんに生活習慣を見直してもらおう。そうすることによって、それが健康寿命を延ばす1つの手段になるのではと考えますが、お考えをお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

まず、げんきアップ教室あるいは介護予防、いずれも自主グループ、現在10グループありますが、活動しておりまして、そこで継続してやっていただけるよう市で必要な支援を行っておるところです。

それから、議員が視察してこられた運動によりポイントをとめる事業ということに関しましては、和歌山県において、平成29年度から健康づくり運動ポイント事業の取り組みが進められています。健康寿命延伸の実現に向けて、生涯にわたり健康を維持するため、楽しく運動習慣の定着を図る仕組みを構築し、地域コミュニティに密着した健康づくりを推進するのが目的です。

市といたしましては、県と連携・協力しながら、今後も住民健康づくりを推進してまいります。

また、議員からご意見いただきました自身の健康状態を指数として見ることで、できるチェック表につきましては、岩出市でも活用できないか情報収集し、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

1番目は、子育て支援について、2番目は、防災について、質問させていただきます。

さて、岩出市もご多分に漏れず高齢化が進んでいますが、赤ちゃんの出生数は、和歌山市、田辺市に次いで3番目で、平成27年度は476人、平成28年度は502人が誕生しています。また、人口も、毎年、わずかながらではありますが、増加しています。岩出市に暮らし、安心して岩出市で子育てができることを願い、次のことについて伺いたします。

1番目、子育て支援についてです。

岩出市では、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見、乳幼児虐待予防など、妊婦出産期からの切れ目のない継続的な支援を行っているということですが、乳幼児の全戸訪問は、生後何カ月ごろから、いつぐらいまでに行われるのでしょうか。また、出生数に対して、どれぐらいの割合で訪問できていますか。訪問する中で、乳幼児に対する虐待がうかがわれるケースはどれぐらいありますか、お聞かせください。

次に、お母さんに対する支援についてです。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に、出産直後から1カ月間は、身体的な付加に加えて、急激なホルモンバランスの変化で精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親として育児がスタートするケースが多くなっています。

出産後の母親への支援は、いつごろ、どのようなことをなされていますか、お聞

かせください。

次に、新生児の聴覚検査についてお伺いします。

1,000人に1人から2人の割合で先天性聴覚障害の赤ちゃんが生まれるという現状があります。これは他の先天性疾患より頻度が高いと言えます。聴覚障害は早期に発見され、適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声・言語発達への影響が最小限に抑えられます。

このため聴覚障害の早期発見、早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の必要性を強く感じるところですが、岩出市の新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況はどのようになっていますか。また、新生児聴覚スクリーニング検査を受ける場合の費用は、公費負担されるのでしょうか、お聞かせください。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　通告に従いまして、奥田議員ご質問の1番目、子育て支援の1点目について、まずお答えいたします。

新生児訪問に関しましては、おおむね4カ月をめどに訪問をすることとしております。なるべく直接、全ての家庭を訪問するということで努めておりますが、出産直後、市外のほうへ里帰りされている方等がいらっしゃいますので、その方に関しましては、電話連絡等により状況把握については全て行わせていただいておりますというところです。

それから、虐待の関係であります。平成28年度におきましては、新生児訪問時点で直ちに虐待と判断されるケースはありませんでした。一方では、母子健康手帳の申請に来られた方で、妊娠中及び出産後に問題が発生するリスクの高い方、例えば、10代の方、未婚の方、あるいは過去に虐待経験のある方々等を特に注意深く見守る必要がある特定妊婦として、妊娠中からも直接訪問し、面談するなどのケアを行っており、平成28年度では35名の対象者の方がいらっしゃいました。

次に、2点目であります。議員おっしゃられるように、生後4カ月までの早期乳幼児期、特に、育児への不安が大きいということから、この時期に助産師及び保健師が、先ほど申し上げたように、訪問し、健やかな発達のための母乳の与え方、保育管理、沐浴指導、それから産後の精神ケア等の助言や指導を行い、母親の不安の軽減に努めております。特に、産後鬱を発症した方につきましては、出産した医療機関と連携を図り、退院後すぐに保健師が訪問し、状況の確認や相談などを行っております。

また、継続して支援が必要な子供がいる家庭に対しましては、日常生活に関する相談や指導を継続することで、母親の不安軽減を図っております。さらには、生き生きと子育てができるよう支援する子育て教室も月2回行っております。また、子育て支援センターにおきましても、子育てに関する各種講習などを実施しており、親子の交流の場として多くの方にご利用をいただいております。

次に、3点目ではありますが、聴覚障害であります。

聴覚障害は、早期に発見され、適切な対応が行われた場合には、障がいによる音声・言語発達等への影響が最小限に抑えられるということから、ほとんどの産科で、生後3日以内の新生児に対して聴覚検査を実施しているところです。

子育て支援、特に、乳幼児期における子育て支援に関しましては、母子保健事業全体のバランスを考えて進めていくこととしており、公費による補助制度の創設に関しましては、現在のところ考えておりません。

しかしながら、岩出市では、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育てしやすいまちを基本目標の1つとしており、今後とも近隣市の状況、国の動向等情報の収集に努め、総合的に子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、さらには、産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防、早期発見などの役割も果たすと言われております。したがって、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。出産後の母親が育児へのプレッシャーや不安などによって、精神的に不安定になる産後鬱は、新生児への虐待を招くおそれがあります。

ただいま4カ月をめぐりに全戸訪問されておりますが、先日、6月27日のNHKのニュース番組「おはよう日本」で、産後鬱のことが特集されておりました。国の調査では、出産から2週間後をピークにした1カ月というこの短い期間に、産後鬱のリスクが高まることがわかってきたとのことでした。

そして、いち早く産後鬱の早期発見に取り組んでいる世田谷区の取り組みが紹介されておりました。通常、産後1カ月で行われる健診を2週間後に設定し、赤ちゃんの健康状態だけでなく、母親の精神状態も確認しているとのことでした。

岩出市でも、産後の初期段階、2週間や1カ月などの時期に産婦健診を行い、母

体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して、適切な対応を行うことが重要と考えます。

国では、1つ、産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を実施すること、2つ、産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること、3つ、産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業、産婦の心身の不調や産後鬱を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポートを行う、このようなことを実施すること、以上の3点を要件として、産婦健康診査2回分にかかる費用について助成する事業が行われています。

産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、出産後、間もない時期の産婦に対する支援を強化することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制が整うと言えます。

岩出市では、産婦健康診査事業について、どのようにお考えでしょうか。

次に、新生児の聴覚検査についてですが、検査の結果、精密検査が必要となった場合は、精密検査の費用は公費負担されますか、お伺いいたします。そして、精密検査の結果、高度難聴であれば、6カ月までに補聴器をフィッティングし、軽度、中等度難聴であれば、1歳ころから補聴器の装用を進めるようですが、補聴器の公費負担は行われているのでしょうか、お伺いします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　奥田議員の再質問にお答えいたします。

早期虐待予防を考える意味でも、早期の母子に対するケアが必要ではないかというご質問であったかと思うんですけども、特に、議員がおっしゃられております産後鬱の問題に関しましては、特に、虐待につながるということで重要視をしておるところでございます。

産後はホルモンのバランスが崩れて、発症のリスクが高くなると。これに加えて、出産後というのは、育児の不安であるとか、子供ができたことによる生活環境の変化というのが作用しますので、発症のリスクが高くなるということを認識しております。

この産後鬱に関しましては、適切な処置、つまり早期に発見し治療すれば、回復は早くできるというふうに聞いております。我々としましても、先ほど申し上げましたように、新生児、出産された方の中で、産後鬱を発症している、あるいは発症

のリスクが可能性がかなり高いという家庭に関しましては、出産直後から病院と連携をとりながら、訪問を行ったり、ケアをしておるところでございます。

それから、もう1点、聴覚検査の精密検査のほうの公費負担に関しての質問であります。先ほどの答弁で申し上げましたが、聴覚障害に関する生後3日以内の聴覚検査、その後の何らかの異常と申しますか、発見されたときの精密検査のほうという面でというところだったかと思うんですが、先ほど、聴覚検査と同じく、これに関しましては、さまざまな子育て支援、母子保健事業のバランスを考えながら進めていくこととしておりまして、現在、補助制度は設けておりません。創設に関しても、現在のところ考えてはおりませんが、さまざまな面から総合的に支援は進めてまいりたいと考えております。

なお、補聴器の補助に関しましては、担当課長のほうから答弁させます。

以上です。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 ただいまの補聴器の補助に関してでございますが、補助率3分の1で設けてございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 岩出市では、母子保健事業については、母子の健康保持増進、病気の予防や早期発見、乳幼児虐待予防など、妊婦出産期からの切れ目のない継続的な支援を行っているところでありますが、国からは、子育て世代包括支援センターを平成32年度末までに設置するようにと、努力義務が出ています。既に和歌山市と有田市では設置されています。また、近辺の市町村では、紀の川市、橋本市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町などが設置予定と伺っています。

岩出市の子育て世代包括支援センターについての考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再々質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら設置するよう、昨年6月2日、国で閣議決定をされております。

市といたしましても、これを受け、設置に関して関係各課で、現在協議を行っておるところです。

以上です。

○吉本議長　これで、奥田富代子議員議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員　2番目、岩出市の防災についてです。

梅雨に入りましたが、しばらくは空梅雨で、二川ダムの貯水量が減り、4年ぶりに有田川の農業用水、工業用水の取水制限がされたと報道していました。そうかと思えば、短時間に記録的な大雨が観測されたり、近年は想定外の気象現象により被害が大きくなってきています。

1番目、岩出市全域における一時避難場所の安全確保はなされていますか、お聞かせください。

次に、今年の台風10号では、岩手県岩泉町の高齢者施設で入所者9人が犠牲になるという痛ましい報道がありました。岩泉町では、避難準備情報を発令していましたが、避難準備情報は一般住民には避難準備を、高齢者や障がい者に対しては、避難行動を始めるよう促す合図であるということを施設側に意味が浸透していなかったことにより避難の開始がおくれ、高齢者の犠牲が起こってしまいました。その後、この台風10号を教訓に、内閣府は、「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更し、全国の自治体に新名称を使うよう通知いたしました。

岩出市では、新名称を使用するようになっていきますか、高齢者施設などには周知されているのでしょうか、お聞かせください。

次に、災害備蓄食料品についてであります。

総合福祉センターやサンホール、各地区公民館に乾パン5,736個、クラッカー3,500食、アルファ米9,600食が備蓄されていると、3月議会の一般質問で回答されています。災害備蓄食料品は、一般的には3年から5年が賞味期限となっている場合が多いのですが、岩出市の災害備蓄食料品の賞味期限は把握されていますか。

毎日新聞が、去年、47都道府県と20政令都市にアンケートした結果、3割近い17自治体が賞味期限を迎える備蓄食品の引き取り手を見つけられず、廃棄処分していたことがわかりました。過去5年間の総廃棄量は全備蓄品の4分の1に当たる176万3,600食ということです。

食品ロス対策として、防災訓練に組み入れたり、フードバンクに寄附するなどが考えられますが、災害備蓄食品を扱う食品会社の中には、賞味期限が一定期間まで近づくと、自動で入れかえを行うサービスを提供している会社もあるそうです。入



れかえられた災害備蓄食品は、廃棄するのではなく、食糧危機に見舞われている国や地域に寄附して、社会貢献につなげている事例もあるということです。

岩出市では、賞味期限が近づいた非常用食料品の扱いはどのようにされているのでしょうか。食品ロスを出さない工夫は行われていますか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、答弁をいたします。

ご質問の防災についての１点目、岩出市全域における一時避難所の安全確保はなされているかについて、お答えいたします。

一時避難所については、公民館を初めとする９カ所の公共施設を指定しております。これらの施設については、国土交通省が平成18年に告示した建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき耐震化を完了しているとともに、避難者が安全に移動できるよう、入り口等におけるバリアフリー化も完了しております。

また、一時避難所としての使用時には、職員を派遣し、被災者の安否確認や避難所の開設等を行うこととしており、避難者の安全確保に努めます。

なお、平成25年６月に指定後、施設の不都合により指定を解除した施設もございますが、この施設については、現在、代替等検討しているところです。

次に、２点目、避難準備情報の名称変更について周知されているのかについて、お答えをいたします。

平成28年に発生した台風10号による水害において、議員先ほど申されておりましたけれども、東北地方の高齢者施設での避難準備情報に伴う避難行動が適切にとられなかったことを重く受けとめ、内閣府は、「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に改めました。市においても名称変更に伴い、災害発生もしくは災害の発生のおそれのある場合は、新たな名称で避難情報を発令します。

なお、市民への周知につきましては、名称が変更された際、新聞、テレビ等で大きく取り上げられました。市としましては、現在、市ウェブサイトの記事を掲載し、周知啓発を行っているところですが、今後、しばらく時間を置いて、広報紙、防災訓練等で周知啓発を行うこととしています。

次に、３点目の災害備蓄食料品の賞味期限と対策について、お答えいたします。

災害備蓄食料については、数量や賞味期限等を一元的に管理しており、食品ロス対策としましては、賞味期限が近いものについては、地域防災訓練などの訓練時に

試食用で使用しており、また、自主防災組織での訓練の際も、申し出によりサンプルとしてお渡しをしています。

なお、新規購入分を各避難所等に搬入する際にも、既に備蓄しているものについて、賞味期限等の確認を行っているところです。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 先ほど答弁の中で少し、一時避難場所のことで言っていただきましたが、先日、船山地区の方と懇談する中で、このあたりの一時避難場所は、今まで船山地区公民館だったが、船山地区公民館は一時避難場所でなくなっただけで、いざというときはどこへ避難すればいいのかという声がありました。具体的な対応策はどうなっていますか、お答えください。

それから、高齢者施設は、入居者及び利用者の生命を守るため、日ごろから災害対策に取り組むことは、社会福祉施設として重大な責任です。そのためにも施設の実情に応じた、誰が、誰を、どこへ、どのような方法でといった具体的な防災計画を定める必要があります。このことについて岩出市はどのように考え、高齢者施設に対してどう取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

また、施設に入所されず、地域でひとり暮らしをされている高齢者や支援を必要とされている方々の避難については、どのような対策をとっておられますか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 ただいまの再質問についてお答えをいたします。

船山地区の公民館の関係でございます。船山地区公民館につきましては、敷地内にクラックがあり、大規模な地震の場合、崩れる危険性があるため、昨年、避難所の指定を解除いたしました。地域の住民の方には、自治会等で定めた避難所、集会所等に一旦避難するなどしていただき、一番近い岩出小学校等避難所に避難していただくこととなります。

また、船戸・山崎地区の避難所につきましては、新たに建設するため、本年度において設計委託料を予算計上しております。

以上でございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問の後段につきまして、お答えいたします。

まず、高齢者施設のほうの関係でございます。介護サービス事業所等の運営基準あるいは老人ホーム設置運営指導指針等におきましては、従来より非常災害に関する具体的計画を定めることとなっておりますが、従前の計画に項目を追加、修正することで、火災を初め水害、土砂災害、地震等さまざまな災害に対処できるように改善が求められています。

市としましては、市の指定事業者における計画の整備状況を把握し、利用者の安全を確保するため、災害に備えた適切な計画策定に向け、県と連携しながら指導、助言を行っておるところです。

それから、災害時の要支援者に対してどのような対策をとっていくのかという点に関しましてですが、高齢者に関しましては、年に1回、民生委員・児童委員による実態調査によりまして、市と民生委員・児童委員が、高齢者のひとり暮らしの方あるいは高齢者のみ世帯に関する情報共有を行うとともに、民生委員・児童委員の方々には日常の見守りをお願いしておるところです。

それから、これに加えて、災害時要援護者台帳の整備並びに関係機関への情報提供を実施し、さらに、現在、個別計画の作成に着手しております。計画の作成によりまして、災害時の支援体制の整備を進めておるところであります。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告3番目、6番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして総括方式で2点質問をいたします。

まず1点目は、成年後見制度利用促進法についてであります。

この法律は、昨年4月8日に成立した法律であり、長高齢化社会を迎えるに当たり、認知症、知的障害、その他の精神上的障がいがあることにより、財産の管理または日常生活に支障のある人を社会全体で支え合うことが、高齢化社会の喫緊の課題であり、この法律に関する施策を総合的・計画的に推進することとする法律であります。

この法律の中の第5条に、地方公共団体の責務が課せられておりますけれども、今後、当市の考え方についてお答え願いたいと思います。

そして、現在、当市で後見制度を利用されている人数は、1、親族後見人、2、専門後見人、3、市民後見人並びに身寄りのない高齢者等の申し立て不在の場合の後見制度を利用しなければならない方については、市長申し立て後見人により権利擁護がなされておりますけれども、当市に現在、そういった方は何人利用されているかもお答え願いたいと思います。

そして、この法律の23条には、努力目標ではありますが、市町村において条例を作成し、この法律に基づく理念の施策の基本的な計画等さまざまな支援を講ずることを取り決める要請がなされておりますけれども、条例で定めている自治体も数カ所、現在、既にあります。当市の考え方について、お聞かせ願いたいと思います。

そして、現在、和歌山県では、社会福祉協議会が法人後見人として、11社協が活動されており、法人後見人として対応はしておりますけれども、現在は未受任の社協は4者あります。2者は法人後見人となることを現在検討されていると伺っております。当市においても、後見制度を使いやすくするためにも、今後、社協による法人後見が必要ではないかと思いますが、お尋ねいたします。

質問の2点目は、祖父母手帳の配布についてであります。

子育て世代にとって、祖父母世代のサポートは何よりも心強いものであります。祖父母世代が大切なお孫さんや健やかな成長を見守り、お孫さんとの楽しい時間を共有できるようにと祖父母手帳を作成し、配布している自治体があります。出生届時の子育てを手伝ってくれる祖父母がいるかを聞き取り、住民課の窓口で祖父母手帳を渡しておられます。その他、子育て支援センターにも置いているそうであります。そして、住民の方には大変喜ばれているとのことでもあります。

この祖父母手帳の内容につきましては、まず、一緒に考えよう祖父母と父母のよい関係、ここが変わった子育ての昔と今、それと、昔と変わらない遊び、楽しく過ごす孫との時間、そして、地域も生かしてほしい祖父母力など等々がイラスト入りでわかりやすく書かれているそうであります。

ぜひとも、当市でこういった祖父母手帳を取り組まれたらどうか、ご提案申し上げます。

以上、2点についてよろしく願いいたします。

○吉本議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の、まず1番目、成年後見制度利用促進法についての1点目と3点目について、一括してお答えいたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第5条に規定する地方公共団体の責務、また、同法の第23条で努力義務とされた市町村の講ずる措置については、同法に基づいた国の成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月24日に閣議決定され、具体的内容が示されたところです。市としましては、県内の取り組み状況を注視しながら、先進自治体における事例の調査研究等を進めてまいりたいと考えております。

なお、現時点において、条例を定める考えはございません。

次に、2点目についてお答えします。

岩出市で成年後見制度における成年後見登記をしている人数につきましては、平成29年6月23日現在、101名となっております。親族後見人、専門後見人及び市民後見人の別につきましては、登記事項ではないため把握できません。

なお、市長申し立てにつきましては、人数が14名となっております。うち4名が死亡、4名の方が転出されており、現在、6名の方がこの制度を利用しております。

次に、4点目についてお答えします。

岩出市社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業により、自力で金銭管理等が難しい方々への支援を行っております。これに加え、法人後見を受任することは、体制的に困難であると聞いております。

続きまして、2番目、祖父母手帳の配布についてお答えいたします。

核家族化が進み、子供を育てる親の孤立化が問題となっております。育児不安を抱えていても誰にも相談できず、孤立する中で、虐待にもつながる危険があり、子育て中の親に対する支援の充実が求められています。

市としましても、地方創生総合戦略において、子育て支援を基本目標の1つと位置づけ、各種施策を講じておりますが、行政だけではなく、さまざまな地域資源を活用することが必要です。このような中、祖父母が子育てを支援することは、昔に比べてより重要性を増し、特に、女性の社会進出が進む現代社会においては、その機会もふえていくものと考えられます。

しかし、その一方で、祖父母の時代からは子育ての方法は大きく変化しております。子育ての仕方をめぐる親と祖父母の関係悪化も心配されるところです。議員ご提案の祖父母手帳は、今と昔の子育ての違いや新しい子育て支援に関する情報が掲載され、親と祖父母が協力して子育てしていくことに資するものであると考えます。

現在、実施している自治体の状況を見ますと、冊子での配布のほか、電子母子手帳と同じく、ウェブサイトからダウンロードできるものもあります。今後、手帳の内容や配布方法とともに実施している自治体での活用状況、岩出市における必要性等を研究し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1 番目の成年後見制度について、再質問を行います。

実は、この成年後見制度で、私、個人的に体験をしたことがございまして、知人が年々認知症が進みまして、自分の財産管理及び金銭管理もできなくなりつつあったときにですね、市ともいろいろ相談しながら、その方の今後のことをいろいろ検討したわけですが、その方の息子さん 1 人いてるんですけども、経済的DVといひまして、全部お金を取り上げしまうという、そういう状況が発生しました。

そういった場合に、その方の後見制度を対応しなければならないんですが、すぐには無理なんですね。裁判所の、当然決定も必要です。そのときに、先ほど、市のほうで答えていただいた市長申し立てによる成年後見制度を使っただいて、弁護士が成年後見人となりました。そして、スムーズに全てが解決したことがございました。

そういうことで、今後、親族が後見人になるケースが多いとは思いますが、例えば、遠いところで、なかなか親の近くにはおれない場合もありましょうし、また、財産管理というのは、かなり専門的な知識も必要です。ただ、今、国がしようとしているのは、民間の後見人を養成していこうということは、ふだんの生活等においても簡単な後見的な権利擁護をしていこうと、できる範囲でやっていこうということで、この後見人になるためには、特に、資格は要らないんですね。そして、各市条例において、審議会等をつくって、そして、現実に研修会を行って、後見人を育てていくと。そして、費用の面も現在問題になってきております。大体平均月 2 万ぐらい、専門家に頼めば要るそうなんですけども、お金のない人には後見制度が使えないという状況になりつつあります。

そういったところでも、現在は、ボランティアで後見人を対応していくという団体もできつつあります。そして、ほぼ年間 1,000 円ぐらいで対応していくという、そういう団体も現実に和歌山県にはございます。

そういうことで、これからもできるだけ使いやすい状況をつくっていくというこ

とが、国のほうでも各市町村に努力目標として課せられているわけであります。

そこで、お聞きしたいんですけども、今後のことでは教えていただきましたけども、今現在、岩出市において、こういった成年後見に対して、また、そういった権利擁護に対して取り組みがなされているか、また、今後、市としてどのように考えていらっしゃるか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　田畑議員の再質問にお答えいたします。

成年後見制度、現在の取り組みはどうなっているのか、それから、今後どうしていくのかについて、2点あったかと思います。

まず、現在の取り組みに関しましては、成年後見制度の利用の促進に関して、高齢者については、市長による法定後見の申し立てを行っており、岩出市地域包括支援センターにおいては、市のウェブサイトにおける広報あるいは権利擁護の相談対応の中で、家庭裁判所等に対する申し立ての支援を行っている状況であります。

また、障がい者につきましては、岩出市障害児者相談・支援センターにおいて、地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援制度を実施しております。また、関係課のカウンターへ制度利用に関するパンフレットを設置し、制度の周知に努めておるところです。

それから、今後の取り組みについてでございますけども、厚生労働省が取りまとめた認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）によりますと、平成27年の認知症高齢者の推計割合は15.7%となっており、また、平成32年の割合は17.2%となっております。これを機械的に岩出市の高齢者人口、平成29年5月末の1万1,593人に当てはめますと、平成27年の割合で、市の認知症の高齢者が約1,820名、平成32年の割合では約1,990名と推測されるところでありまして、認知症の高齢者の増加が懸念されます。

今後とも、これらの高齢者施策、障がい者施策を充実させるとともに、地域包括ケアシステムを構築する中で、また、高齢者とかかわる機会の多い民生委員・児童委員や介護保険事業所、地域でのふれあいいきいきサロンなどを通し、さらなる制度の推進を図ってまいります。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 最後に、1つだけちょっとご提案申し上げたいんですが、社会福祉協議会のほうで、法人後見人を受けているということは、先ほども私申しましたように、県下でもかなりの数に上ります。傾向としましたら、南紀のほうが、やっぱりどうしても多いということですね。そして、町ですね。例えば、南紀のほうですと、弁護士さん、司法書士さん、行政書士さん等々の専門家が少ないということも1つの理由にはあろうかと思います。

そういうことで、社会福祉法人が受けて、そして、分担制をひいて、みずから後見人となっていく。また、依頼をしていくというケースだと思います。ただ、法人後見人になるメリットと申しますのは、実は、後見人は何人でもいいわけです。ということは、例えば、弁護士さんお1人でないといけないということでもないわけですね。だから、管財人、要するに財産管理が得手な後見人の方、そして、身の回りをいろいろやっていく後見人の方、そういうふうに分担制をひいて、法人として、1人の方について2人、3人をつけるというケースも、今多々あるように聞いております。

そういった意味で、社協として、窓口になって、そして、分担制をひきながら、ある面、ボランティアに委託をしていくという、そういうケースが多いように聞いております。

そういうことで、これからもできるだけ市民の方が安心して、そして、気軽にそういった制度を利用できるようなシステムをこれから構築していくことも必要じゃないかなと思ひまして、ご提案申し上げた次第でございます。

答弁をお願いします。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたように、社会福祉協議会で法人後見を受託しているところ、紀南のほうの社会福祉協議会が多いというところでございます。地域的に、弁護士であるとか、後見人を受託できる方がなかなか少ないというところもあって、紀南のほうに多いのかなというところでもあります。

今回のご質問、社会福祉協議会にお話をお伺いしているところの中では、確かに、県内各市町村の社会福祉協議会で情報交換をしておるところですけども、やはりそういうところがあるというふうに聞いております。

対しまして、比較して、岩出市に関しては、現在、後見人を受託できる可能な方



が、そういう地方と比べると、かなりいらっしゃるところであるというところのお話も聞いております。

今後、高齢者の、特に、認知症の高齢者の方の増加で、法人後見の必要性というのは高まっていくと考えますので、その点につきましては、また、必要に応じて社会福祉協議会とお話をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、一般質問をさせていただきます。

その前に、3月議会において、この本議会の権威を著しく低下をするような発言がありました。これは本議会において、市答弁、私も含めてですが、市民の皆さんに向けて質疑をし、質問している件を深く理解していただきまして、これから私が質問する事項について、誠意あるご答弁をまず最初をお願いをしておきたいと思えます。

質問については、1項目から進めていきたいと思えます。

まず第1点、総合型リゾート施設、通称I Rについて質問させていただきます。

2016年の12月臨時議会において、I R法の強行採決に対して、マスコミの一斉批判がありました。特に、ギャンブル依存症については、日本公認の公認ギャンブルが多くの被害者を生み出しながら、その対応がほとんどなされていないことが強く非難されてきました。パチンコで言えば、最王手、最大年35兆円、今でも年20兆円も売り上げているのであります。パチンコ業界の利益は、5%から10%であると言われております。

公営競技は、売り上げの約75%を宝くじが、t o t oが45%から50%を客の配当に回し、残りを公益目的と称して収奪をしている。政府や地方自治体が、また、これらが支配する団体が行う公営ギャンブルは収奪率なのであります。

ギャンブルに伴って、消費者が失う被害・弊害に対して、責任を果たそうとしていないのが現状であります。

これらの公営ギャンブルに輪をかけて、今回、マリーナシティにカジノ賭博を誘致をしようとしている和歌山県と和歌山市に対して、私たちは強い怒りを表明したいと思っております。

そこで、今回、岩出市長として、このＩＲ施設についてのご見解を質問させていただきたいと思います。

まず第１に、カジノ施設をマリーナシティに誘致をしようとしています件について、基本的な見解を求めておきたいと思います。

２番目に、新設された際、隣接地である岩出市として、どのような影響が考えられるのか、あるのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

３番目に、先ほども申しましたように、ギャンブル依存症対策として対応、これについてどのようにされようとしているのか、まず、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員のＩＲ誘致について、岩出市長の見解、隣接市への影響、ギャンブル依存症への対応という質問ですが、ＩＲ誘致については、和歌山市が主体となっていて行っている事業であり、現状は、特定複合観光施設区域の認定までには至っておらず、隣接市の市長として申し上げることはございませんが、いずれにしても、ギャンブル依存症への対応も含めて、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づき、今後、手続が進められていくものと思いますので、その推移を見守ってまいります。

以上です。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員ご質問の１番目の３点目、ギャンブル依存症への対応はどうするのかについて、お答えします。

和歌山市が進めているカジノを含む統合型リゾート施設誘致については、外国人専用と聞いております。また、先日の和歌山市議会で、尾花市長は、外国人専用カジノが不可能な場合は、諦めざるを得ないと答弁されております。よって、ＩＲと岩出市民のギャンブル依存症との直接的な関連性はほぼないと考えます。

なお、パチンコ等によるギャンブル依存症については、岩出保健所で精神科医あ

るいは精神保健福祉師等による相談を行っておりますので、支援の相談があれば保健所へつなげているところであります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうから答弁をいただきました。今回のＩＲ誘致については、当該市でないんで、具体的な見解は述べられないと、持っていないという内容でありました。私は、このような傍観的な立場じゃなくして、今回のカジノ法案に基づく、もし岩出市における影響等を考えると、基本的に、岩出市として見解を表明をするということが最も求められるんじゃないか。

今、担当部長が、外国人専用であって、専用でないなら、これは和歌山市の市議会で６月１８日に尾花市長が答弁された内容であります。だからといって、将来、このカジノ施設に関連する誘致は、諦めたわけではありません。こういう現状の中において、岩出市としても将来を見据えた現時点での取り組み、見解というものをやはり構築していく必要性はあるというように思っております。

さらに、世界のカジノ産業の報告によれば、フィリピンの市場で１２億ドル、マカオで６２１億ドル、シンガポールで７１億ドル、韓国で２６億ドルというこの現状を踏まえて、この国を訪問する外国の富裕層、最近、マリーナにおいては放火事件が発生をしております。和歌山県下においても、これらの関連する非暴力団体との治安の悪化というのは、問題が発生することは容易に懸念をされる現状にあると思うわけであります。これについても、再度ご見解をいただきたいと思います。

３番目に、あぶいた金で消費を活性化しても、これは経済成長には結びつかない、私は思っております。教育環境においても、悪影響を与えるということは容易に想定されますし、賭博に関して、多重債務者や青少年の健全な育成にも大きな問題を含んでいると私は思っております。

さらに、和歌山の弁護士会においても、このＩＲ誘致については、反対声明が出されているわけであります。

岩出市として、とめようという意思がないのか、そういうような進言をすべきであると、私はこの時点で求めておきたいと思いますが、岩出市の見解をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

現在は、和歌山市に誘致したいということであり、設置される観光施設の規模や種別等も決まっておらず、認定もされていない中で、隣接の市長として申し上げることはございません。

それから、法律の規定に基づき進められている事業について、隣接地の市長だということではありません。今後の推移を見守ってまいります。

以上です。

○吉本議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第10条におきまして、カジノ施設の設置及び運営に関し、不正行為の防止及び有害な影響の排除を適切に行う観点から、必要な措置を講ずるということで規定されてございまして、現在、国において、ギャンブル依存症も含めて、対策法の整備、I R実施法という名前だと思いますけど、検討されているということでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長を初め公室長のほうから答弁をいただきました。そうしますと、現時点で、この和歌山市、県が誘致をしているI R施設については、進捗状況を判断して、将来、岩出市として見解を述べる機会があるかもわからないというように理解をされているのか、それとも法に基づいて設置されるものについては仕方ないんだというようなご見解なのか、重ねてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問についてお答えをいたします。

今後の展開にもよりますが、事業主体者の義務として、県民、市民への周知はされるものと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、2番目の質問をさせていただきます。鳥獣被害対策についてであります。

これは、たびたびこの本会議でも各議員のほうから質問がされてきておるんです

が、近年、特に、鳥獣被害について、根来地区を初め北山周辺の出没が問題になっております。農家への被害、また偶然出くわせた際の危険など、今求められる対策は、重要であると考えております。

岩出市における被害防止計画に基づき取り組みをされていると思いますが、岩出市としての現状と対策、どのようにされているのか、捕獲数を含めて、対象鳥獣ごとに答弁をいただきたいと思います。

2番目に、捕獲従事者への助成金、補助金というんですか、支給実績について、どのようになっているのか。それから、捕獲をした際の岩出市への届け出、チェック、確認体制についてはどのように実施をされているのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、イノシシ捕獲をする際、箱わなを貸与していると思われますが、現在、何個あるのか。対応に当たり、どのような手順で対応しているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 鳥獣被害対策について、通告に従い一括してお答えいたします。

本市では、農作物等の鳥獣被害対策として、和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会並びに地域住民の協力を得て、捕獲等を実施し、個体数の調整を図っています。

平成28年度の実績として、イノシシ379頭、アライグマ69頭、カワウ16羽、サギ72羽を捕獲しています。

なお、捕獲等にかかる費用に対する補助を猟友会岩出分会へ、イノシシ1頭当たり8,000円とし、交付しています。

また、市が保有しているイノシシ用わなについては、有害鳥獣捕獲備品貸出要綱に基づき猟友会岩出分会へ貸与し、有害鳥獣捕獲等の期間が満了後、速やかに返却を受け、点検、整備を行っています。

○吉本議長 再質問を許します。

○尾和議員 答弁が漏れている。捕獲した際の確認はどのような手順になっているか。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 申しわけありませんでした。捕獲確認ですが、捕獲固体の写真及び両耳並びに尾を提出させ、確認しております。それと、わなの個数ですが、5個となっております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回、捕獲の件数についてですが、これ以外にもイノシシ、アライグマ、それから計画の中では、ヒヨドリ、カラス、ムクドリ、カワウ等の計画案というのがつくられておると思うんですが、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、捕獲した際の確認について、これ最近、鹿児島県の霧島市において、捕獲のした際の固体の確認なんですけど、不正が生じてきております。両耳と尻尾と写真ということなんですけど、写真を撮った際、写真をたらい回しにして、件数を水膨れにさせているということが言われており、損害額は、市の発表でも約200万円近い返還請求を出しているというように新聞報道されております。

支給に当たっては、固体の確認について、私は、今ご答弁をいただきました写真等についてのたらい回しがいいのか。そして、両耳と尻尾の確認で、実際には捕獲した際に、現場に行って、市職員が立ち会って確認をするという手順も求められるんじゃないかな、そのように感じております。これについて、市の取り組み、見解を再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 まず1点目にご質問でありました、ヒヨドリ、ムクドリなど、計画を定めてというご質問でありましたが、計画につきましては、鳥獣保護法に基づきまして、岩出市鳥獣被害防止計画、現在のものは平成29年から平成31年までの計画期間として定めております。この中で対象の鳥獣といたしまして、イノシシ、アライグマ、カラス、カワウ、この4種類を上げて、この計画を作成しております。これに基づいて捕獲を実施しております。

また、2点目の捕獲数の確認ということでございますが、捕獲したイノシシの写真につきましては、必ず向きを一定にしまして、捕獲した日付をスプレー、ペンキのスプレーで日付を記入させております。したがって、右左向けたりということとはできません。なおかつ、固体から両耳と尻尾を切り取って、その実数を確認しておりますので、そういった数のごまかしといいますかね、そういうことはできないと思っております。したがって、職員が一つ一つ立ち会う必要はないと、そう感じております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 いわゆる固体の確認の件なんですけど、向きを一定にしてということで、

その固体の上にペンキで、いわゆるペンキスプレーでどのように日付をマーキングしているのか。いわゆる写真で、デジタル写真撮りますと、日付を表示をして写真を撮るということも、これは一方で可能ですから、そこでチェックをされてるということなのか、その点についてお聞きを再度しておきたいと思います。

それから、カラスとかカワウの捕獲件数、これについては1回目の部長の答弁でなかったもので、これについて再度確認をさせてください。

それから、箱わなの件であります。5個、現在貸しているということを言われております。この箱わなを貸与する際に、その方の猟友会の一部の人は、不公平だと。抽せんによって貸しているという形をとっておられるのか、偏っているのではないかというご意見が、最近聞くことがあります。こういう箱わなの貸与については、どのような形で貸与しているのか、抽せんのやり方等について不公平がないように、そういうような貸与の仕方をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質問にお答えいたします。

まず1つ目、写真でございますが、写真につきましては、画面一面に捕獲したイノシシを横倒しにして撮っております。体のほぼ全域にわたって、白いスプレーで日付を記入しております。そこへ捕獲したものが横へ写ると、こういう形にしておりますので、デジタル加工などによる修正はできないというふうになっています。

それから、カワウでございますが、先ほど、最初の答弁にもございました。平成26年で23羽、平成27年度で30羽、平成28年で16羽という実績でございます。

それから、おりの貸与、その抽せん、不公平ということでございますが、市は貸しているのは、個人には捕獲おりは貸しておりませんので、猟友会に貸しておりますので、猟友会の中で割り当てされております。その割り当てについては猟友会のほうにお任せしている状態となっております。

失礼しました。カラスもお答えしたいと思いますが、カラスとしましては、有害捕獲の捕獲実績は、平成26年、平成27年、平成28年はございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問をさせていただきます。

岩出市におけるプール新設に関してについてであります。これまでも本議会でも質疑を行ってまいりました。具体的に詳細をお聞きしたいと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

今回の計画については、既にもう補正予算で4,600万円の設計監理委託料を計上して、これから決定されようとしている段階だと思います。本来、この計画は市民の需要に応えるために、総合的に考えて構築をされるべき議案であろうと考えております。その中で、現在ある2カ所のプール東西は、新設された後、閉鎖されるという考えだそうですが、その後、どのような形で市民等々について、声を集約をしていくのかということで、非常に関心のあることであります。

そこで、現在、どこまでプール新設について進んでいるのか。さらに、供用開始時期はいつごろと設定をしているのか。

それから、2番目に、プールの規模及び何メートルのレーンとなるのか。

それから、3番目なんですが、屋外ということでは過去に答えられておりますが、屋外になりますと、通年で使用するということが不可能になるということになると思うんですが、これについてどのように考えておられるのか。

それから、4番目に、使用料金、ここら辺についてどのようなお考えを持っておられるのか、ご質問をさせていただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員の一般質問3番目、プール新設に関して、通告に従い、お答えいたします。

まず、1点目の進捗状況と供用開始日はいつかについてであります。現在の進捗状況は、先日、プール新設に関する設計監理業務委託の補正予算を議決いただきましたので、現在、本委託業務の発注準備を進めているところでございます。また、工事の着工時期、竣工時期につきましては、平成29年度、国の補正予算による財源の確保に努め、供用開始予定日であります平成30年7月に向けて準備を進めてまいります。

次に、2点目のプールの規模及び何メートル、何レーンのものかということですが、現在あるプールの代替施設として、その規模、概要等は設計監理業務の中で検討してまいります。また、規模等に応じ、総合体育館の適切な場所に建設してまいります。

次に、3点目の屋外となると、通年の使用が不可能となるということについて



ですが、新プールにつきましては、現在の２プールを１カ所に統合することで管理運営の合理化を図るとともに、市中心部である市民総合体育館敷地内の立地条件を生かし、浄水機能を有する屋外型プールとしております。

次に、４点目の使用料金についてでございますが、現プールの代替施設であります、現在のところ未定でございます。近隣市の状況なども鑑み、条例改正を開場までに議会へ議案を提出したいと考えております。また、新設プールの維持費については、現在、規模等が決定しておりませんので、試算してございません。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただいたんですが、この設計段階で、準備段階であるということでもあります。もちろん、市民の皆さん、この問題については非常に関心があって、アポロの施設がなくなった関係で、多くの方がこのプールについてはどうなるんだろうという期待もされておりますし、どうすべきだということもよく聞く機会があるんですが、設計段階で、準備段階で市民の声を聞く、アンケートの集約とか、そういう機会を設けて、それに応えた形での設計をしていくのか。それとも、もう行政サイドで設計については準備をしていくのか。そこら辺について、総合的にどうしていくのかということで、市民のアンケート集約をされるという意思があるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、もちろん条例制定して、料金等が決まるわけなんですけど、ちょっと１点だけ気になることがありますので、閉鎖後の両プール、これについての使用用途、ここらについても考えておられるのかなという気はするんですけども、それについてお聞かせください。

それと、堀口プールなんですけど、執行部の皆さんもご存じやと思うんですが、あそこの入ったところに、常時タクシーが駐車しているような状態になっているんですよね。これは許可をした形で、あそこの駐車場をタクシー業者に貸与しているのか、それとも便宜上、あそこを使ったら中継地点としていいので、無断でタクシーが乗り入れをして置いているのか、ここら辺について市民の皆さんが聞いてほしいと。ああいう状態でいいんかということがありましたので、これはお尋ねをしておきたいなと思っております。

それから、今ご答弁ありましたが、全体的な構想についてはこれからということでもありますので、プール等についての幼児用とか小中学生、児童用とか、大人プー

ルとか、それから、レーンの長さ、これは一般的な形で、今までの延長上でやろうとされているのか、いわゆる国際基準というんですか、そういうものを含めたレーンの長さを想定していくのか、そこら辺も含めて、お考えがあるようであれば、この段階でご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

４点あったかと思います。まず、市民の意見をどのように反映するのかということであったかと思いますが、これにつきましては、スポーツ推進委員や周辺市民の方々の意見を参考にさせていただきたいと考えてございます。

それから、両プールの跡地ということですが、現在の両プールにつきましては、昭和50年代に建築されたもので、老朽化が進んでおります。そのため２つの施設を廃止すると考えてございます。跡地利用につきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

それから、タクシー云々につきましてですが、通告と外れていると思いますので、答弁は差し控えたいと思います。

それから、今後のプールの形状等についてですが、国際基準にのっとったものかどうかというようなご質問であります。競技用プールということは考えてございません。現在あるプールの代替施設として考えてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　部長のほうから、質問の通告がないから答えられんということなんですが、現在、これは不法駐車やと私は思うんですね。市当局が堀口プールにタクシーの、少なくとも二、三台、常時とまっているんですよ。これは、やっぱりやめるように通告しなければ、常時こういう状態が続いていると。黙認をしておれば、市が認めたということになるわけですから、たとえ、質問通告をしてなくても、即座に回答できる問題やと思うんですね。そしたら、そういう申請があって許可書を出しているのか出してないかぐらい、部長もわかるでしょう、教育長も。担当課も知っとはずですよ。こんな答弁すらできないんですか。

それと、今、私が２回目に質問した市民へのアンケートの集約をどうするのか、これは答弁ないんですけども、市民に対しては、そういうアンケート方式で意見を聞く機会というのは設けないという考えなのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、タクシーの件についてであります。議会のルールというのがございます。それにのっとって答弁を控えさせていただいた次第でございます。

アンケートについては、現時点では教育委員会として実施する考えはございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきたいと思います。

上岩出小学校前の県道131号線の整備についてであります。この道路については、狭隘のため、過去から道路の拡幅が、県のほうで工事が進められてきていると思うんですが、現在、上岩出小学校の正門前で工事がストップしている状態にあるということで、周辺の父兄の皆さんが、あの工事はいつぐらいに完成するんだろうということも言われております。

農業用水路が走っている関係で、工事も難解な工事になると思うんですが、まだまだ十分な形で、先が見えていないのかなと思うんですが、この上岩出小学校の道路の通学道路については、早期に整備をしてほしいという声があります。

先日も父兄の皆さんから、子供が小学校へ行く際、危険な目に遭うところでしたと。南北の工事についてどうなっているのか。長期にわたりストップしている。市に早期完成をやってほしいというご連絡があり、現地を確認したところであります。

そこで、正門前の道路に関して、現在、整備への取り組みをされていると思うんですが、完了時期についてどのような状況にあるのか。さらに、歩道整備、正門入り口は勾配がきつい関係で、子供たちも冬場になれば滑ったりというようなこともあるらしいんですが、歩道整備も視野に入れて、検討をすべきであるというふうに考えておりますが、市と県との調整なり、市の考え方についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 上岩出小学校前の道路整備について、一括してお答えします。

岩出市としましては、県道新田広芝岩出停車場線の安全対策としての道路整備を

道路管理者である和歌山県に対して、以前から強く要望しております。

平成23年度から上岩出保育所や上岩出小学校周辺の、特に狭隘な約300メートルの区間について、道路拡幅及び歩道設置の事業を進めていただいております。その幅員構成は、車道5メートルと東側に歩道が2.5メートルとなっております。進捗としては、上岩出保育所付近約80メートル区間について工事が完成しており、今年度は用地協力の得られた上岩出小学校付近約90メートル区間の工事に着手し、平成30年度中に完了できるよう事業を進めていると聞いております。

岩出市としましても、事業の早期完成に向けて、地元調整や用地取得等、県と連携を図ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ぜひ早期にやっていただきたいんですが、今ご答弁で、用地買収について、明確なご答弁がなかったんですが、何筆ぐらい、現在、買収の完了してないのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、正門前の歩道については、2.5メートルを歩道としてということなんですが、これは西側に歩道をつくれるのか、それから、小学校入り口付近に歩道をつくるのかによって、ちょっと若干違うんですけども、ここら辺についてはどのような青写真になっているのか。市と県との間で要望されているのか。それから、入り口の勾配について、なるべく緩やかな形が可能なかどうか、ここら辺について再度ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

用地買収の残りですが、現在、3筆残っておりまして、早期取得に努めたいと聞いております。

それと、2点目の正門前歩道についてなんですが、これは東側の片側歩道だということです。入り口を緩やかにしてほしい等のご要望ですが、それ、もちろん市と県で調整して、できる限り使いやすいように設計してもらっております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時から再開いたします。

休憩 (11時40分)

再開 (13時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、一般質問を継続して行っていきたいと思います。

教育諸課題についての問題で、ご質問をさせていただきたいと思います。岩出市における教育課題については、5 点にわたり質問をしたいと思います。

まず、新しく教育長に就任されたことに対しまして、まずもってご苦労さまと申し上げたいと思います。

新教育長の所信は、さきの 3 月議会でメッセージをお聞きしておりますが、今の諸課題について、どういう認識をされているのか、今後どのような方針のもと、教育について取り組まれようとされているのかであります。

そこで、私は、まず第 1 に、文科省の調査によりますと、12万人から不登校の児童生徒がいると言われております。過去、岩出市内における不登校の人数を、現在、何人あるのか、また、いじめ問題についてお聞きをしたいと思います。

このいじめ問題に対する問題について、最悪の場合、全国的にも実施するという事件も起きており、岩出市においても、第二中学校において、踊り場から飛びおり、死亡する事件も起きており、別に起因はあるとしても、校内での事件として、過去、歴史からいって、なかったことであります。これらの現状認識についてと、あわせて対策をお聞きをしたいと思います。

2 番目に、学力テストに関してであります。この学力テストに関して、結果と公表については、私は過去から聞いたことがありません。少なくとも各学校のテスト結果について、保護者を初め共有して事に当たるべきであると考えております。この公表について、どうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

3 番目に、次に、この問題に関する教職員の長時間労働についてであります。各学校における実態の把握は、現在されているのか。負担軽減のために、どのような取り組みをしていこうとしているのか、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

4 番目に、学校施設に関してありますが、地球温暖化に伴って、毎年毎年、気

温が上昇し、教室内の室温も勉学に励む妨げになっていると考えております。早期に全教室に空調設備の完備をすべきであり、現時点で、岩出市教育委員会として、この考えについてお聞きをしたいと思います。

最後に、3月議会において、教育勅語に関して見解をお聞きしました。新たに、新教育長として、この教育勅語に対する認識をお聞きをしておきたいと思います。

ご答弁よろしく申し上げます。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 尾和議員ご質問の教育諸課題について。

第1点目、不登校・いじめ問題の現状について、お答えいたします。

なお、学校ごとの実態というご質問であります。特に、小学校の不登校児童は少なく、学校ごとの実態をお答えすることで個人が特定される心配があることなど、学校ごとの実態をお答えするのは適切ではないと考えますので、市全体の状況についてお答えさせていただきます。

本市の不登校の状況につきましては、1,000人当たりの不登校数を割合であらわしていますが、平成27年度では、小学校で0.12%、中学校で3.47%となっています。また、その対策についてでございますけれども、不登校については、休み出したときに早期発見・早期対応をしていくということで、担任だけではなく、複数の教員、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をとりながら、早期に対応しております。

平成27年度のいじめにつきましては、1,000人当たりの認知件数を割合であらわしていますが、小学校で11.95%、中学校で1.89%となっています。

なお、いじめにつきましては、現在のいじめの定義は、当該児童生徒が、ある一定の人間関係にある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるものとされています。したがって、本市では、されたほうがいじめと感じたものは全ていじめとカウントしており、大半は嫌なことを言われたやからかいなどとなっており、その日のうちに必要な指導を行い、解決しております。

次に、2点目の学力テストについてお答えいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査は、本年4月18日に小学6年生と中学3年生を対象に、国語・算数（中学で数学）の2教科が実施されました。結果については、8月下旬に届く予定となっています。結果の公表につきましては、平成26年度から調査の結果の概要及び調査結果を受けて、今後の改善の方向等について、市のウェ

ブページにて公表しており、今年度も同様に公表する予定であります。

次に、３点目の職員の長時間労働の実態と負担軽減についてお答えいたします。

平成28年度の超過勤務の実態につきましては、小学校教員では、80時間超えの教員が全体の1.85%、45時間を超え80時間未満の教員が全体の33.33%、中学校教員では、80時間超えの教員が全体の7.53%、45時間を超え80時間未満の教員が全体の23.66%となっています。

負担軽減策といたしましては、各学校でノー残業デイの設定や教材の共有化の奨励、会議等の精選等を実施しております。教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員、介助員等を配置することにより、教員の負担軽減に努めているほか、学校宛てに出すアンケートや各種調査物の精選等を実施するとともに、学校長に対し適切に教員の負担軽減を図るよう指導しているところであります。

次に、学校施設の空調設備にお答えいたします。

小中学校への空調設備については、必要と思われる保健室や図書室、音楽室、パソコン教室など特別教室には設置しており、今年度は、岩出中学校美術室に設置いたしました。今後の方針といたしましては、予算や優先順位等を勘案し、引き続き検討してまいります。

次に、教育勅語に対する見解についてお答えいたします。

教育については、日本国憲法はもとより、その主旨に基づく教育基本法にのっとり進めなければならないと考えております。この基本的な考えを踏まえた上で、特に、学校教育においては、学校教育法や学習指導要領等に基づき進めてまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、教育長、こんな、なぜぼやけた形で不登校・いじめ、これについてなぜ公表できないんですか。過去、この問題については本会議で教育委員会も答弁をしてきておるんです。各学校における不登校生徒数、今回、後退したと言わざるを得ません。

今ご答弁になりました平成27年度、全体として0.2%とか、小学校でですね、中学校で3.47%、ということは何人いてるぐらいのことはわかっているはずですね。把握されていると思うんです。学校別に、なぜ公表できないのか。特定できることはないと思うんですよね、市民に公表しても。現状を正しく市民の皆さんに、こう

いう実態ですよと。その上で、一緒に考えていきましょう、教育委員会として、こういう実態に直面をしていると。保護者の皆さん、あるいは岩出市民の皆さんも、この不登校の問題について、一緒にどうしたらいいのか、もちろん一時的には教育委員会の責務であるわけでありましたが、我々は、親としても、この問題について避けて通るわけにはいかないわけであります。

いじめ問題についても同様であります。過去の事例からして、いじめの件数についてもパーセントじゃなくして、件数もこの場で公表してきておるんです。新しい教育長が就任すると同時に、こういう後ろ向きなご答弁しかなってない。これはどういう姿勢なのか、私は疑問を持たざるを得ません。再度、具体的に公表してください。

それから、教職員の長時間労働についてであります。この実態というのは、今、されておりますが、昨年から文科省のほうから教職員の实態、どういう実態になっているのかということで、各市町村教育委員会に調査をした結果であろうと思うんですが、小学校で80時間以上超過勤務、通常の時間帯からオーバーしている人が1.23%ですか、中学校では7.53%、こういう実態にあると。

今までも、この数字について、教職員についてはタイムカードがないということで、自己申告という形で把握をされたんだと思うんですが、こういう実態の中で、長時間労働がいかに教職員の精神的なストレスとか、そういう蓄積を培養しているという実態にあるわけですね。長時間労働をいかにして減らしていくのか、改善していくのか。今まで給特法に依じて、過去、この問題については、戦前戦後から教職員も労働者であるとして、残業手当の支給をすべきだという中で、文科省は暫定的に4%をつけて、支給をしているからということで、今も各裁判所において争われている懸案であります。

しかし、現実には長時間労働が常態化をしているという実態にあるわけですから、これを岩出市においてどうしていくのかと、抜本的な解決策をしない限り、教職員の労働条件の改善にはつながらないと、私は強い懸念をしているわけであります。

そういう意味から、負担軽減については残業デイを設けるとか言われておりますが、実態として、教職員がクラブ活動とかそういう指導、担当のクラブを持つということによって、長時間にわたって負担になってきている。それから、期末テスト、中学校では中間テストとかあった場合の採点については、自宅に持ち帰って採点をせざるを得ないという実態も聞いております。これらの問題についても、あわせてどうしていくのか、具体的に、教職員のヒアリングをしながら、いかにしたら教職



員の長時間労働を改善していくのか。今、文科省においても、全体としても働き方の改革ということで、教職員に置かれている長時間労働をどうするのかということで、今議論をされておりますが、並行して、積極的に岩出市の小中学校の教職員に対する長時間労働をなくすための手だてを受け身じゃなくして、能動的に変えていくという取り組みが教育委員会のすべき課題であろうというふうに思っておるわけでありまして。その点について、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、学校施設の空調設備の問題であります。これも岩出市はおくれていると言わざるを得ません。和歌山市は、今、小中学校全教室、空調設備を設置をしたということでありまして、岩出市で、なぜ空調の完備をしないのか。子供たちの教育環境を守る大切な1つの課題であるわけでありまして。

私たちは、親として、市民として、小学校・中学校の空調完備、これは計画的に、段階的に、早期に実現を図っていくべきだと思っておりますが、今のご答弁では1校だけしか考えてないんだということです。これについても再度前向きなご答弁をいただきたいと思っております。

それから、教育勅語に関しては、今、憲法とか教育指導方針に従ってやっていくんだということでありまして、ことしの3月31日、政府が教育勅語について、憲法や教育基本法等に反しないような形で、教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないというような閣議決定をされました。

これに対して、各界各層の皆さんは、この見解について、戦前の教育回帰になると。再び、子供たちが戦争に巻き込まれるということになるということで危惧をされているわけでありまして。この閣議決定に伴って、岩出市においては、この方針に従わないよう私は求めておきたいと思っておりますが、それについて、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、いじめや不登校について、なぜ、学校別の公表できないのかということであつたかと思っておりますが、不登校につきましては、先ほども教育長のお話にあつたとおり、人数が非常に少ないので、学校別で公表しますと、その個人が特定されてしまう可能性が非常に高いということで、この場での答弁はふさわしくないと考えております。

ただ、全体の人数だけ申し上げておきます。不登校につきましては、小学校は、

市全体で4名、中学校は66名、ともに平成27年度の数でございます。

いじめにつきましては、市教育委員会ではいじめの定義にのっとりまして、個々の行為がいじめに当たるのか否か、その判断につきましては、表面的、形式的に行うことなく、いじめられたと訴える子供の立場に立って行われるべきものであると考えております。

そういったことで、本市では積極的にいじめの認知を行うようにしております。学校別の公表となりますと、件数の多い少ないのみがひとり歩きして、学校の格付等につながるものが懸念されます。決して教育的にプラスになるとは考えられないため、これについても学校別の件数について報告は差し控えさせていただきます。

人数について申し上げます。小学校では認知件数は、平成27年度、394件、中学校では36件となっております。

次に、教職員の勤務負担軽減ということでございます。教育委員会としてどんなふうにして減らしていくのかということですが、1つ、今年度から始めた取り組みとしまして、中学校教員の部活動の指導というのが、かなり大きな負担になっているところもありまして、週に1日は休養日を設ける、そういう方針を出してございます。そうすることが、子供の体力回復や教員の負担軽減につながると考えております。

次に、空調のことについて、岩出市はおくれている。なぜしないのかということについてであります。本市でも、先ほど教育長もお答えしましたように、必要と思われる保健室や特別教室へのエアコン整備を優先的に進めてまいりました。今後さまざまな施策の優先順位等、総合的に検討した上で計画してまいります。

教育勅語につきましてはですが、以前、尾和議員ご自身も同様のご質問の中で、教育勅語が廃止されて教育基本法がつくられたというふうにおっしゃっていました。そのとおりでございまして、今は教育基本法にのっとり進めていくということでございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、不登校及びいじめ問題についてであります。

認知件数を含めて、不登校については4名と、小学校ですね。それから、中学校は66名、いじめ件数については394件、中学校では36件というご報告でありました。この数字を多いと見るのか、少ないと見るのかということですが、現に、こ

れは凝縮した形で、私は潜在化をしていると言わざるを得ません。

事が起きるのは、これらの不登校及びいじめ、これをいかにして解消していくか、その件数があるからといって放任するのではなくして、その要因、事の起きる。小さい段階からこれを潰していくという手だてが一方でない限り、これの件数が最悪の場合、非常に悲しい結果を生むと言わざるを得ない。事が起きれば、各教育委員会の見解は、いずれにしてもいじめはなかったんだというような教育委員会の見解を発表して、後からいじめがあったとして、後の処理に困っているというのが全国的な実態ではあろうと、私は思っております。

そういう意味では、初期の段階から不登校・いじめ問題について、いかにしたらそれを解消し、なくしていくことが可能なのかということを、これは教職員を初め教育委員会、父兄の皆さんと一緒に、そういうディスカッションできる機会を多く持っていて、対策を打つという姿勢が求められるのではないかなと思っておりますが、それについて、岩出市の教育委員会はどのような手だてをしていこうとされているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、2回目の質疑の中で、学力テストの問題省きましたけども、私は、公表しているよと言いながら、實際上、それは共有しているかということ、まだまだ不十分なところがあると思うんですね。学力の問題について、一面的に、テストの結果がいいからといって、将来、子供たちの解決、生きる上でのステップになろうということは、一面的考え方であろうと思うんですけども、だからといって、学力を軽んじてはならないという思いも私はしております。

そういう意味では、学力テストの結果を踏まえて、今後どうしたら全体的な底上げをすることが可能なのか、これ、平均で出されるということになりますと、底辺のところの底上げをしない限り、全体としてはいい結果が出ないという結果になろうと思うんですけども、そこら辺の手だてをどうしていくのか、具体的なお考えが持っておられるのであれば、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、教職員の長時間労働については、週1回、クラブ活動については休みにしたんだということですけども、いずれにしても教職員の長時間労働については、これから日本全体としても、今大きな課題になっており、また、非正規の教職員の方との絡みも出てきますし、教職員の方の長時間労働、これをどのように減らしていくのかということは、子供たちへの教育環境にも影響するわけですから、教職員の皆さんの長時間労働を減らしていくと、軽減をしていく、この取り組み、まさしく直面した課題であろうと思うわけであります。

再度、今言われた負担軽減の手だてだけでいいのか、もっと具体的な案をお持ちなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、教育勅語の問題について、部長のほうから教育勅語が廃止されて、教育基本法にのっとなって、今やっているんだということではありますが、今ぞろ、教育勅語に対して、見方が大きく変わろうとしているわけであります。私はここで聞いているのは、教育勅語に対して、各教育委員会が、政府・文科省のほうから、この教材として用いることは否定されることではないという閣議決定をして、通知をされていると思うんですが、この見解に従って、教材としては使いますよということなのか、いや、違うんだと。岩出市においては、教育基本法に沿って、学校教育については、今後も進めていくという決意があるのかどうか、これについて、私は再度お聞きをしなければならないというふうに思っておりますので、ご答弁のほう、よろしくお願いをいたします。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、いじめ・不登校問題について、小さいうち、潜在化しているものから潰していく必要があるのではないかというご質問だったと思いますが、私どもとしても、そのように対応してございます。特に、不登校、中学校になると、人数がかなりふえてきてございます。やはり小学校から中学校への接続というあたりを丁寧にしていくことが中学校での不登校の減少につながると考えて、そういう取り組みを行っているところでございます。

具体的に、小学校の教員が中学校を参観して中学校の学習スタイルを学ぶ、また逆に、中学校の教員が小学校へ訪問して小学校の学習スタイルを学ぶ、そういった接続をスムーズに行うような、これは一例であります、そういう取り組みもしてございます。

いじめにつきましても、頻繁に子供たちからアンケートをとってございますし、この認知件数が多いということは、決して悪いことと捉えておりません。それだけ感度が高いというふうに認識してございます。小さいうちにいじめとして認知をして、早期のうちに対応していく。今後もそういう方針を続けていきたいと考えてございます。

学力テストについて、底上げという部分のご質問であったかと思いますが、確かに低学力層の底上げというのは、非常に重要な課題であります。その対策としま

して、中学校では、特に土曜日、年間20回、土曜学習教室を実施してございますし、小中学校とも朝の時間等を活用して、基礎・基本のドリル等徹底しているところでございます。

次に、教職員の長時間労働をいかに減らしていくかということですが、先ほどの教育長答弁にもありましたように、市独自でも介助員等雇って、教員の勤務の負担軽減に当たっているところでありますし、本市では、県のほうから多くの加配教員を獲得するよう全力を挙げて取り組んでいるところです。

さらに、加配教員のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員等、県の制度も最大限活用して、教員の勤務負担軽減につなげているところであります。

教育勅語につきましては、先ほどからの繰り返しになりますが、現在あります教育基本法、学校教育法、さらに学習指導要領にのっとって進めていくことが公教育の務めであると考えてございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、岩出市の所有する公用車の管理についてお聞きをしたいと思います。

市所有の管理している公用車についてですが、交通事故の軽減並びに市職員が絡む交通事故のないよう、私たちは願うものであります。

そこで、市所有の公用車について、4点にわたり質問をさせていただきたいと思っています。

まず第1点は、現在、市所有の保有する台数及び車種別にどういう実態になっているのか、その管理はどのようにしてきているのか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、交通事故の件数ですけれども、過去5年間で、交通事故として把握をされている及び人身事故件数、これはどのような実態にあるのか。ここで問題なのは、交通事故の件数で、警察に届けた以外のヒヤリハットですね、ここら辺をどのようにつかんでおられるのかよく知りませんが、実態についてお聞きをまずしたいと思います。

それから、岩出市のこの自動車を運転する職員、自動車運転教育及び岩出市がこの公用車における安全運転管理者、これは法で定められている問題であります、どのように配置をされているのか、これについてご答弁をいただきたいと思っています。

それから、最後になりますが、事故が起きるときに、職員の交通安全に対する意識を含めて、事故の起きた要因というのは、その時点のデータがなければ、いろいろな判断基準があって、過失損失という問題も出てくるわけですが、ドライブレコーダーを各市所有の公用車に設置をして、それから、実態を把握をしていくということも一方で求められているのではないだろうかというふうに思っております。これについては、一斉に全てドライブレコーダーを設置せよという主旨で、私は今回質問しているわけでありませんが、少なくとも段階的に目標値を設定して、必要なデータをつかんでいくと。そして、事故に遭わない、事故を起こさない、そういう意識をお互いに共有するということが大切であろうと思っております。

以上、4点についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　通告に従い、答弁をいたします。

ご質問の6番目、公用車の管理についての1点目、市の保有する台数及び車種の数、それから、管理はどうかについてですが、平成29年3月31日時点で、乗用車9台、消防車27台、小型普通貨物自動車8台、清掃車12台、軽自動車62台、マイクロバス1台、ワゴン車、これは巡回バスでございます、3台、給食車2台、特殊自動車5台、合計129台であります。

管理につきましては、市有自動車等管理規定に基づき適正な管理を行っています。

次に、2点目の交通事故の件数及び人身事故件数についてですが、件数から申し上げます。件数は、平成28年度、9件、平成27年度、6件、平成26年度、8件、平成25年度、6件、平成24年度、8件、うち人身事故の件数は、平成28年度、ゼロ件、平成27年度、1件、平成26年度、2件、平成25年度、1件、平成24年度、ゼロ件でございます。人身事故、物損事故、ともに警察に届け出をしてございます。

それから、次に、3点目の自動車運転教育及び安全運転管理者の配置についてですが、自動車運転教育につきましては、かねてから機会あるごとに公私を問わず、自動車等を運転する場合の交通関連法令の遵守について、周知徹底を促しています。また、安全運転管理者につきましては、総務課長を選任しています。

次に、4点目のドライブレコーダーの設置についてですが、警察庁においても、その活用メリットについての周知がなされているところであり、今後の公用車購入において設置すべく検討をしてきているところでございます。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。所有台数が129台ということであります。

これで該当しますと、3番目の安全運転管理者1名ということでは言われました。そうしますと、副管理者、安全運転管理者、あわせて副安全運転管理者、選任しなければならないと。5台以上20台ごとに1名選任する必要性があるわけですが、これについては選任をされているのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、交通事故件数についてであります。この平成28年度から過去5年間、9件、6件、8件、6件、8件ということでは発生をしているということで、これについては多いのか少ないのかという見解の分かれるところではあります。いずれにしても、このように交通事故が発生をしているということですから、少なくとも年1回ぐらいは交通安全講習というのは実施をしてきておられるのか、これについて実態はどうか。事故件数の要因、ここら辺について分析をされてきているのか。そして、その事故が起きた際、この事故件数をどのようにしたら発生を食い止めることができたのかというような要因分析ですね、具体的にされてきているのか、ここら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問についてお答えをいたします。

先ほど安全運転管理者1名と申しました。副安全運転管理者の件でございます。所有台数の20台ごとにとということではございます。先ほど、私申し上げました全部で129台と申しましたけれども、この中には消防車27台、ワゴン車（巡回バス）3台、それと給食車2台がでございます。この合計32台でございます。これにつきましては、自動車の使用の本拠が市でないということから、129台から32台を引きまして、97台ということになります。

97台ということで、尾和議員先ほどおっしゃっておられたように、安全管理者含めて、副安全管理者が4名要るのではないかと、こういう話でありましたので、4名について、内容を申し上げます。副安全運転管理者の4名につきましては、上下水道工務課長、それから、総務課副課長、クリーンセンター係長、上下水道業務課副課長、この4名を選任してございます。

それから、件数の分析ですけれども、件数は多いと私は思っております。

講習ですけれども、実際、実地研修というのはしてございませんけれども、先ほ

ど、1回目の答弁をさせていただいたように、常に職員に対しては、交通事故をなくすようにということで周知徹底を図っているところでございます。

それから、この自動車の管理の関係ですけれども、それぞれの課長において、公用車の管理、運転日誌の記入、あとは自動車の整備、使用後の点検、そこら辺のところも順次していただいているところでございます。いずれにしましても、今回、尾和議員のほうから交通安全の関係のご質問をいただいたということですので、常に安全運転に心がけておりますけれども、これを契機にして、交通安全の確保、それから道路交通法の厳守、これについて努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目のレコーダーについてなんですが、私、ちょっと若干耳が遠くなっているんで、聞き漏らしたかと今思っているんですが。設置計画というのは、具体的にお持ちなのか、それとも、こんなドライブレコーダーなんて必要ないんだというお考えなのか。少なくとも、そこら辺、段階的に設置をしていくと。費用もそんなににかかる金額でもありません。データは逐一更新をされるわけですから、何かあったときに、それを共有して、みんなでパソコンと連続させて、レーダーを、あっ、ここに問題があったのかという検証にもなる。それによって、各民間の企業でも公の地方自治体でも、そういう取り組みをしているところも聞いております。

そういう意味では、非常に大切な重要な問題かなと、私自身は考えておるんですが、そこら辺、どのようにお考えをお持ちなのか、最後に質問して、終わりたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

第1回目の答弁させていただいた内容をもう一度申しますと、警察庁においても、その活用メリットについての周知がなされているところであり、今後の公用車購入において設置すべく検討してきているところなんですということで、今現在、検討に入っております。

それと、先ほど申しました台数の中には入っておりませんが、平成29年度、既に2台の公用車を購入しておりますけれども、それにつきましても、このレコー



ダーについては設置をしてございますので、今後は設置していく方向で進めてまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員　14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、3点について一問一答方式にて一般質問を行います。

1つ目に、ソーラーパネルの設置について。

大規模な太陽光発電設備、メガソーラーは、再生可能エネルギーの導入促進のために、2012年に国が開始した固定価格買取制度以降、建設が急増しています。この制度は、太陽光、風力等などの再生可能エネルギーで発電された電気を一定期間、国が定めた固定価格で電力会社が買い取るというものです。

事業者は、メガソーラーの建設が許可された時点の買取価格、1年ごとに見直して、20年という長期間、安定した収益を見込めるものとなっています。この制度によって、ほかの電源に比べて設置基準の規制が少なく、建設費用も安価なメガソーラーが新規参入の事業者によって、次々と建設されるようになりました。

それと同時に、ここ最近、新聞紙上などで大規模な太陽光発電施設、メガソーラーの建設によるトラブルが報じられております。その内容は、主に、近隣住民には事前に何も知らされず、ある日突然、メガソーラーが建設されたことで、親しまれた自然や景観が損なわれてしまった、森林伐採による土砂災害などへの不安、電磁波や気温の上昇から来る健康への不安などが高まっている、こうした問題です。

メガソーラーが自然環境に与える影響としては、景観破壊、森林伐採、森林伐採による土砂災害の発生、土地利用の変化による動植物の生息地域破壊等などがあります。

一番の問題は、こうした影響が想定されるにもかかわらず、法的な規制がほとんどないことです。風力発電施設では、バードストライクなどの影響から環境アセスメントが法的に義務づけられ、その費用も事業者が負担します。しかし、メガソーラーは、同アセスメントの対象外であり、建設費用も数百万から数千万円と安いため、土地さえ確保できれば、簡易な手続で建設することが可能となっています。

環境アセスメントの義務がないため、市民は建設計画を事前には知らされず、地域住民への説明会も開かれないことも多く、気がつけば森林が伐採され、3カ月後

にはメガソーラーができ上がっていたといった事態も各地などで起こってきています。

自治体の情報公開や、こうした問題の顕著化もあって、現在は建設予定地のあちこちで、住民による反対運動も起きています。

地方自治体では、農地規制や景観保全関連の条例を整備し、無計画なメガソーラー建設を規制しようと呼応を始めている自治体も出始めてきております。

太陽光発電の将来的な発電量の可能性は大きく否定するものではありませんが、CO<sub>2</sub>削減を目的とする再生可能エネルギーを生産するためにCO<sub>2</sub>を吸収してくれる森林を伐採するのでは、今後、考えていかないといけない問題であると思っています。

岩出市内山地域においても、設置・建設計画がございますが、設置場所と規模の把握についてお聞きをしたいと思います。

メガソーラーは、クリーンエネルギーで環境に優しい発電所として期待される反面、設置には大規模な森林伐採が避けられず、水害や土砂災害に対する治水への不安とともに、ソーラーパネルが並ぶことによる景観への影響を懸念する声もあります。事業者からの住民説明会も開かれてきておりますが、参加された方を初め、また、近隣住民の方から水害や土砂災害への不安の声をお聞きいたしました。

土砂災害等への危険性はどうか、また、景観を損なうことはないのか、市の認識についてお聞きをいたします。

3つ目は、大型ソーラーパネル設置に対する法規制について、どのように市は考えているのか。また、設置建設に伴い、業者への指導は、どこまで、どのようにできるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 ソーラーパネルの設置についての1点目、設置場所と規模の把握についてお答えします。

まず、太陽光発電設備そのものの設置については法規制がなく、近年、設置に関するトラブルが全国的に増加しております。そのような中、当市において、災害防止及び良好な生活環境の保全を図るため、県下他市町村に先駆け、平成27年9月に事業区域3,000平方メートル以上を対象とする太陽光発電設備設置事業に係る指導要綱を制定いたしました。

施行後の申請件数につきましては、北大池地区で1件、9,474平方メートル、根

来地区で3件、それぞれ9,505平方メートル、6,853平方メートル、10万9,616平方メートル、山地区で1件、17万4,049平方メートルとなっております。

次に、2点目、土砂災害等災害への危険性はどうか。また、景観を損なうことはないか。市の認識について、お答えします。

事業者との要綱協議におきまして、地盤の沈下、がけ崩れ、出水、その他による災害及び周辺地域への溢水等の被害が生じることのないよう計画するように指導を行っております。

また、景観につきましては、周辺の良い景観との調和を図るため、和歌山県において、景観条例施行規則の改正に伴い、平成29年5月8日以降、一定の規模を超える太陽光発電施設の設置行為について、景観法に基づく届け出及び景観形成基準に適合することとなっております。

次に、3点目、大型ソーラーパネル設置の法規制と指導についてお答えします。

冒頭でもお答えさせていただきましたが、大型ソーラーパネルを設置することへの法規制は、現在ございませんが、当市におきましては、太陽光発電設備設置事業指導要綱に基づき指導を行い、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止及び近隣住民とのトラブルの未然防止に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 岩出市におきましては、平成27年にこうした太陽光発電に関する指導要綱というのをつくられているということをおっしゃられたと思うんです。今回つくられるところは、山、山間部になるかと思います。莫大な、巨大な地域になるわけですが、山ということになれば、環境の面で、先ほど言ったように、景観の問題ではなく、動植物の問題、生態への影響などというの也被考えられるんですが、これについて、どのような状況になっているのか。

県などでは75ヘクタール以上であれば、開発区域全体の面積の中であれば、環境影響評価手続の対象となっております。この岩出市の場合は、そうした環境評価手続の対象となるのでしょうか。なければその辺については、どのような考えを市で持っておられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

また、指導についてですが、地形の問題だったり、水の問題だったり、いろんなことが想定されます。今、近年、異常気象で予想をはるかに超える雨などが降ってくることということで、実際には、メガソーラーを設置している地域では、災害の問題な

ども起こってきています。

災害が起きれば、それは人災であって、取り返しがつかないことになるんですが、その辺について、徹底した影響がないようにということを責任持って言えるのか、その辺について、市としてどう考えるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　再質問にお答えします。

まず1点目、山地区の動植物についてはどのような状況となるのか、また、環境影響評価はどうなっているのかという質問だったと思うんですが、まず、動植物の関係についてなんですが、この場所は、もともと第二パイロットで、森林を伐採した地域であります。既に森林を伐採した地域でありますので、ソーラーパネルを設置したからといって、動植物に、今とそんなに大差ないとは考えています。

それと、環境影響評価については対象外となります。対象外となるんですが、これ一般論で申し上げますと、環境影響評価の対象とならない開発事業における環境保全についてですが、土地の状況や事業内容に応じ、森林法など個別法令による規制がありますから、その中での環境の保全が図られることになるということになると思います。

それと、次に、異常気象、雨災害について責任を持てるかということですが、先ほども申しましたとおり、岩出市では、指導要綱を制定しておりまして、極力そういうことがないように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○吉本議長　再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　1点だけ、やっぱり住民の皆さんにとっては、やはりどういったものができるのかというのは全くやっぱり想像がつかないものだと思うんです。そうした中では、住民の皆さんからの不安だったりとかという声に対しては、しっかりと事業所などにも住民への説明などに対して、しっかりと行うようにということだけは、しっかりとやっていただきたいと思いますと思うんですが、これについてお答え願いたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　再々質問にお答えします。

地元説明についてなんですが、先ほどから申しておる岩出市太陽光発電設備設置事業指導要綱の第5条で、事業者は事業計画の内容、工事方法等についての説明会、または個別説明により近隣住民に対して説明を行わなければならないとしておりますので、これに従って十分指導してまいりたいと考えております。

○吉本議長　これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員　就学援助制度の充実をということで、現在、就学援助の実施主体は学校教育法第19条、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと明記されております。就学援助の対象者として要保護者、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者・準要保護者、市町村教育委員会が生活保護法第2条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とあります。

この要保護者、準要保護者の該当者が年々増加傾向にあり、平成27年のデータでは、該当する要保護児童生徒が全国で15万人弱、準要保護児童生徒が137万人弱います。その状況の中で、要保護・準要保護の家庭の貧困が、日本は世界最悪レベルだとメディアが取り上げていることが最近見受けられます。

一概に、要保護・準要保護家庭と定められても、誰が貧困で、誰が本当に助けを必要としているかが見えにくいのが現状ではあります。

当然、子供を持つに際して、将来設計をしっかり持つべきものとだとは考えますが、どんなに頑張っても努力してもうまくいかないこともあります。一概に親の自己責任という言葉で片づけられないですし、子供と一緒に責任を抱えるものでもありません。子供を育てるということは、親個人に対する考え方以外に、地域の将来を担う人間を育成しているということを再認識し、ダイレクトに子供に支援がいく仕組みを市で、地域で考慮すべきではないかと思えます。

入学準備金の支給時期見直しについては前回も取り上げましたが、平成29年3月31日付で、文部科学省から平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について、通知文書が出されています。この通知をどのように受けとめ考えているのか、お聞きをいたします。

2つ目は、支給額の引き上げについてであります。前回の質問の答弁において、支給額について、経済状況等を鑑み、今後、検討するとしています。しかし、消費税8%へ引き上げてきた中で、準要保護の支給額への見直しは行われてきませんで

した。当然、入学準備に必要なものの購入には、消費税がかかってくるわけです。ですから、その分もあわせて上乗せ支給を行うべき対応をするべきだったと考えます。現時点でも、アベノミクスの効果は住民には行き届いていません。

収入はふえず変わらないのに、消費税分価格が高くなる。特に、準要保護世帯は、ひとり親世帯が多く占め、全てのひとり親世帯が経済的な貧困状態にあるわけではありませんが、その割合は高く、平成25年国民生活基礎調査によると、ひとり親家庭の相対的貧困率は、2012年の時点で54.6%にまで上がります。大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率が12.4%であることに比べると、その貧困率の高さがわかります。

また、厚労省の調べで、27日、発表されておりますが、ひとり親世帯の貧困率は50.8%に及び、生活が苦しいと答えた同世帯は82.7%にも上りましたという状況があります。平成23年度全国母子世帯等調査によると、シングルマザーの平均年間就労収入が181万円で、その分布は100万円未満が28.6%、100万から200万円未満が35.4%となり、200万円に満たない世帯が約6割を占めています。

就業状況も、正規雇用で働くよりも非正規雇用やパートなどの雇用形態が多いことも文部科学省の調べでわかっています。経済状況で今後検討するのではなく、すぐに対応すべきですが、いかがでしょうか。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　市来議員ご質問の2番目、就学援助制度の充実を、についてお答えをいたします。

まず、1点目の平成29年3月31日付、28文科初第1707号の通知についてでございますが、これは要保護児童生徒援助費補助金についてでございます。生活保護を受給されている方につきましては、修学旅行費以外の費用について、生活保護法に基づき扶助費が福祉課から支給されてございます。

教育委員会で行っている要保護児童生徒への就学援助費は、修学旅行費の補助でございます。今後も引き続き補助を行ってまいります。

2点目の支給額の引き上げについてですが、前回もお答えしたとおり、社会経済状況、近隣市町の状況等を鑑み、検討していきたいと考えてございます。

○吉本議長　再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　この文書については、要保護という形で言われていました。準要保護で

すね、岩出市の場合は修学旅行費というのはわかっているんですが、準要保護について前倒しをするという考えがないということだと思っんです、同じようなことで。前回言われていたのが、岩出市の場合、前倒しの入学前の準備金について、やろうとすれば転出がかなりあるから、なかなか難しいという形で答弁されたと思います。

私も、支給時期の見直しについて、岩出市がそのような特徴を転出という部分での理由を挙げられたので、どのようにすれば実現をできるかというのを調べてみて、考えてみたわけです。

時期の見直しについて行う自治体が、全国各地で生まれてきているんですが、これ例を出せば、福岡市の場合、入学準備金の入学前支給を受けることができるものとして、この福岡市の場合、全員を就学援助、準要保護の方、全ての方が対象にしているんですが、ここで言われているのは、例えば、該当ではなくなった場合というので書かれているんですね。平成29年3月末以前に福岡市外に転出される場合、また、平成29年4月に福岡市立または国立・県立の小中学校に入学されない場合、そうした方々は該当しないということをきちんと伝えて、また、そうしたことに当てはまってくれば、返還金をいただく。返還金が発生しますよということをうたいながら、入学前にしっかりと受給手続を行う、こういう施策をやっています。

また、愛知県の知立市では、家庭の経済的な理由により、これも同じように、就学援助の準要保護でやっているんですが、全員ではなく、必要な方々が申し出れば、前倒しで準備金を出すことができるといった方法でやっています。

岩出市でも、十分こうした各市で取り上げている、できているようなところを参考にすれば、例えば、転出が多いこの岩出市であっても、該当しなかった場合は返還金をもらう。例えば、そうでなければ、先に欲しい、先にもらいたいよ、準備ができないから困るよという方々には、先、申し出てもらう。そういった方法でも実現可能だと思うんです。そうした点をしっかりと考えていただきたいと思います。

支給額についての変更なんですが、今回、修学旅行費に充てているから入学前の部分については、要保護の場合ですよ。要保護の場合だったら、修学旅行費に充てているから引き上げてないという形で言われていると思うんですよ。

先ほど言ったみたいに、消費税が引き上がったときに引き上げれてないというのを前回答弁されました。でも、ランドセル買うにしても、入学の前の準備、鉛筆買う、ノート買うにしても、全てには消費税が上げられているんですよ。そのことから考えたら、当然、そのときに見直すべきだった問題をこのように放置してきたという実態が岩出市にはある。

しっかりと今後の経済状況を鑑み、検討されるんじゃないかと、今こそしっかりと支援を行うべきではないでしょうか。その辺について、もう一回答弁を求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　市来議員の再質問についてお答えいたします。

まず、入学前の事前支給について、福岡市等の状況についてお話をいただいたんですが、返還金、返還をしてもらうという制度をとっているというようなご紹介もあったと思うんですが、その部分がかなりのリスクになると考えてございます。

私どもで平成29年度の当初予算ベースで試算しますと、今の就学援助の金額で算出しても、約300万円かかるわけです。返還金がきちんと回収できるかどうか、そういう大きなリスクもございますし、要保護の場合、対象児童生徒というのは極めて少ないわけです。しかも、国の補助制度もあるわけで、要保護については、市単独事業ということになりますので、極力リスクを負わないで対応できる方法を考えていきたいなと考えています。

あと、支給額の引き上げについては、他市の状況も鑑みた上で検討していきたいと考えております。

○吉本議長　再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　先ほど言われた福岡市の場合は、返還金が生じることなんで、岩出市には向かないと。では、後者、愛知県の知立市のような必要であれば、先に受け付けますよという取り組みならできると思います。

ぜひそれについては検討していただきたいことと、他市の状況で引き上げについては考えるというふうにおっしゃいますけど、他市の状況、全くそんなん関係ありません。岩出市の状況で、岩出市の子供たち、貧困状況や準要保護ですね、適用されるご家庭、それぞれがどうなっているのかというのは、やっぱりしっかり考えた上でやっていくべきであって、別に、他市がああだとかというのは関係ございません。岩出市として、どのように子供たちが貧困の中で貧困にならないように、しっかり子供たちに手だてをしていくのかということを考えた上では、しっかり、これはすぐにでも対応できることだと思います。

こうした他市の状況と言わずに、岩出市独自でしっかり考えていただいて、やっていただきたいと思います。いかがでしょうか。



○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問についてお答えいたします。

じゃあ、希望者を募ってという方法があるじゃないかなというご指摘なんですけど、実は、私どもでは修学旅行費の事前給付というのを今年度中に実施できるように考えてございます。修学旅行に行くに当たって、中学生の場合、約6万近く要るわけです。それを事前に給付していこうじゃないかということで、それこそ申し出のある家庭について、事前給付をする方向で、今検討を行っているところです。

その実施状況等を検討して、今後、就学援助全体について、考えていきたいと思っております。

引き上げについては、私ども教育委員会の主体的な判断で検討してまいります。

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 ごみの減量化についてであります。

市は減量化の目標に、1人1日当たりの総ごみ排出量を平成12年度実績917グラムから約25%削減し、1日1人当たり688グラムにするとしています。資源化目標についても、平成12年度比で13.1%から、平成32年で25%を目標としています。

目標の達成には、1人1日の意識の向上を図り、ごみを出さない・つぐらない努力とともに、徹底した分別を行わなければなりません。これまで、ごみ袋の有料化とともに、資源回収や実態調査見学会などで減量化が進んできているとしています。また、今後は、小学校などへの出前講座なども取り組みを進めていくことも前回の一般質問において答弁されています。

さまざまな取り組みをしておりますが、岩出市の可燃ごみの内容は、古紙類や不燃物といったものがかなりまじっていることも明らかとなってきています。この可燃ごみについて、徹底した分別を行うことでどれくらい減ると市は見込んでいるのか、お聞かせください。

2つ目に、最近、市内で数カ所、民間企業の古紙類集積所ができてございます。私は、民間企業の力もおかりして、ごみの分別や意識の向上につながることに對しては、否定するものではございません。この民間古紙類集積所を実施している事業者については、A社は、各家から出る古紙類を集積所に持っていけば、ポイントとして還元される仕組みと、B社は、無料回収となっております。しかし、この無料回

収という標識に、私は違和感を感じてなりません。なぜなら、古紙類は資源であり、当然、自治体に回収された古紙には、キロ単価で収入として入ってきます。また、集団回収で、自治会などで集められた古紙類も、同じように収入となります。個人で廃品回収に出した場合でも、同じように何らかの形で返ってくるという仕組みができています。

市民には、ごみ袋を有料化し、ごみの減量化・分別を求めています。また、市は資源ごみの持ち去りを防ぐために見回りなどを行い、努力をやっていただいているのですが、こうした努力が、B社のようなやり方で回収されれば納得いかないのではないのでしょうか。

古紙類は資源という観点からいけば、このようなB社には適正に行われるようにすべきではないか。こうした古紙類の民間業者の集積所について、市はどのように考えているのかをお聞きいたします。

3点目は、全体のごみの減量化は進んでいると見ているが、1人当たりの排出量を減らさないことには、市の掲げている目標には到達しないと考えます。今後どのように進めていくのか、お聞きをいたします。

○吉本議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員のご質問3番目の1点目について、まずお答えいたします。

徹底した分別を行うことで、どれだけの減量効果を得られるかという見込みにつきましては、平成27年度から実施しております、排出された家庭系可燃ごみ袋実態調査結果から見ますと、分別を徹底することで、約25%の減量が図られるという結果が得られました。したがって、家庭から排出される可燃ごみに関しましては、分別を徹底することにより、25%程度の減量ができるのではないかと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

市内に民間の古紙引き取り事業者が無人集積所を設置し、運営していることは認識しておりますが、事業者がみずから設置した回収施設により、専ら再生利用が目的とされる古紙を回収していることに対して、違法であるとは言えません。したがって、利用者の選択に委ねられるものと考えております。

最後に、3点目についてお答えします。

目標を達成するためには、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを継続的

に行うことが重要であると考えております。

市では、今後も引き続き集団資源回収奨励金事業等の減量化支援の取り組みを進めるとともに、排出された家庭系可燃ごみ袋実態調査見学会におきましても、祝祭日や土曜日など市民の方が参加しやすいよう日程調整を行うなど、市民との対話に重点を置いたわかりやすい啓発に取り組めます。

また、小学生を新たな啓発のターゲットとして出前講座の実施、事業系ごみの分析と対策検討、家具類の粗大ごみのリサイクルなどに取り組む、目標達成に向け、取り組んでまいります。

なお、事業系ごみの実態調査につきましては、今年度、四半期ごとに事業系のごみ排出量や排出内容などの実態を調査・分析し、対策を検討し、効果的な事業系ごみの減量化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 徹底した分別を行うことで、25%減量できるというふうに市は見込んでいるというふうにお答えしました。じゃあ、これらをどのようにしてやっていくかというところが大事な点だと思います。今後の事業の進め方としては、今、部長がおっしゃったように、減量化対策、集団回収もさらに進めていくという部分と、また、実態調査をやって、各ところで見てもらう、そういったことをやっていく。小学校などに教育に行く。そして、今新たに言われたのは、事業の部分ですね、事業の部分で、ごみがどういうふうになっているかという実態調査を含めてやっていくということを言われました。

ごみというのは、当然、やっぱり意識が高まってこそ初めてごみが減っていく状況になるんですが、私も、ごみの水切りモニターというのをやらしていただいたんですね。やると、やっぱりごみ意識というのは、自分ですごく生まれてきます、当然。私、その後、じゃあ、その結果が、多分、数字でその結果については出されたと思うんですが、それが岩出市民の方々に、みんなに広まったかなというと、ちょっと疑問が湧くんです。モニターなどのそういった調査を生かすために、どんどん新しいそうした市民を取り込んだ中での実態として、ごみの減量化を進めていく取り組みというのを今後やっていく考えは、まずないのかというのをお聞きをしたい。

今は、職員の方々が一生懸命頑張っていて、各市民の中に入ってやってもらおうとし

ている努力はあるんですが、市民を巻き込んだ中での協力を求めなければ、やっぱりやっていく意識というのは高まらないと思うんで、市民を巻き込んだそうしたモニターを通して、私が意識ももっともって高くなったというのと同時に、さらに、そういう広める運動というのを起こしてはどうかというのが1つの提案です。

2つ目は、先ほど、民間のやつについては、市民が持っていくか持っていけへんかは選択肢やというふうに言われるんやけども、無料回収ということに、古紙は資源ですよ、資源だというふうに考えていると思うんです、市は。だから、燃えるごみの中に古紙が多く入っているから分別をお願いしたいということをよく言われているんですよ。それは資源だから。

でも、資源を無料で回収しているということは、その事業者さんに無料で集まってきた市民から出された古紙というのは、そのまま事業者さんは、何かに変えてお金になるわけですから、そうじゃなくて、A社は、同じようにポイントで還元してくれたり、いろんな形でやっていると。B社は、持ってきてもらったそれは無料で回収するというのに対しては、やっぱりきちっと規制をかけるとかじゃないんで、しっかりと資源なんだから、資源に対する対価というのを払うべきやということぐらい、私はしっかり言っていただきたいんです。それを市民任せにするというのは、ちょっと納得できません。

あと、もう1点、ちょっと提案したいのは、今、市では各決められた場所に出された古紙類を回収するため、委託業者をお願いして、委託料がかかってきています。この委託料が発生して、古紙類の売り払い料というのは少ないため、持ち出し費用がかなりかかってきているというのが実態だと思うんです。

ここで提案したいのが、かつらぎ町の方式なんですが、かつらぎ町では、古紙を回収する作業を直接古紙業者と契約を結んで、回収費用はかかっていません。直接契約を結ぶことで委託料がかからず、回収費用がかからないということを電話で、かつらぎ町の職員にお聞きしました。同時に、古紙の売り払い料は町に収入として入ってくる、こういう仕組みをとられているということなんです。

岩出市では、これまでも委託料が発生しているため、売り払いをしても持ち出しが多いというふうに言われてたんですが、こうした取り組みは岩出市でできないかという提案なんです。古紙を各ステーションに持っていけば、古紙業者が委託料をかけずに持って帰ってもらう。入ったものについてはキロ単位幾らという形で収入として市に入る。これをかつらぎ町はやっていると。これを岩出市でできないかという提案をさせていただきたい。ぜひ、これについて研究もあわせてですが、ど

のようにしたらできるかというのを考えていただきたいんで、それを質問といたします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目は、市民を巻き込んだ啓発が大事ではないかという主旨のご意見であったかと思えます。市民を巻き込んだ啓発が最も大事であるというふうに考えております。例えば、先ほど申し上げた小学校での出前講座であります。職員のほうが出向きまして、各小学校で授業を行っております。

子供さん、児童の皆さん、ごみ減量化・分別について、本当に一生懸命学んでくれたと聞いております。子供さんというのは、三つ子の魂百までといいますけども、やっぱり子供のときに、こうやというのを習ったことは、やっぱり大人になってもやってくれるというふうにも感じていますし、それから、子供がお家へ帰って、習ったこと、やっぱり家でこういう取り組み、学校で習ってきた。お父さん、お母さん、こんなんやったら大事やでというのをまた家族のところへ波及していくというような、そういう形でも市民を巻き込むというような格好も大事かなということで、今後もこれに関しては、教育委員会の協力を得ながら、継続してやっていきたいと考えております。

それから、一般市民の方にごみ袋の実態調査、見学会、その見学会でごみ袋の中にどれぐらい資源ごみがまじっているかというのを目にさせていただくというのは、かなり印象に残るものではあると思います。

今年度、先ほど申し上げましたように、休日とか市民の方、たくさんの方に目に触れやすいような形での開催というのも考えております。そのような形で市民の方を巻き込んだ啓発というのをやっていきたいと考えております。

それから、続きましては、もう1点、民間業者がただで古紙を集めておるという部分のご質問ですが、先ほど、利用者に委ねられると申し上げました。これ、市場原理から見まして、利用者の方々も、実際同じ古紙を出すときに、引き取りでゼロ円というよりも、幾らかでも、先ほど議員おっしゃられましたように、ポイントなり、何らかの対価がつくというところ、市場原理から見ると、選ぶのではないかと考えております。

あと、それぞれ事業者の宣伝というのも、それぞれの企業努力という部分で大事なのではないかと考えております。

それから、市民の方にゼロ円でというのはどうなのかというところではありますが、例えば、集団資源回収をやっていただきますと、市のほうで幾ばくかの助成金を、これ団体ということになりますけども、という形で還元されるような、そういう仕組みもありますので、できるだけ集団資源回収等、頑張ってください、そちらのほうで助成のほうもさせていただくというような形でやっていきたいと考えております。

それから、先ほどの、最後、かつらぎ町の取り組みということで、これ、資源ごみの収集と運搬、それから、処理を一括で発注するという形での契約というご提案であったかと思います。業者のほうから見ますと、収集運搬と処理を一括で受けるということになりますと、もちろん、これ商売、商業活動でありますから、もうけが出ないと。業者さんにとってもうけが出ないといけないということになります。この業務、収益については、その時々、市況によって変動するものでありますから、かなり上下動もあるかと思います。

一方、経費でありますけども、これ、主に言えば、収集運搬する経費ということにあります。岩出市内の今の現状というのを考えますと、岩出市内では、今、資源ごみの集積箇所が1,500カ所を超える数あります。この1,500カ所を超える集積場所を現在、週に1回ということで、資源ごみの日を設けておるわけですけども、この1,500カ所以上のところ、全てを回って回収していただいた上でもうけを出すということは、現実的に考えて困難ではないか。岩出市において、かつらぎ町の取り組みというのは、なかなか成立しないのではないかというふうにも考えております。

それから、もう1つ、岩出市では、処理に関しては8種類に分けて発注しておるというところ です。

このごみ、特に資源ごみのやり方に関しましては、それぞれ市町村ごとの取り組みというような形になっておりますが、この岩出市の状況の中で考えますと、もし、ごみ種ごとに別々の業者が収集するというようなことになると、例えば、収集日において、この1,500カ所の市内の集積所に8種類のごみがありますから、8台の収集車両が入れかわり立ちかわり収集をするというようなことが想定されます。その辺の動きというのが合理的であるかという、合理的であるとも言えないと思いますし、さらに、集積所付近の交通の問題、あるいはその付近の住民の方々へのご迷惑など、いろんな問題が発生することが考えられますので、これらを総合的に考えますと、現実的ではないと判断しておるところです。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 私、別に種類たくさん分けてやったらいいんじゃないかという提案は1つもしてないんですね。古紙類に関して、こういう方法でやっていますよと。古紙類に関して、こういう方法はどうかということを提案させていただいたんで、一番できるのあれば、今まで私たちが提案しているとおり、茶色瓶、白い瓶、全部分別できるのであればしたらいいんですよ、本当に持ち出しも少なくできるし。でも、岩出市はそういうこと自体をやるのが、別にサービスだと思ってないというふうに、これまで言ってきたんですよ。だから、私もそういう提案してません。今、提案させてもらったのは、古紙回収に関して、こういうやり方をやっていますよと。それができないんでしょうかという提案をさせてもらったんです。たくさん答弁いただいたんですけどね。

もうけがないからできないんじゃないかというのは、多分、これは市の考えで、例えば、各そうした事業者さん等々に聞き取り調査をしたとか、そういったことは無いと思うんです。ぜひ、そういう古紙の関係する業者などに聞き取り調査などして、そうした方法ができないだろうかというのも、しっかりとやった上でご回答をしていただきたいんです。

多分今のままだったら、もうけがないんじゃないかなと。無理なん違うかなと。市の判断だけで言うておられるんじゃないかなというような答弁でしたので、その辺についてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初に、平成27年度の資源ごみの収支ということでございますが、紙類、今言われた古紙類なんですけど、一応、新聞、雑誌、チラシ、段ボール、紙パック、シュレッター、紙類の合計で1,346万9,071円でございます。資源ごみの収集運搬委託料では6,107万4,864円ということで、差し引きしていただきましたら、プラスになると。先ほど市來議員のほうから言われたとおり、業者に問い合わせはしてないんじゃないかということでございます。うちのほうで、かつらぎ町でやっている事業者も把握しております。

うちの収集形態ということは、市民の方にもやっていただいている分別につきましては、廃プラもペットも古紙も、同じ日に、同じ場所に出していただくようにな

っております。これを変えるということになりましたら、曜日が、月、火、水、木、金しかないの、非常に難しいのではないかと。今、かつらぎがやっている業者さんに聞きましたけれども、うちでは、資源ごみの収集、回収日、きょうもやっておりますが、きょう、4者で12台以上の車が出ております。それを1者で古紙だけに限りましても、それが、例えば、ゼロ円になったということになりましたら、結局、廃プラスチック、ペットボトル、それと自治会に入っていない方の古紙はどうしますかというふうに問題になってきますと、結局、市で回収しなければならない。そういう状況になりますと、今の現況でやっていくほうが効率的かと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開いたします。

休憩 (14時37分)

再開 (14時55分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員　15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

質問内容は、被爆者国際署名について、平和バスについての2点です。

まず、平和バスについて質問を行います。この質問については、平和行政という点でよろしくお願いをしたいと思います。

まず1点目として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さについては言うまでもありません。平和の大切さを学ぶ一環として、平和バスの実施を行っている自治体が数多くありますが、平和バスという事業そのものに対して、岩出市として、どう認識しているのかをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、教育長はことし4月から新しく岩出市の教育長になりました。3月議会で岩出市の教育長としての決意、思いも文書で読み上げられていますが、平和事業、平和教育面などにおいて、任期中にどのような取り組みを進めようと考えているのかを教育長にお聞きしたいと思います。

3点目に、岩出市が加盟している平和首長会との連携面や平和行政への要請に対



して、どのように応えていく考えを持っているのか。この点をお聞きしたいと思います。

4 点目として、平和首長会で2020ビジョンとしての具体的な取り組みとして、青少年平和と交流支援事業というものがあります。「ひろしま子ども平和の集い」と名づけて、8月6日の平和記念日に、平和祈念公園内の広島国際会議場において、全国から広島を訪れる子供たちと広島の子供たちが平和のメッセージを発表する場として、毎年開催しているものです。このひろしま子ども平和の集いへ加盟自治体からの参加団体というものも、毎年のように募集がされてきています。ことしについては、期日的には終わっているわけなんですけれども、岩出市としても、このような場、これを活用して平和バスの実施、こういうものを行ってはどうか。この点で、岩出市としての市の教育委員会、市の見解というものをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の1番目、平和バスについて、平和バスの取り組みについては、平成22年第2回定例会、平成23年第2回定例会において、総務部長から、また、平成24年第4回定例会で私が答弁いたしましたとおり、市民の方々に平和の気持ちの醸成をどのように行っていくかにつきましては、さまざまな方法があると考えますので、平和バスに限定した取り組みについては考えておりません。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 増田議員のご質問の1番目、平和バスについての2点目、教育長としての方針についてお答えいたします。

教育は、平和主義を基本原則とする日本国憲法のもと、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと行われなければなりません。

平和教育につきましても、その主旨のもと、学習指導要領に示された内容に基づいて実施することが公教育の務めであると考えております。

なお、これ以外の内容については、教育部長から答弁させます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員のご質問、平和バスについての2点目以外のご質問についてお答えいたします。

なお、今回は教育委員会としての考え方というご要望でありましたので、教育委員会としての考え方を述べさせていただきます。

初めに、３点目の平和行政への要請に対して、どのように応えていく考えを持っているのかについてでございます。このご質問につきましては、平成23年第２回市議会定例会において、増田議員から同様のご質問をいただいております、当時の総務部長がお答えしたとおりでございます。

平和首長会は、都市相互の緊密な連携を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困などの諸問題の解決、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力することで、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としております。

平和への願いは、誰もが望んでいるところであります。市では、今まで核廃絶宣言の遂行や平和行進の場所の提供、協力金やメッセージの贈呈、原爆パネル展の実施などに取り組んでいるところであり、教育委員会といたしましても、その主旨に賛同しているところでございます。

今後も市の平和行政と連携、協力しながら、教育委員会としても平和教育の推進に努めてまいります。

次に、平和バスについて、１点目と４点目のご質問は関連しますので、一括してお答えいたします。

平和バスは、平和に関する施設などをバスでめぐり、戦争の記憶を風化させることのないよう、後世に伝えていくことなどを目的として、一部の民間団体や自治体で実施されているものであります。

子供たちや市民の皆様の平和に対する気持ちを醸成することにつきましては、さまざまな方法がありますので、「ひろしま子ども平和の集い」や「平和バス」に限定した取り組みについては考えておりません。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この平和バス、この間、私も、今当局のほうが言われましたけれども、何度か取り上げてまいりました。この間、残念ながら、今おっしゃられたような形で、なかなかそういう方向に考えを持っていただけないというのが、非常に残念だなというふうに私は思います。

市当局なんかは、こうした取り組み、限定した取り組みだという考え、この考え自体を私はぜひとも変えていただきたいなというふうに思うんです。

この後、被爆者署名なんかの問題なんかも今回取り上げるわけなんです、実際には、岩出市、いろんな平和行政の取り組みなんかもされていることは事実です。それは私も認めたいと思うんです。ところが、平和バスというものを初めとして、先ほども平和首長会という問題なんかも取り上げさせていただいたんですが、平和首長会からの要請、こういうものなんかについては、実際には要請があっても、それに応えないというこの実態こそ、岩出市として、本当に非核自治体宣言を行ったという自治体の考えでいいのかなというふうに私は思うんです。

残念ながら、この平和バスなんかについても歴代の教育委員会教育長という部分なんかにおいても、その考えはないんだと。財源面、そういうものを含めて、そういう考えは持っていないという、本当に消極的な考えを持たれてきました。

昨今、特に、今の日本の国の現状、今、昨今の状況を見てみますと、まさに平和を脅かす、そういう政治状況ではないんでしょうか。今、このときこそ平和行政の大切さ、これを感じています。

被爆者国際署名の中でもまた触れることになりますけれども、この間の政府における特定秘密保護法や安保法制、共謀罪法というものを初めとして、憲法改正の動きなんかが出てきているというこういうような、まさに私たちにとって戦前回帰になっているんじゃないかというような不穏な空気がある中で、やはり平和というものを本当に真剣に考えていく、これが今求められていると、私は本当に思うんです。

平和バスをなぜ実施している自治体では大切に考えているのか、この点を私はしっかりと改めて考えていただきたいと思うんです。

例えば、一例を挙げてみますと、岸和田市なんかでは、参加募集という人数は約40人です。参加費用は、子供が5,000円、中学生以上は1万円となっていますし、7月の下旬に原爆ドームや広島平和祈念資料館の見学、参加者が平和バス当日までにつくった千羽鶴、岸和田市での非核平和資料展というものも行われているようですけれども、そのときに、前年度に資料展、そこで市民が折った折り鶴、これを広島の折り鶴ブースというところがあるらしいんですが、そこに奉納する。そしてまた、戦争体験者なんかの交流なんかを行っているというようなことがされています。

これ以外の自治体なんかでも、日程なんかは8月上旬という、7月下旬もあれば8月上旬というふうなところなんかもあるわけなんですけれども、親だけじゃなしに、子供さんたちだけでも参加できるんだと。小学生の子供だけでもできるんだというような自治体もあります。

そしてまた、平和バス参加の方の感想文、これも西宮なんかではホームページで

閲覧できる、そういうような状況にもなっています。私も、西宮の平和バスに参加された方のものも読みましたけれども、本当に小学校の、多分低学年の子じゃないかなというふうな、漢字がほとんどない、平仮名が本当に多い、平仮名ばかりのそういうような子供さんなんかも感想文書かれていますね。

その中でも、やっぱり戦争怖い、戦争はやっぱり起こしちゃいけないんだ。私は周りの人にしっかりと、こういう戦争の怖さやきょうの体験、広めていきたいんだ。本当に小学校の低学年の子でさえ、いろんな感激、感想、体験という貴重な体験をさせてもらったというふうな声なんかも載せられています。一人一人のそういう体験した思いという熱い思いが、本当に響きました。

そういう点では、こういう体験、これこそ岩出市で実施されないというのが、本当に私は残念なんです。その点で、改めて私はお聞きしたいんです。限定した取り組みは行わないと言うんだけれども、そもそも岩出市でこのような平和バスの実施をしない、行わないという理由、この理由はどうしてなのかという点を改めて私はお聞きをしたいと思うんです。

そして、2点目に、原爆ドームや平和祈念資料館の見学、全国の子供たちとの交流などにおいては、平和というものを考えていく上で、子供たちや岩出市民にとって役に立つものとするのか、それとも役に立たないものなんだというふうに考えているのか、この点もあわせてお聞きをしたいと思います。

そして、平和首長会からの要請面、連携面ですね、この点なんかでは、今回はこの中には書いていないんだけれども、いろんな要請があると思うんです。例えば、被爆二世、苗木の植樹もしてほしいというようなことなんかも、私は当然教育委員会なんかでも聞かれたことも多分あると思うし、そういうことをしていただだけませんかという問い合わせなんかも、私はあったと思うんです。

これ、ある自治体の関係者の方からお聞きしたんですけどね、その中では、なぜ被爆二世イチョウの木というんですが、植えるのかという点においては、こう言われました。子供たちが被爆二世の苗木、これを植えることによって、木の成長とともに、自分自身の心の成長、これと重ね合わせて、平和を育んでいく心も育てていくんだ。そして、こうした苗木を丁寧に植える心遣いも養っていける。そして、こうしたイチョウの木を植えた、この場所を訪れることによって、自分が植えたこうした木の成長を見守る。この見守ることが平和への思い、これをその木がある限り持ち続けることにつながっていくんだ、こういうことを言われた。本当にそのとおりだなというふうに、私は本当に思いました。

こういう点においては、私は、岩出市の当局なんかも積極的にこうした被爆二世のイチョウの木というもののなんかも、首長会のほうから配布します、お配りしますとって言うてくれているんですよ。だから、そういう点では、そういう要請なんかに、しっかりと応えていくということが、この岩出市でも取り組んでいく、平和を考えていくという上でも大切じゃないかなというふうに、私は思うんです。前回もその前も、こうした平和首長会からの要請なんかに、やっぱりしっかりと応えていくということが大事じゃないのかなというふうにお伝えもしましたけれども、残念ながら、これまでの教育長、そういう視点には立たれませんでした。これが、これまでの岩出市の教育委員会としての平和行政に対する姿勢なんです。

私は、これが、5万人を超える岩出市、そこにおけるこの教育委員会の姿勢でいいのかなというふうに思うところがあります。改めてお聞きをしたいんです。そうした平和首長会なんかの要請、今後どのようにしていくのか。これまでは、そういうところには一切目を向けないで、岩出市は岩出市の考えがあるから、そういうことには応える必要がないという、そういう冷たい態度とっていただけたけれども、そういうことをしっかりと応えていく、そういうことを考えませんか。この点について、改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの3番目の再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

岸和田や西宮等の事例も紹介していただきながら、るる説明があったかと思うんですが、要は、ご質問の要点として、平和首長会の要請にどう応えていくのかということが1点、それから、そういった他市の取り組みについて、本市では行わない理由は何なのかということ、そして、教育委員会の姿勢、この3点かと思われますので、そのことについてお答えをさせていただきます。

まず、平和首長会からの要請の件であります、これにつきましても平成24年第4回市議会定例会で、増田議員のご質問に対し、市長が、核兵器禁止条約の締結について話を進めていくことに参加してまいりますとお答えしたとおりであります。

2020ビジョンの目標に、核兵器禁止条約の締結がうたわれておりますので、教育委員会としましても、市長部局と連携しながら、同様の歩調で進めていくことが平和首長会の要請に応えることになると考えてございます。

次に、さまざまな市の取り組み等の紹介について、それをしない理由ということなんですが、これは先ほどもお答えしたとおり、増田議員のご提案につきましては、

平和教育の理念ではなく、あくまでも手段であります。手段は、教育委員会のほうで主体的に選択してまいりたいと考えてございます。

なお、そういった私どもの姿勢について、これでよいのか、冷たいのではないかというご指摘がありますが、議員のご要望が通らないから冷たい教育委員会であるというのはいかがなものかと考えてございます。

失礼しました。答弁漏れがあったようです。

現地の子供たちとの交流が役に立つのか立たないのか、こういうご質問もあったかと思えます。もちろん参加した子供たちには非常に役に立つものであると思いますが、わずか40名ぐらいの子供だけでありますので、それであれば、学校等平和教育を全員にしていくほうがいいかなと、教育委員会としては考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただきました。最後の答え、私は実施している自治体に対して非常に失礼じゃないのかなと、私は思いますよ。岸和田市、40名ずつ、毎年されてきているんですよ。たしか平成2年からだったと思います。その40名の方が、毎年毎年参加されて、感動を受けて、そして平和を構築していく、核兵器をなくしていく、その思いをしっかりと受けとめてされているんですよ。わずか40名と、何ですか。岸和田市に対して失礼じゃないんですか。やっている自治体に対して、尊敬の念を持つんならまだしも、岩出市、それすらやろうとしないんじゃないですか。

しかも、やらない理由、何と言ったんですか。手段は選択したい。何でやらないのかという、何も答えてないじゃないですか。財源なんですか。人の配置が難しいからなのか。时期的に無理なのか。こういう点も含めて、なぜやらないのかという理由、しっかりと再度答えていただきたいというふうに私は思います。

今、原爆の恐ろしさ、悲惨さ、二度と核兵器を使わせないために、自治体の果たす役割は、私は本当に大きいと思います。子供たちや市民、平和の大切さや核兵器の怖さ、悲惨さを学ぶ、そういう一助となる、こういう平和バス、これを私は今言ったんだけど、どういうふうになれば行えるようになるのかを調査や研究することこそ、私はこの岩出市で一番求められているんじゃないのかな。悲しいかな、そういう教育委員会の姿勢、こういう限定したものだというような狭い考えにとらわれている岩出市の教育委員会の政治姿勢こそ、大問題じゃないのかなということを思いますし、調査や研究ということすらしないのかどうか、改めて、私は最後に調査や研究する、そういうことすらしないのかという点、改めてお聞きをし

て、この問題を終わりたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず再々質問の冒頭、実施自治体に大変失礼であるというご指摘であります、私、最初、冒頭、行った子供たちには大変役に立つものであると考えておりますということで、敬意をあらわしたつもりでございます。

しない理由をとということではありますが、それにかわるさまざまな施策を私ども教育委員会でもやっております。図書館では、平成20年度から毎年8月に平和映画会を実施しております。また、学校におきましても、夏休みの登校日に平和学習を取り入れたり、各教科、道徳等を通じて、平和学習を行ってきており、教育委員会としては、引き続きこのような取り組みを実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

失礼しました。調査研究については、もちろん岸和田の状況であったり、そういうことは私ども既に承知してございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 引き続き、被爆者国際署名について質問をしたいと思います。

市当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

今、日本において、戦後71年を経ている中で、平和という点では、国民の命と暮らし、将来を展望する上で、大きな不安が生じてきています。特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法、憲法改正の動きなど、戦争経験者だけでなく、若者たちの間でも平和が脅かされてきていると、多くの人たちが感じています。

作家の瀬戸内寂聴さんなんかも、戦争が始まってから泥沼になった昭和17年、昭和18年ころの軍靴の音が聞こえてきそうと。戦中に近づいているのではないかと警鐘を鳴らされています。

日本は、この第二次大戦、戦争によって広島・長崎に原爆が投下されて、悲惨な状況がつくり出され、今も原爆による被害に苦しみながら生活されている方が数多くおられます。核兵器の悲惨さ、核兵器の怖さは、当局もご存じだと思います。

現在、国連において、核兵器を法的に禁止する史上初めての条約、核兵器禁止条約の国連会議が開かれており、条約の採決が採択と、これが期待されています。

3月に、この条約の草案というものが提示されていますが、条約の前文で、核兵器が二度と使用されることがないように、あらゆる努力をする。核兵器使用の被害者と核実験の被害者の苦難に留意すると述べ、市民社会、被爆者の役割を評価し、核兵器の開発、生産、製造、別の方法の取得、所有、貯蔵、移転、使用などを禁止する。まさに画期的な内容となっています。

被爆者国際署名は、被爆者は核兵器廃絶を心から求めます。速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めているものです。

被爆者国際署名は、6月9日時点で、署名の累計が296万3,889人分ということも発表されて、国連に届けられています。今、この国際署名は、世界の人々に核兵器廃絶へ大きな力と勇気を与え、核廃絶への展望を指し示し、核兵器禁止条約締結へ大きな力を与える署名となってきています。

質問の1点目として、この核兵器廃絶に向けて、核兵器を法的に禁止する初めての条約の実現を求める被爆者国際署名、今、全世界で取り組まれています、市長として、被爆者国際署名について、まずどのような見解を持っているのかをお聞きをしたいと思います。

2点目として、岩出市も加盟している平和首長会議において、2020ビジョンが計画をされ、アクションプランの中で核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民署名活動など、核廃絶へ向けた署名への行動提起がされてきていますが、この岩出市として、これまでの取り組み、これはどのようにされてきたのか、この点を2点目にお聞きをしたいと思います。

3点目として、この被爆者国際署名、日本の自治体首長も賛同者が続いています。6月9日で658人、6月13日時点で663人が署名をされてきています。現段階においては、岩手、栃木、埼玉、神奈川、長野、兵庫、広島、鳥取、香川、徳島、長崎の11県の知事も署名していると報告されています。首長の署名、これが今もふえ続けてきています。和歌山県内でも19の自治体で賛同署名もされていると聞いているわけなんです、岩出市の首長としての対応と行動、中芝市長はどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

4点目に、被爆者国際署名に首長さん自身、特に、広島、長崎の市長さんを初めとして、いろんな首長さんなんかも積極的に取り組んでいるという自治体もあるわけなんです、核廃絶のまち宣言、これを岩出市は行っています。こうした宣言自治体の長として、署名行動という面で、市長は今後どのような行動なんかが必要な



のかと。また、どのようなことをとろうと考えているのかをお聞きをしたいと思います。

最後に、5点として、核廃絶を願う平和行進運動、そういうような団体へも、中芝市長から力強い温かいメッセージなんかも届けられてきています。平和運動、このような平和運動に取り組んでいる団体などに対しての協力・協働という点では、どのような点、これを岩出市としては考えておられるのか、最後に質問をさせていただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員ご質問の2番目、被爆者国際署名について、一括してお答えをいたします。

我が国は、広島、長崎と2回にわたる核兵器の惨禍を受け、今なお深い傷跡を残している世界最初の被爆国であり、核兵器の恐怖を体験した国民として、二度とこの悲劇を繰り返してはなりません。私たちは、平和憲法の花神にのっとり、核兵器の廃絶と世界の軍備縮小に向け、積極的な役割を果たさなければならないと考えております。

ご質問の被爆者国際署名については、市民が個人的に署名に応ずることは自由であります。岩出市として応ずる意図はないことから、署名はいたしておりません。

市では、平和首長会議への参加を初め核兵器廃絶のまち宣言、原爆写真の展示、原水爆禁止国民平和行進への激励メッセージなどの取り組みを行っており、市民の皆様の平和意識のさらなる高揚に向け、今後も引き続き取り組んでまいります。

なお、平和首長会議行動計画の策定趣旨において、核兵器廃絶に向けた取り組みを掲げていますが、先ほど答弁したとおり、岩出市は核兵器廃絶のまちを都市宣言しています。

また、5点目については、平和行進の場所の提供や賛同協力金など、引き続き協力していきたいと考えております。

あとは総務部長が答えます。

○吉本議長　総務部長。

○藤平総務部長　増田議員ご質問の中で、平和首長会議行動計画アクションプランについて申されていましたが、平和首長会議行動計画アクションプランの具体的取り組みは、1、加盟都市の拡大と平和首長会議運営体制の充実、2、核兵器廃絶の国際世論の拡大、3、核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進であります。

す。

本市においても、平成23年1月1日に平和首長会議へ加盟し、賛同しています。平和首長会議へ加盟したことにより、平和行政に対し、より認識が深まったものと考えております。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、お答えをいただきました。平和運動団体、そこにもメッセージ、市としても送っているんだということを言われました。改めて、そのメッセージですね、どのようなメッセージだったのか、これを改めて読み上げていただきたいというふうに思います。これが1点です。

それと、平和首長会議に、この間、いろんな要請文書、参加文書、こういうものなんかも届けられてきていると思うんですね。その点で、それに応えて、首長さん自身、市長さんや町長さん、これが直接参加をされているような自治体もあります。そして、職員なんかがそれに参加をしている、そういう自治体も数多くございます。

そういう点では、岩出市として、こうした記念式典の参加を初めとして、各種の会合、そういうところに参加をされてきたのかどうか、それとも要請文書は来たけれども、そういうところには全くタッチをしてきていないのか、いるのか、この点、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、もう1点は、実際には、平和首長会から要請された、届けられた文書というんですか、そういうものは担当の部でいうと、実質的には、受付部署というのは、どこが担当されているのかという点、この3つ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

いろいろ集会等の参加要請があった場合の参加についてですけれども、いろいろ考える中で、まだ参加はしてございません。

それから、この平和関係、国際署名であるとか、あと、首長会議の主担当につきましては総務部で担当してございます。

それから、メッセージの件でございます。増田議員、再質問で申されたメッセージというのは、平成29年5月31日の平和大行進に際しての激励のメッセージの言葉

であります。そのときのメッセージでありますけれども、ただいま議員から要請がありましたので、その要旨のみを述べさせていただきます。

#### 平和行進激励の言葉

市民の生命と生活を守るため、皆様方の運動に対し、心から敬意を表するところであります。世界の恒久平和は、人類共通の願いであります。私たちは、平和憲法の精神にのっとり、核兵器の廃絶と世界の軍備縮小に向け、積極的な役割を果たさなければならないと考えております。

岩出市におきましても、世界の平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、市民の生命、身体、財産を守るため、非核三原則の厳守と地球上全ての核兵器の廃絶を求める宣言をしております。

平和な世界の実現を祈念いたします。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、メッセージなんかも読んでいただきましたけれども、これはあくまでも全文ではないので、あくまでも要旨ということで理解をしたいと思います。

この点では、こうした平和を願う団体への協力・協働という点で、再度お聞きをしたいと思うんですが、実際には、今、岩出市では原爆パネル展というもののなんかも実施をされてきています。

また、学校関係ですかね、中学生の子供さん対象に、映画なんかもされていると思うんですね。実際には、こういうような事業のときに、例えば、実際には、岩出市自身がパネル展なんかもされているんで、そうしたパネル展の片隅に、こうした被爆者署名を、例えば、置かせてほしいというようなこととか、そういういろんな市としてやっている事業に何らかの形で協力したいんだと。例えば、映画祭なんかをやっているときに、その団体として協力することとか、協力できることはないですかというようなことで、問い合わせなんかがあるというんかな、申し出なんかがもしあった場合、市なんかは、そういうような形ではどのような対応をとられているのか、どういうことなんかも協力できるのかという点、ちょっとお聞きをしたいんです。

それと、平和首長会議そのもの自身には参加していないという、ちょっと聞き取りにくかったんだけど、参加していないというふうに聞きました。そういう点では、実際には、今後も今までと同じような形で、そういう平和記念式典とかという

ようなことなんかも含めて、平和首長会からの要請なんかには、今後もそういう要請には、職員さんなんかも派遣をしていくとかということなんかは、今後も一切考えないのかという点、この点についてもお聞きをしたいと思います。

その２点、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

協力・協働ということですが、今までと同じように、パネル展であったり、映画、こういうようなものは引き続いて実施をしていきたいと考えてございます。

それから、署名の件ですが、公共施設における署名については、原則的にはお断りをさせていただいております。

それと、いろいろ大会等、要請分への参加ということですが、今後も要請に対してどうかということですが、今までと同じように、それぞれ要請の中身を見させていただいて、検討する、参加する、参加しないは決定をさせていただきたいと考えてございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、平成29年第２回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

（15時45分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

岩出市議会議長 吉本 勸曜

署名議員 田畑 昭二

署名議員 福岡 進二